

平成25年第5回野洲市議会定例会会議録

招集年月日 平成25年12月6日

招集場所 野洲市役所議場

応招議員  
 1番 中塚 尚憲                      2番 稲垣 誠亮  
 3番 北村五十鈴                      4番 栢木 進  
 5番 岩井智恵子                      6番 上杵 種雄  
 7番 東郷 正明                      8番 太田 健一  
 9番 野並 享子                      10番 井狩 辰也  
 11番 市木 一郎                      12番 坂口 哲哉  
 13番 山本 剛                      14番 丸山 敬二  
 15番 鈴木 市朗                      16番 矢野 隆行  
 17番 梶山 幾世                      18番 高橋 繁夫  
 19番 河野 司                      20番 立入三千男

不応招議員 なし

出席議員 応招議員に同じ

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

市長	山仲 善彰	教育長	川端 敏男
政策調整部長	富田 久和	総務部長	新庄 敏雅
市民部長	佐敷 政紀	健康福祉部長	井狩 重則
政策監 (高齢者・子育て支援担当)	川端 弘一	都市建設部長	山本 利夫
環境経済部長	竹内 睦夫	教育部長	中島 宗七
政策監 (文化・スポーツ振興担当)	田中 善広	政策調整部次長	玉田 善一
選挙管理委員会書記長	新庄 敏雅	総務部次長	立入 孝次
広報秘書課長	竹中 宏	総務課長補佐	武内 了恵

出席した事務局職員の氏名

事務局長	橋 俊明	事務局次長	白井 芳治
課長補佐	遠藤 美穂子	主査	佐々木美砂子

## 議事日程

- 第1 諸般の報告
- 第2 会議録署名議員の指名
- 第3 一般質問

開議 午前9時00分

### 議事の経過

(再開)

○議長（立入三千男君）（午前9時00分） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は20人であります。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

栢木進議員より発言を求められておりますので、それを許します。

栢木進議員。

○4番（栢木 進君） 皆さん、おはようございます。第4番、栢木進でございます。

昨日の私の一般質問の中で、議員バッジの重さを3.5センチと申しあげましたですけども、3.5グラムの誤りでございます。ここに訂正をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

ありがとうございました。

○議長（立入三千男君） それでは、これより日程に入ります。

(日程第1)

○議長（立入三千男君） 日程第1、諸般の報告を行います。

出席議員は20人全員であります。

次に、本日の議事日程は既に配付いたしました議事日程のとおりであります。

次に、本日説明員として出席通知のあった者の職氏名は、昨日と同様であり、配付を省略いたしましたので、ご了承願います。

(日程第2)

○議長（立入三千男君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第127条の規定により、第7番、東郷正明議員、第8番、太田健一議員を指名いたします。

(日程第3)

○議長（立入三千男君） 日程第3、昨日に引き続き一般質問を行います。発言順位は昨日と同様、一般質問一覧表のとおりであります。

順次発言を許します。

通告第10号、第7番、東郷正明議員。

東郷議員。

○7番（東郷正明君） 第7番、東郷正明です。新人ですので緊張していますが、よろしくをお願いいたします。

まず、現在、雇用状況は非正規雇用が労働者全体でも3分の1を超えて、若者の2人に1人は今、非正規雇用と言われています。近年では契約社員や派遣社員などの有期労働者契約で働く若者がふえ、非正規雇用が1,908万人に達し、高校や大学を出た若者が正規雇用につけない状況が今続いています。こうした中で1990年から年収が減り続け、年収200万円に満たない労働者が1,000万人を超え、ますます暮らしが大変になる中で、働く労働者と家族の暮らしも守るためにも、今、地域経済活性化のためにも雇用と賃上げが求められます。

そこで、1つ目として、県内の高校、大学を出て地元の企業に就労するのが地域経済の活性化につながると思います。しかし、実態として市内の高校から地元企業に就労している人が少ないのは現実です。市から工業振興助成金を受け取っている企業もあり、その補助要綱には地元採用を含めた雇用も含まれております。そうした企業に対しては、特に積極的な正規雇用の雇用要請を市として求めることを要請していただきたいと思いますが、その見解をお願いいたします。

○議長（立入三千男君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 皆さん、おはようございます。東郷議員の雇用に関するご質問にお答えをいたします。

今、かなり限定的に、工業振興助成金を交付している事業所に雇用を求めているということなので、これは年度当初、きちっと職員が要請をしていますし、随時私も要請をしております。その狭いことだけじゃなしに、やはり市内の事業所で市内の方、特に若い世代が働くというのは重要です。雇用というか、就労、雇用、これは今もご質問にありましたように、収入を得るというだけでなく、社会への関係、社会参加でもあるし、自己実現でもあるということで、安定した仕事があると。雇われるか、雇うか、自ら事業を起こすかは別として、社会的なそういう立場というのは重要であります。最大限やって

おります。ただ、市内の事業所、有為な人材があれば、雇いたいと思っています。ただ、今おっしゃった、いつも先輩の方もおっしゃっていたんですけどね、市内の高校といっても、市内の高校に行っている市民は数分の1です。市内の高校に限らず、やはり野洲の市民の若い世代が野洲の事業所で働けるようにということです。

一般論はそういうことですが、事業所してみると、これはもう全国的ですけど、ミスマッチがあります。市内の事業所は基本的には製造業が多い。それも結構高いレベルの製造業です。ですけども、そこへ合う人材といいますと、特に市内の事業所が求めているのは工業高校の卒業生とか、あるいは高専レベルです。残念ながら、通常の4年制の大学はそんなに求めていません、一般的な。これはもう事業所の幹部でも言っています。若い世代の育成の仕方が間違っている。普通高校へ行って普通大学へ行けば、それで仕事があるだろうという時代はもうとっくに過ぎています。やはりきちっと目指して力をつけて意欲を持つ人材、これはだから、その世代が悪いわけじゃなしに、やはり子育ての段階からそういう方向に持っていけないといけない。ですから、今、事業所は結構人を求めているんですけども、そこにマッチングする人材がうまく育っていないということでもあります。これは私常々、県の教育委員会の教育長なんか言っているんですが、やはり高校教育をもっと変えていくとか、親の意識を変えていく、そこから始めないと、この大きなミスマッチは解消しません。

それで、今、国際分業がされていますから、昔、日本にあった仕事が海外に行っているわけです。だから、本当にその仕事をしたかったら、海外に行くとか、そのぐらいのつもりでないとだめだということと、もう一つはやっぱり単なる雇用という受け身じゃなしに起業をするということで、私どもは今、就労対策で野洲ワークを立ち上げています。これもこの間労働局長がオープンのとくに来てくれたときに私言ったんですが、今までやっているのは職のあっせん、それと、目的なしのトレーニングです。そうじゃなしに、申し上げたように、きちっとどういう職につくのかを目指した上でのトレーニング、それと、職の創設、職づくりをしないと、枠を設けなくて幾ら雇って下さいと言ってもだめなので、そういうことです。

野洲の場合、事業所は本当にふえています。市内の事業所がふえているので、雇用はふえていると思いますし、また近々ご紹介できると思いますけども、数年前から支援している起業家がうまく野洲で工場をもう1回設置しようと思ってくれていまして、そういう枠をふやしていくということとあわせてやらないと、単に雇用を頼めとかいったって、枠が

ないところに幾ら押し込んだって、それは無理ですので、そういった単なる工業振興助成金、私は賛成じゃなかったんです。ありますから、これ、金を払っているから雇えといったって、無理な話だと思いますので、もっと広い観点からの雇用促進に取り組んでいきたいと思っております。

以上、ご答弁いたします。

○議長（立入三千男君） 東郷議員。

○7番（東郷正明君） 今、雇用は野洲市内でもふえているという市長の答弁がありました。雇用の面で言いますと、僕は天津のルネサスで昨年10月まで働いていたんですけども、そのときに10月に天津で1,000人、福井で300人、1,300人のリストラが行われました。そういう雇用喪失の中で、僕ら正社員がやめた後、非正規雇用という形で大量の雇用が行われたんです。そういう中で、やっぱり雇用が喪失して、そしてまた企業は利潤を求めて非正規雇用という形になって、また、そこで働いていた労働者も時間幾らみたいな形で今働いている人もいます。この野洲市でも、さっきマッチング、そういうのもありますが、社会情勢として、私の住んでいる近所でもやはり高校とか大学を出て仕事につけない人がたくさんおられます。そういう中で、本人の目的意識でそういうふうきちんと仕事を求めていくということもありますが、一般的な社会情勢として、なかなか正規雇用に就くのが難しい、そういう状況にあるんです。そういった意味でも雇用を求めていただくことが。今、いろんな形で野洲市も人材育成とか、そういう面をやられておるのを承知しておりますが、さらに多くの企業に求めていただくようよろしくお願いいたします。

市長、見解をお願いします。

○議長（立入三千男君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 先ほどお答えしたとおりでございます。

○議長（立入三千男君） 東郷議員。

○7番（東郷正明君） 市長は平成21年2月にも、市内の企業に対して雇用維持確保に関する緊急要請をされています。今回におかれましても、もう一度プッシュをしていただく形で要請をしていただけますか。

ご答弁をお願いします。

○議長（立入三千男君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 先ほど申し上げましたように、日常レベルのコミュニケーション

で要請していますので、文書が効果があるのかどうかということもありますので、制度に基づかない文書ですので、あえてやるかどうかは、ちょっとここでは。私もあんまり空文書を出すのは好きではございませんのでね、やるのであれば制度をつくった上でだと思えますので。前回はやりましたけども、どちらかという、そういう形での要請文書については否定的であります。

○議長（立入三千男君） 東郷議員。

○7番（東郷正明君） 今後しっかりした制度をもって、そういう雇用とか、そういう方向で進めていけるように、政策を進めていただきたいと思えます。

次の質問に入ります。毎年春には企業と労働組合の労組間で春闘交渉が行われています。日本の大企業には今、10億円を超える大企業の中には270兆円の内部留保があって、この1年で10兆円もふえています。アベノミクスで輸出関連企業や投資家は恩恵を受けても、働く労働者の所得はふえず、その上、社会保障の切り捨てや来年4月からの消費税増税で、市民の暮らしは本当に大変です。市内企業に対して賃金引き上げの要請をすべきだと考えますが、市長の見解をお願いします。

○議長（立入三千男君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 東郷議員の賃上げの要請なんですけれども、今ご指摘のように、輸出関連の大きな企業はかなりの収益になっています。これに関しては政府も、異例ですけども、普通やったら労働組合がやる立場を何か保守政権の政府が要請しているという変な形になっていると私は思っているんですが、市内の事業所の場合、まだそれだけの円安の恩恵が受けられていないと思っています。そういった中で、市が賃上げの要請をそういった地元の中小企業にやるのが好ましいのかどうか。まさにさっき申し上げたように、地域で事業をしておられて、地域の方を雇用しておられるところは自ら経営者、お話ししても可能な限り賃上げはしたいと、適正な賃金を払いたいと思っておられる。そこに追い打ちを、わかっていることをあえて要請するというのは意欲を高めるのか、そぐのかということもありますので、あえて地元の企業さんに対して賃上げ要請を一律にすることは好ましくないのではないかと考えております。

○議長（立入三千男君） 東郷議員。

○7番（東郷正明君） 失礼します。今年の10月に共産党の小池晃議員が内部留保を利用して企業は賃上げせよという発言に対し、安倍総理も財界に対してそういった働きかけていくという答弁をしておられます。また、甘利経済再生担当相もそういった賃上げをし

ないとだめだ、今度の春闘は大事なんだということを発言されております。確かに野洲市内の企業、企業といってもいろいろあって、中小零細から大企業までいろいろあって、全てが賃上げできるかどうかというのはあれなんですけども、そういう中小零細に対しての支援という方向も含めて、その中小零細が活性化するような施策をしていただき、経済が活性化する方向、そういう方向を目指すためにも。一律すぐに賃上げて、中小零細、個人の営業さんもありますし、そういう中でも賃上げできるような、そういうところ辺の支援をお願いしておきたいと思います。

市長、お願いします。

○議長（立入三千男君） 質問ですか、要望ですか。

○7番（東郷正明君） 質問です。

○議長（立入三千男君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 今の要望かご質問かなんですけども、市内の事業所、可能な限り非雇用の事業主さんに対して待遇がよくなるようにという、これはきちっと依頼、促進をしていきたいと思っています。それと、市の場合、商工会の支援を通じて市内の事業者の経営促進をやっていますし、ご承知のように、MMC Cものづくり交流センターでも事業改善ということでやっています。それと、発注も可能な限り市内で調達できるものは調達すると。単なる農産物の地産地消じゃなしに、公共発注も可能な限り地元で出して、地域経済が回るように、できるだけことは全部やっているつもりです。そういう中で健全な経営の中で、事業者が職員さんの処遇を改善していかれるという方向に持っていきたいと思っています。

それと、大企業と中小企業、ちょっと簡単に言いますと、私も当初から言っていますのは、中小企業というのは大企業に至る途中の低い存在じゃなしに、中小企業は中小企業で十分存在感を持っています。日本だけです、何か大企業に成長しないと、企業として一人前でないというのは。これは全然違いまして、やはり50人規模の企業だからこそできる、100人だからできる、500人だからできるというのがありますのでね、そういう観点からのやはり位置付けでの、個々の事業者が伸びていく支援を総合的にやっていきたいと思っています。

以上、お答えとします。

○議長（立入三千男君） 東郷議員。

○7番（東郷正明君） 今の中小零細の支援、さらにはまたバックアップをしていただき

ますよう、よろしく申し上げます。

それでは、次の質問に入ります。次に、T P P参加と減反政策について質問をいたします。T P P交渉は国民には交渉内容も明らかにされないまま、年内にも交渉終結を迎えようとしています。T P P参加となれば、影響を受けるのは農業だけではなく、雇用、医療、食の安全等あらゆる分野での影響を受け、日本の安全基準がないがしろになってしまいます。また、安倍内閣は農政改革の先取りとして、これまで行ってきた米の減反を5年後には打ち切るということを打ち出しています。そこで、2点お聞きいたします。

まず1つ目として、T P P交渉において関税撤廃、自由化率100%を迫られています。現在、交渉中において、日本は自由化率を80%から95%近くまで引き上げたときとされている重要5項目の関税を残した場合は93.5%となることから、既に5項目の自由化に踏み込んでいます。T P Pは例外なき関税撤廃が原則で、たとえ例外を認めてもらえても、関税はいずれゼロになってしまい、国民には取り返しのつかない不利益をもたらして、国に交渉から撤回を求めることこそ、日本の農業を守り、ひいては野洲の農業を守る道だと考えます。

市長の見解を求めます。

○議長（立入三千男君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 東郷議員のT P Pに関するご質問にお答えいたします。

まず、T P Pに関しましては、もう今現に参加をして動いておりますので、参加する、しないの議論は超えていますけれども、今ご懸念のように、国内産業が大きなマイナスの影響を受けるという可能性は当分あります。特に食料の供給、そして環境の保全、治水といった、かなり多面的な機能を持っている農業が大きな影響を受けるというおそれが多分にあります。

ただ、一方ではこの国際的な枠組み、国際といっても全てではないですけども、かなりの国が参画している枠組みから外れるということのデメリットもあると思っています。そういう中で、やはり戦略的に守るべきものは絶対守っていくという、そういう方針を立ててやっていくということが必要だと思います。ただ、今ご指摘のように、秘密でやられています。これは秘密はけしからんですけれども、これ秘密がなかったら、秘密でやらなかったら、これまた成立しない交渉、いわゆる外交交渉で委任をしないとできないという矛盾を抱えていますけれども、これは政府に頑張ってもらって、今の農業だとか雇用の重要な部分、医療ですとか、いろんな機関の雇用部分がきちっと守られるように対応して



もらうように期待をしたいというふうに思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（立入三千男君） 東郷議員。

○7番（東郷正明君） T P P交渉はもう既に始まっていると。交渉というか、中に入っ  
て始まっているようなことを言われましたけども、昨年12月の自民党総選挙で、自民  
党の方では守るべきものは守る、この5項目を守れなかったら撤回するというようなこと  
を言って、衆議院選挙が行われました。それが今、なし崩しになって、その領域にも今入  
って交渉が進められ、また、もうすぐ終結段階に入ろうとしています。T P P参加撤回を  
求めることこそ、今完全にまだ入った状態、確実に入っていないので、その段階でもや  
っぱり市としてその撤回を求めるのが本市のとるべき行動ではないかと思うんですけども、  
市長の見解をお願いします。

○議長（立入三千男君） 市長。

○市長（山仲善彰君） ちょっとご質問のご趣旨がよくわからないんです。今の段階で撤  
回を求めるというのは、撤退をすると、今の枠組み交渉に参加をしないということですか  
ね。ちょっとそこまで今の段階でやるよりは、やはり戦略的にきちっととるべきものはと  
る、守るべきは守るという対応をしてもらうべきかなというふうに私は思っています。

○議長（立入三千男君） 東郷議員。

○7番（東郷正明君） やっぱり守るべきものは守ると、そのとおりなんですけど、それを  
守れなかったら、この農業、ひいてはこの野洲市、農業、いったいどうなるやろうと思っ  
たんです。そういった意味では、いろいろ野洲市でもブランド化とか、いろんな農業人材育  
成、今いろいろ取り組まれておられます。しかし、そういう中でもこのT P Pに参加とな  
れば、この状況が一変してしまうようなことが起こると思うんです。そういうことが起  
ければ、野洲市として今後の農業政策としてどうしていくのか、どういう認識を持ってお  
られるのか、見解を求めたいと思います。

○議長（立入三千男君） 市長。

○市長（山仲善彰君） まず、農業に関しましては、次にご質問されるとさっき予告され  
た減反政策も絡んできます。それと、完全に撤退した場合、さっき1番目にご質問があり  
ましたように、市内の事業所での雇用を確保せよとおっしゃっているんですけども、恐ら  
く市内の主要な事業所は今度はかなり不利な立場に置かれると思います。市内にある大き  
な事業所はほとんど輸出型です。T P Pの枠組みから外れた場合、相当不利な立場で貿易

通商をせざるを得ない。だから、これは解けない問題を解こうとして、これが政治、外交の世界なわけですけども、一方では大企業に雇用を確保せいと言いながら、一方では農業を守るために大企業に不利な施策をせよと。だから、いわゆるパッケージとして政策が成り立った上でのご質問ではないんじゃないかなと思います。農業は絶対私は守るべきだと思っていますから、先ほど言いましたように、食糧、環境、治水等々で。ですから、どれかの条件をやはり前提にしつつ、そこできちっと対応できる戦略をやっていかないと、社会政策としては成り立たないんじゃないかと思っておりますので。

以上、そういう観点からのお答えといたします。

○議長（立入三千男君） 東郷議員。

○7番（東郷正明君） 確かに今言われましたように、輸出企業、自動車とか、半導体とか、こういった企業は野洲市でも村田製作所とか、日立ツールとか、そういう輸出産業が多く、そういう企業には恩恵というか、T P Pあると思うんですけども、そういう中で、そこで雇用が、T P Pに参加すれば雇用が生まれるということは、本当にそうなんやろうかと。今、海外に多くの企業が進出して、半導体でいえば松下さんとか、私のいたルネサスでも海外に出ていっています。そういうこと、農業とマッチングするというのは、農業の雇用も、T P P参加になれば農業も雇用が喪失されるわけです。済みません、そういう確かに大企業には恩恵があって、それ、逆に、今度、恩恵のない企業もあります。そこがうまく両方がマッチングできるような、そういうグローバルな社会体制にしないといけないんですけども、今本当に対米従属、アメリカ言いなりの政策が今進められていると思うんです。そういった中で今、このような日本の経済状況が起きていると思うんですけども、そういった面に対しては市長はどのようにお考えですか。

○議長（立入三千男君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 対米従属かどうかは別として、アメリカ合衆国の主導権が強い状況の枠組みの中で参加させられているというのは事実だと思っています。それと、もう一つは、例外なき関税の撤廃というのは、これはもう無理がありまして、常々申し上げていきますように、地球の上にはいろんな国があるわけですけども、地理的条件、気象的条件、歴史伝統があって、それを一律にやるというのはそもそも無理なわけですね。生産性が違う、あるいはその物の値段が違う。だから、かなり無理なことをしようとしているわけですね。でも、このなぜ無理なことをしようとしているのかという、そこをきちっと押さえないとだめで、その無理なことをしようとしている中で、いかにそれぞれの国が一番いい状

況を実現できて、それが国際的にも協調ができるかという、ある意味で解けない課題ではあるんですけど、それを解こうとしている中での、どこかへの決着点をつけるざるを得ないんだろうというふうに思っています。

それと、先ほど海外へ出ていっている、だから海外へシフトしている部分については、T P Pがどう作用するか。単純に国内からの輸出ではないので関係ないですが、今ご指摘のように、これだけの円安ですね、もう2割ぐらい安くなっています、ある時期から、1年前から見たら。国内シフトを今してきています。幸い市内の事業所もかなりの大規模投資を今しようと思っています。近隣もそうです。ということは、結局またT P Pが効いてくるということで、経済というのは物すごい生き物であり、複合的なものですから、単純に政治思想で対米従属だからだめだとかいっても、経済は別のまた力学を持っているので、そういったことを総合的に考えて、やはりパッケージとして国内産業で守るべきは守る、影響を受けるところについては別の対策で底上げをしていくとか、支援をするということかなと思っています。私はあんまり賛成はしていませんけども、今政府が出しているのは労働のシフトですね。衰退産業から成長産業へと。そんな簡単な話では私、ないと思いますので、総合的にやらないといけない。

それと、もう一つは、やはり社会保障がこれ税と絡みますけども、社会保障が雇用にもたれ過ぎている日本の制度があります。正規雇用で安定していないと、いろんな生活の福祉的な面もそこでカバーされているという。これをもっとやっぱり社会化していけば、正規か非正規か、私も正規であるべきだと思いますけども、非正規であっても、安定して生活ができるような社会システムができるはずなんですけども、今の場合、日本の場合は従前から正規雇用によっていろんな生活の条件が満たされているという雇用形態になってしまったから、これもいいか悪いかは別として、非正規がふえるんだったら、社会で支えていくという仕組みに変えていかない限りは、個々の国民がより厳しい状況に追い込まれると。だから、そういう観点から物事を考えていかんといかんのですけど、どうもそういう観点から今されていませんね。国際競争力をつけなければ、雇用もなくなって国がなくなるみたいに、単純な発想になっていますから、そこは改めていかないといけないと思っています。

○議長（立入三千男君） 東郷議員。

○7番（東郷正明君） 私の身近な人でも今、有期雇用とか非正規なんです。まだ6カ月とか、1年とか、2年とか、そういう短期間でやめなければならないという状況が、そう

いう人が何人かいます。この野洲市でもたくさんいると思うんです。そういう働く人たち、山仲市長さんも非正規が好ましいと言われていましたように、それで非正規雇用が好ましいと言われてきました。非正規の方にもやはりちゃんとした雇用、2年とか、1年とか切られないような、そういう政策的なものをまた野洲市でも求めていきたいと思います。よろしくお願いいたします。

2つ目の質問に入ります。米の減反政策によって補助金もなくなり、小規模農家は経営が立ちいかなくなって廃業に追い込まれると思います。今回の減反廃止はT P Pによって外国産米輸入がふえることを見越した処置として行われ、アメリカ言いなりのT P P参加のための土壌づくりであり、全くこのような進め方はだめだと思いますが、市長の見解を求めます。

○議長（立入三千男君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 東郷議員の減反政策についてのご質問にお答えいたします。

今ご指摘のように、5年を目処に減反政策をやめようということですが、どうもすっきりやめるようじゃなしに、結果的にはやはり作付面積を国が監視する、コントロールしようとしているのと、もう一つは、飼料米だとか、そういった人間が食べるお米以外をつくってもらって、そこに補助金を出そうということで、これを見ていますと、あんまり従来と変わっていません。現在でも米粉とか、パイロット米をかさ上げしています。その政策なので、自由に勝手にお米をつくって下さいという方式じゃない。その分、減反への手当を落とそうということなので、今東郷議員ご心配になっているように、これはやはり農家にとっては厳しい状況かと思えます。枠を取れば、自由競争になって共倒れになるのはわかっています。現在3分の1ぐらいの補助でお米をつくってないわけですから、そこで全てつくれるとなったら、喜べるよりは、需要がないわけですから、値下がりをする。下手をすると、状況のいいところは売れるかもわからないけど、下手をすると、全滅になるおそれもあるので、安易な減反政策の中止というのはすごく無謀、危険なことかなと思っています。ただ、それは政府もわかっているので、さっき言いましたように、全体の作付状況を監視して、何らかの処置をしようと思っていますので、もう少し政府の出方を見てから判断をしたいなというふうに思っています。

○議長（立入三千男君） 東郷議員。

○7番（東郷正明君） 減反で、これから肥料とかのそういう飼料のためにも移行していく、主食から肥料とかそういうためにも、その辺にもまた囁いていくと思います。しかし、

それでは価格とかがまた保障されなくなり、ますます厳しい状況になると思うんです。本当に国の動向を守りながら、日本の農業を守っていけるのかというのは、やっぱり疑問にあります。山仲市長さんもTPPに危惧されていますし、しかし、この野洲市の農業を守るために、しっかりした支援、施策、また対応をよろしくお願いします。

○議長（立入三千男君） 続けて下さい。

○7番（東郷正明君） 済みません。それでは、特定機密保護法案についてご質問します。ちょっとこれ、一般質問通告書に出した内容とは現在、国政、情勢が変わっていますので、ちょっと中身が変わりますけども、よろしくお願ひいたします。

昨日、臨時国会で特定秘密保護法案が自公政権の数の力によって参院国家保障会議で採決され、本日、参議院本会議に上程し、強行採決して可決しようとしています。この法案は特定秘密の指定に何の歯どめもなく、秘密が際限なく広がる危険があり、国民の知る権利を蹂躪したこの法案が国民主権を踏みにじるものであることは明らかです。自民党の石破幹事長のように、市民の法案反対デモをテロ扱いにし、まさに国民の目、耳、口をふさぎ、憲法に保障されている基本的人権や知る権利をも奪い、日本を戦前の暗黒時代にしかねません。特定秘密保護法案はどんな世論調査を見ても、反対の声は5割を超え、賛成の声は2割から3割にすぎません。国民の8割が慎重審議を求めて、各界、各層で空前の反対の声が上がっています。この法案は日本国憲法の平和主義の原則を踏みにじるものです。原発の情報も秘密にされるということで、何が秘密か、それが秘密という状況は変わらず、逮捕されても、何の罪か明らかにされないまま、最高で10年の懲役が確定するという状況であり、日弁連も日本ペンクラブでも反対されています。これまでも公務員には守秘義務が課せられており、自衛隊員に対しては身辺調査がこれまでからも行われています。家族、家族の住所、氏名、勤務先、友人も含めて記入されているなど、秘密保護法の適正評価を先取りして行っています。

市長は特定秘密保護法についてどのような見解を持っておられるのか、お尋ねします。

○議長（立入三千男君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 東郷議員の特定秘密保護法案に対する見解、考え方についてのご質問にお答えをいたします。

まず、民主主義の制度のもとでは政府、これは中央、地方を問わず、基本的に秘密はあるべきではない。当事者は市民であったり、国民であるわけですから、個々人のプライバシーとか、企業が開発したそういった秘密事項以外は全て公開にされるべきだと考えてい

ます。ただ、中央政府、国の場合は外交とか、防衛とか、あるいは今、国はテロと言っていますけど、いろんな操作のために一定の秘密が守られるべきだろうとは考えています。それに関しては今ご指摘のように、公務員法とか、自衛隊の制度で秘密保持が今制度化されています。それを超えるものがあるかないかという、ないことは私ないと思うんですけども、あるんだったら、それをもっと明確にやはり限定されるべきだろうというふうに考えています。

また、秘密の制度をつくる場合、これももう既に十分議論で何かどうも、なし崩しでどんどん第三者機関がころころ出てきていますけども、それやったら最初からやっといたらいいんです。私は当初から第三者機関の設置と、そして秘密の開示が一定年限で行われるべきだと言っています。第三者機関については、まさに第三者機関ですから、私も専門家じゃないからイメージで申し上げますと、裁判所に近いような、場合によったら、極端に言えば、本当は選挙で選ばれる委員で構成されるということもあってもいいかなと思っています。そこまでやるようなものではないので、行政、立法、司法という三権分立ぐらいのレベルの独自性が保たれた、裁判所的な権限を持った独立機関が第三者機関であるべきで、政府の中にやればこれは行政組織ですから、監視が十分じゃないと思っています。ですから、秘密保持の制度があったとしても、申し上げたように第三者機関のチェック、もう一つはやはり開示の期間です。この開示の期間も一般的に今、こういう制度を持っている国は20年から30年ですから、長くても30年だろうと思っています。これはなぜかという、私たちの一生、20歳になってから現役の世代は65ぐらいですから、35年間ですね、現役は。元気なところまで入れても、80としても、それだけの年限であって、60年と言われると、それを超える可能性もあります。80を超えてから初めてこの自分が成人になったときに秘密をされたのがようやく、もう死んでいるか、死んでないかわからんときになる。これでは検証ができない。制度を成長さそうと思うと、これを秘密にしましたよということが20年か30年後に開示されて、あ、これはそれで正当だった、いや、これは間違っていたということの繰り返しでもって、政府が成熟していくべきなので、長くとも30年だろうと思っています。そういったことがきちっと入れ込まれることによって、担保されるべきだろうというふうに考えています。

ただ、これがそこまで明確でない場合は、いろんな人が指摘していますように、憲法で保障されています、国民の知る権利を妨げると共に、これも指摘されているように、精神や行動の自由を委縮させますし、憲法で保障されている思想、信条の自由を妨げるだけで

はなく、これはもう経済的な、憲法で保障されている経済的自由にも及ぶので、これは皮肉なことなんですけども、今の政府の眼目である経済の活性化にも、ひいては影響するのではないかなというふうに思っていますので、慎重な制度設計、やるんだったら慎重な制度設計が必要だと思います。私、絶対反対ではないんですが、ここにきちっと答えられるものでないと困ると思っています。今日、私とこの新聞には法案全部2面にわたって書いていましたので、改めて読んできましたけども、私は絶対反対ではないけども、そごきちっとされないとだめだと思っています。今回もこれ、かなり国民に傷が深いと思っていますので、本当に慎重にやっていただきたいなと思っています。

それと、ちょっと付け足しで申し上げますと、常識レベルで考えますと、今回の制度のように、誰かが政府が秘密を指定して守れるということになっているわけですけど、政府というのは機関ですけど、実際は中身は生身の人間、自然人ですから、政権が交代するとか、人事異動があったら、その人は秘密を持ったまま生身の人間で別の政治家になったり、普通の人になるわけですね。その人は当然漏らしてはだめなんですけども、漏らしてはだめだけど、その人がその秘密を知った上でいろんな判断をしたり、行動できるわけであって、これは結構矛盾していると思います。極端な例で言えば、どこかのインカ帝国かどこか知りませんが、総理になった人は、あとは死ぬとかということだったら、別なんですけども、その人が生きていて、秘密を洩らしたら、だめだけど、その人が知って商売をしたり、行動ができるという、ここが今日本の中で人間に差が出るわけですね。これ結構私、深刻だと思っています。総理をしたら、まずもう政治家は即やめるとか、これでも不十分で、生きて限りはその人は秘密を知った上で自分で行動できる。ですから、生身の人間にこういう制度を課すというのは、結構慎重であるべきだろうというふうに思っています。

それと、もう一つは、究極のところはやっぱり秘密を守ろうと思ったら、基本的にまず公務員から始まるわけですけども、やはり公務員が国に対して、あるいは国民に対して、きちっとやはり信頼と忠誠心を持っているというのが一番の根幹であって、それがなかったら、幾ら制度をつくっても秘密は漏れていくというふうに思っています。

それと、もう一つあえて言えば、国民のための政府なんですけども、国民に秘密を持つということになりますね、結果的には。ということは、国民を信頼していないということになります。国民を信頼してない政府は、当然、国民からの信頼を失います。これはすごく大変なことではね、秘密がどうのこうのは別として、基本的には全て国民に知らせる

というのが原則なんですけども、法律でもって国民に知らせない部分がありますよという制度をつくるということは、今申し上げたように国民を信頼してない、ひいては国民を信頼しないということになって、これは結構深刻かなと。あんまり私、引用しないんですけども、これを思っていて、論語の言葉を思い出しましてね。民なければ立たずという、これは結構有名な論語の言葉です。民なければというのは、国民の信用がなければ、国が立たないという、これ、論語の言葉なんですけど、まさにこれが当たると。たちまちはいいんですけども、フェイルセーフの発想だから、今も議員ご指摘のように、秘密がどんどんふえていく可能性があります。ここまではもう閉じといた方がいいなというふうになって、秘密を守ることが第一目的になると、秘密が増殖していきます、出すことが恐ろしくなってくるから。こうなると、さっき申し上げた悪い方の状況がどんどんふえていくと思っています。

最後に申し上げれば、この戦前に戻るかどうかは別として、さめて考えれば、ちょっとやっぱり変な状況かなと。私、評価している方で言えば、保守政治家の吉田茂というのが戦後になってから、戦前期は変調を来していたと、あの当時は、という表現をしたことがありますけども、まさに社会が、国が変調を来しているのではないかなと。だから、さっき申し上げたように、政権交代があれば今の、今、政権を持っている人はこれでいいんですけど、自分たちが政権をかわったときに結局割を食うわけですし、ちょっと不思議な行動かなと。私は制度自体はきちっと明確にされたら、否定はしませんけども、そここのところの疑念がきちっと払拭されるような形で制度設計をされるべきではないかなというふうに考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（立入三千男君） 東郷議員。

○7番（東郷正明君） 山仲市長も言われたように、やっぱり国民に秘密をするということは、信頼されないということで、政治が国民から信頼を得るためには、逆にやはり情報を国民に知らせ、そら、全部が開示できないものもあると思うんですけども、知らされるべきものは知らせて、国民と政府と一体になって日本の政治、そういう社会をつくられることが大事だと思うんです。この特定秘密保護法の問題点は、問題は何が秘密かがわからない、これが一番問題だと思うんです。その中で山仲市長も絶対反対ではないということをおっしゃいましたけども、基本的には山仲市長、今のままの、行政だけでやって、第三者機関も身内みたいな形がやっておられるじゃないですか。山仲市長の言われたさっきの



三権分立、司法、行政、立法、そういったことがしっかり守られる中で、やはり国とそして国民の間の情報開示がされて、管理がされていく社会が望ましいと思うんです。そういう方向で市長も国に対しての要望をお願いできませんか。

○議長（立入三千男君） 市長。

○市長（山仲善彰君） その前に反問させて。

○議長（立入三千男君） ただいま市長からより反問の申し出がありましたので、反問を許可したいと思います。なお、反問は質問議員1人につき2回までとなっております。

市長。

○市長（山仲善彰君） 今、ご質問いただいたんですけど、それに答えるためにも、東郷議員のやはり姿勢をもう1回お聞きいたしたいんですけども、私、常々言っています、まちの情報、市の情報は絶対公開だと思っています。きのうも丸山議員もご了解いただきました。でも、なかなか足元の情報がきちっと開示されていません。先般もある会合で、今の特定秘密保護法案について、あえて挨拶で、もっと短いんですけど、今申し上げたのとほぼ同じ趣旨で話をしましたが、やはりまちづくりの中で、いっばいまだ秘密があります。その会合のときに私言ったのは、今日もちょっと新聞に載っていますけれども、琵琶湖畔に放置されたチップであります。ずっと秘密です。きのう今日の報道を見ても、誰がどこへ持っていくかわからない状態で撤去されると。これに対してきちっと情報が開示されていません。廃棄物の移動のマニフェスト、移動を確認するマニフェストでわかるというんですけども、マニフェストがあったら、なぜ、あこにあれがあるかわかるはずなのに、それが機能していない制度を前提にして、どこかへ撤去されるからよしとしている自治体制度があるわけですね。足元はまだまだ不透明です。だから、私も国にどうのこう言うよりは、まずはやはり足元をきちっと透明感を持たさないとだめだと思っています。

それで、きのうも何人かにお聞きいたしましたけども、私、過去を責めるとか、職員を責めるためじゃなしに、9月の議会で野並議員等からご質問があったので、駅前の土地の情報開示をとりあえず中間報告という形でやりました。それについてのご評価、ご見解を聞きたい。きのうある議員さんは、あれは議会が認めているからいいとおっしゃいましたけども、議会が関与してないわけですね。ましてや、野洲町有地に6年間も固定資産税をかけるという異常なことをして、いや、それは議会が認めているからよしというような観点があったら、こんなん、行財政改革もあったもんじゃないですよ。言葉で行財政改革といいながら、できない。私はかなり深刻だと思っているんです。人を罪せず、やはり事を

問わんとだめだと思っていますけど、ですから、あれについての秘密をなくしたことへの評価。

そして、もう一つ、これ1人1問の中で聞きます、今回の議会、議会の人事に私関与するつもりはないですが、議会の役員選定の中で、例えば湖南広域行政組合、消防ですね、の議員さんは組合格約では4市で各4人で16人になっています。組合格約では議員の選出は各市の議会で選挙をするとなっています。ただ、これは当然、これ地方自治法に基づく選挙になりますから、本来は選挙ですけども、次善の策として、全議員が同意をすれば、指名推薦でいけると書いていますが、原則は選挙であります。今回、指名推薦をされました。これは地方自治法はもっていません。本来の趣旨からすると選挙ですけども、選挙にかわる方法です。同意をされたと思うんですが、私としてはその指名推薦をするということについては、何らかの根拠があるわけであって、選挙だったら選挙です。無記名投票。でも、指名推薦にするということについては、何らかの根拠があると思っています。私は最大会派の議員さんにどういう根拠だったんですかと言ったら、お答えがなかったです。不透明、秘密、これについてどう思っておられるのか、この2点についてのお答えをお聞きいたしたいと思います。

○議長（立入三千男君） 暫時休憩いたします。

（午前 9時56分 休憩）

（午前10時15分 再開）

○議長（立入三千男君） それでは、休憩前に引き続きまして会議を開きます。

ただいま市長より反問を求められ、市長に反問を許可いたしました。東郷質問員の質問の特定秘密保護法案に関する内容、趣旨からして逸脱を来しておると考えるところでございまして、よって、市長には質問内容を変えていただくか、取り消しをお願いしたいと思います。

暫時休憩いたします。

（午前10時15分 休憩）

（午前10時42分 再開）

○議長（立入三千男君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの市長の反問に対する発言を求めます。

東郷議員。

○7番（東郷正明君） 2つの質問にお答えします。

市長のこれまでの疑惑を1つ目として、これまでの疑惑を公開されたことは大変評価いたします。

もう一つ、指名推薦に対してのご質問でしたけども、選挙方法は指名と選挙の方法があり、最大会派が指名を選択されたことについては、私、日本共産党としては見解を述べる立場ではないということを申し上げます。

○議長（立入三千男君） 市長。

○市長（山仲善彰君） いや、党の見解を私はお聞きしていません。個々の議員さんが判断されて、よしとされたので、そのされた根拠は何なんですかということを聞いています。最大会派が提案されたからと言うんだったら、もう、じゃ、全て最大会派が提案されたら、応じていただいたら、今までも決算も予算も全部党として賛成いただけたんと違うかなと。今の論理だったら、最大会派が出されたから良としますという論理になりますから、東郷議員として、どういう観点からよしと声を上げるか。1人だけでもだめと言うたら、党は関係なしに、1人だけでもだめだったら、指名推薦は成立をいたしません。指名推薦には、さっき私申し上げたように、選挙だったら理由なく賛成、反対で決まります。いい意味で無機的、客観的です。でも、指名推薦にはそれなりの根拠があるはずです。東郷議員としてはどういう根拠を理由によしとされたのかを私はお聞きしたかったわけであって、そこが私、秘密で何人かに聞いたけどわからないとおっしゃったので、あえて聞いたので。さっきも申し上げたように、地方自治は民主主義の学校だと言われていています。国家秘密云々するんだったら、足元の自治の民主主義の学校の秘密がなくなならないしなかったら、こんなもん、政治が成り立ちません。だから、私、さっき議長が休憩後、これは今の法案と関係ないとおっしゃったけども、まず足元の秘密、個人はよろしいよ、市議会での秘密がなくなならない限り、国に偉そうなことを言えないと私は思っています。なくなっても、言うても、私、構わんと思いますけど、問題があったら。でも、まず、やはり足元の透明性、合理性を保たんとだめやと思うので、あえて今回のことについて、足元についての見解を私はお聞きしたいわけであって、党の見解をお聞きいたしません。これ残念ながらこれで2問になってしまうんですけども、これ、答弁が漏れているからということでお許しいただいた1問目だと思っています。

○議長（立入三千男君） 東郷議員。

○7番（東郷正明君） 選挙方法にして、最大会派から推薦されたことについてはやっぱりそれなりの合法性があり、問題なき、そういう方法もあるということで認識いたしてお

ります。

以上で質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（立入三千男君） ちょっと1人で何もかも言わんでいい。

それでは、反問はこれにて終了いたします。引き続き東郷議員の質問を続けて下さい、ということで離して下さい。

○7番（東郷正明君） 終わります。

○議長（立入三千男君） 次に、通告第11号、第8番、太田健一議員。

太田議員。

○8番（太田健一君） それでは、大きく3点について質問させていただきます。

まず、大きな1点目ですが、投票所について質問したいと思います。まず、住民への選挙の参加や投票率を上げることは行政の責務であると考えますが、具体的な対策としてどのような取り組みを行っているのか、お聞きしたいと思います。

○議長（立入三千男君） 選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（新庄敏雅君） 太田議員の投票所についての選挙啓発ということでお答えを申し上げたいと思います。

この件につきましては、昨日の丸山議員にもお答えをさせていただいたところでございますが、広報、ホームページでの周知、また、選管の委員、明推協の委員さんも街頭啓発などを行ってまいりました。さらに、横断幕の設置をすると共に、選挙公報を各戸へ配付する共に、コミュセンにも配付をして、投票の呼びかけを行ってまいりました。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（立入三千男君） 太田議員。

○8番（太田健一君） さまざまな取り組みを今回だけではなく、これまでもさまざまな取り組みをされてこられたことだと思います。ですが、そういった状況の中で、特にきのうの丸山議員の質問にもありましたけど、今回の市会議員選挙はすごく低投票率というような結果になったんですけど、まず、これに対してどのような要因があったんかというのをお聞きしたいと思います。

○議長（立入三千男君） 選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（新庄敏雅君） この点につきましても昨日お答え申し上げましたように、天候、また、若者のどうも政治への関心度の低さというのが影響していると思っておりますし、きのうも関連5市のことを申し上げました。一律投票率が下がっている

ということですが、本市が一番投票率を下げました。この点につきましては、一つは立候補の予定説明会をさせていただきました。出席いただいたのは20名だったということで、これに伴いまして、事前のマスコミ等の報道というのが少し有権者にも、投票率でいくとマイナスの影響を与えたのではないかと考えているところですし、投票所の結果を見ますと、33の投票区の中で中里、兵主学区にある9つの投票所ですね、これがちょっと著しく投票率が低かったと、こういうもので結果としては少し大きく下げた要因ではないかと、こう考えております。

○議長（立入三千男君） 太田議員。

○8番（太田健一君） 選挙が始まるまでに、無投票ではないかというような噂も僕も市民の方からもたくさん聞いて、それも1つの要因で、さらに天候が雨だったということも確かに1つの要因であったとは思いますが、根本的な問題が1つあると感じています。それを具体的なものの1点目として、今もう皆さんもご存知のように、高齢化が進んでいます。その中で、投票に行くのに車椅子であったり、手押し車を押しながらというのを利用されている高齢者の方々が投票所に行っても、投票所は全ての投票所が完全なバリアフリー化ができていないという現状があると思うんですけど、そこに投票行きたくても、高齢者の方々がなかなか行けない。僕ももう既に何人かから聞いています。高齢者の方が行くつもりだったけど、行けるその投票所のバリアフリー、手すりは設置されているところがあっても、段差がありますね、段差を登れない。手押し車であったり、車椅子では上れないということもあって、もうその投票所に行くこと自体が困難であるということで、投票に行けなかったという声を結構聞いています。これはもう全市的にもあると思います。例えば、市三宅の自治会館などはこの段差を、臨時的にスロープをつけて、高齢者の方々が投票に気軽に行けるといったような対策をされておられるというのを聞いているんですけど、投票所は全部で33カ所ありますけど、その中で完全なバリアフリー化もしくは今言ったようなスロープ対策ということを行われている箇所がどれぐらいあるのかということ把握されているかどうか、お聞きしたいと思います。

○議長（立入三千男君） 選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（新庄敏雅君） 投票所につきましては、今おっしゃっていただいたように、私どもでは33のうち28カ所で入口、入る部分のスロープがあったり、仮設でのスロープで対応をしております。完全なバリアフリー化というのか、ユニバーサルデザイン化というのか、その部分でいうと、公共施設の3カ所ぐらいかなという思いはし

ております。多くは今、靴のままでは上がれないという投票所が圧倒的に多いというものですので、そのあたりを今後考えていく必要があるだろうと思っておりますが、今おっしゃった車椅子でということがありますが、私ども従事者がきちっと玄関でもお迎えして、投票いただけるようには心がけはしております。

以上です。

○議長（立入三千男君） 太田議員。

○8番（太田健一君） 本来ならば、全ての投票所が完全なバリアフリー化がされていることが望ましいことですが、それはそれ、ほとんどがこの33カ所の中で自治会館になっているんですけど、なかなか全てがそこで行われてない場所もあったりして、それを行政がやれということにも住民もちょっとまた違う話になると思うので、難しいところではありますけど、少なからずその投票日に高齢者の方々がしっかり靴のままで行ける、車椅子、手押し車で行けるような対応は、簡単にスロープをつくって、台をつくってあげるだけでも行えるので、それはぜひ全ての投票所で対応してできるように行ってもらいたいと思います。それは可能でしょうか。

○議長（立入三千男君） 選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（新庄敏雅君） 本来は車椅子の方が手助けなしに投票できるというのですが、多くは今おっしゃる自治会館でして、はっきり言うて畳の上での投票ということですので、段差があるということですので、その細かな段差を解消するというのはなかなか難しいなと思いますので、少しこちらがお助けをして投票いただいているような状況ですので、そういう意味で改善できるところは改善していきたいと、こう考えております。

○議長（立入三千男君） 太田議員。

○8番（太田健一君） しっかり改善してもらって、そのことをしっかり有権者の方に伝えてもらって、今の時点でもう投票行くのが厳しいと思われる高齢者おられるので、周知もしてもらって、対応してもらいたいと思います。

もう一つ大きな問題点として、同じく高齢化によりまして、投票に行きたくても車とか、家族の方の支えがないと、行きたくても現実的には行けないという方もたくさんおられます。例えば、僕が暮らしていますその三上学区では、北櫻と南櫻の在所がありますが、ここは大きく距離が離れています。ですが、投票所は南櫻の自治会館1つしかないとなりますと、かなりこれも距離があります。例えば、歩いていくにもかなり距離がありますし、

車がないと厳しいかなというような、距離的な現実的に厳しいとこの問題があります。他にも菖蒲の方々は吉川まで行かなければならなかったり、長島の方々が高木まで行かなければならなかったりとか、これはたとえですけど、さまざまな箇所こういった問題が現実起きていると思います。これは今後さらに高齢化が加速されると予測されているので、問題があると思うんですけど、この投票所の数そのものをふやしていくということが求められるのではないかと思います、どう考えておられますでしょうか。

○議長（立入三千男君） 選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（新庄敏雅君） 投票所の数ですが、1カ所、2カ所を判断して決定できないという現状ですし、投票所につきましては、少し昨日も丸山議員からも設置基準等についてご紹介があったように、今の状況でいきますと、やっぱり有権者の数とか、おっしゃるように距離ですね。国は3キロとこう言うていますが、それは大分車のない時代の3キロというような基準だったんですが。それとか、一番今大きな問題は先ほどご質問いただきましたように、施設の問題です。自治会館を借用させていただいていますので、国政選挙はそっと選挙区、比例区とありますのでやっておりますが、ダブル選挙になると、かなり同じところにお配りするというのでは少し投票所としてはなかなか難しいところがあります。今そういうようなことを改めて33の投票所を見直すということが、その中でふやす、ある程度まとめていくという中で検討すべきものと考えております。

○議長（立入三千男君） 太田議員。

○8番（太田健一君） 昨日の丸山議員のこの質問の中でも単純に感じたことなんですけど、現在は小学校とか、中学校とかの学校は投票所としては使っていないですけど、他の自治体では使われているところもあるということで、学校も利用していくという考えはどのように思われるでしょうか。

○議長（立入三千男君） 選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（新庄敏雅君） 要件ですね、投票区域の中の中心的な位置に学校があれば、今全て学校、ただ、使うところが体育館ですと、少し大き過ぎる中で、多目的なスペースが1階にあれば、検討の中では入ると。それで言いますと、これまでですと、コミュセンができて、あそこがいいということで、一部投票所の変更もさせていただきましたので、そういう形で公共施設を使えるというのは1つの方向だと思っております。

○議長（立入三千男君） 太田議員。

○8番（太田健一君） 有権者の中にはなかなか今政治離れもあって、先ほどもありまし

たけれど、若者が政治離れして、それも投票率の低下の1つとあるように、有権者の中では投票所そのものの場所がよくわからないという方もたくさんおられます。そういった意味では学校、小学校、中学校を使うというのは、物すごく場所的にもわかりやすいですね、誰もが知っている場所です。スペース的な、大き過ぎるとかいろんな問題もあると思いますが、学校も利用していくということは即有効的かなと考えます。本当に各地域で高齢化のさまざまな問題がありますが、これは今回の投票所の件にも大きく関わっていくと思うので、そうした住民の皆さんに対するきめ細やかなサービスというのをしっかり考えて、進めていってほしいと思います。大きな1点目はこれで終わります。

次に、大きな2点目の野洲病院前の交差点の通学路について質問したいと思います。まず、皆さんも議員の皆さんもちょっと言葉だけではわからないと思うので、パネルをちょっと。ちょっと見づらいかもしれないですけど、薄いので、拡大してもらって。野洲病院と野洲小学校のところの変則な5差路のところの交差点ですね。野洲小学校、野洲病院、この下が国道の方です。この交差点の安全に対する認識をまずお聞きしたいと思います。

○議長（立入三千男君） 都市建設部長。

○都市建設部長（山本利夫君） 太田議員のご質問にお答えをさせていただきます。

この交差点の通学路の安全に対する認識とのことでございますけれど、この交差点は中央線及び野洲小篠原線のバリアフリー工事において、現状で可能な安全対策は実施できているものと認識をしております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（立入三千男君） 太田議員。

○8番（太田健一君） ここの交差点に向かう国道からの道も、歩道はできない中でラインを引いたり、ポールを立てたりと、そこに向かう道路も整備され、交差点のところにもポールが立てられたりとか、かなり改善はされてきているとは思いますが、現実、特に朝の通学時間帯でかなりの、野洲小学校数が多いので、子どもたちが登校をしています。その中で立ち番をされている保護者の方々がおられますが、とても危険だという意識を持っておられます。こちらの方に、ちょっと見づらいですけど、ちょっとアップしてもらいたいんですが、ちょっと見えないですね。ごめんなさい。

要は、保護者の方が危険だという意識をすごく持っておられて、ここに5枚ぐらい資料があるんですけど、これは保護者の方がわざわざ自分で調査して調べられました。立ち番をされている方がね。その1つなんですけど、簡単に紹介しますと、この通学時間の朝



7時半から8時までの30分間で、これは参考の1つのデータなんですけど、平日の水曜日、国道8号線から小学校までのこの区間で87台の車両が通っていると。その中で自転車等は29台。車だけでは58台の車両が通っていると。かなりの数の車両が通っています。時間帯別で調べてあるので、その中でたった7時40分から55分という時間に、すごく集中して車が通っています。さらに、ここは結構抜け道的なことになっているので、朝の時間、スピードを出して車が突っ込んでくるという現状もあります。そういった中で、子どもたちが交差点の歩道の前に膨れ上がって、すごく危険だということを感じておられます。

そもそも、この交差点は変則的な5差路として、これは以前から問題になっていました。交差点改良の計画も進められてきています。しかし、今回の補正予算の中で、この市道野洲中央線交差点改良工事に関して2,600万円が予算でつけましたが、効果が少ないとして改良工事の見送りということになっています。この交差点改良は右折レーンの拡大による渋滞の解消という観点での計画で進められてきましたが、この小学校の通学路の交通安全としての観点での検討も行われてきたのかどうかをお聞きしたいと思います。

○議長（立入三千男君） 都市建設部長。

○都市建設部長（山本利夫君） この交差点の渋滞改良につきましては、渋滞の解消を目的に事業の計画を進めてきたものでございますけれど、当然に通学路の、あるいは歩行者の安全についても考慮をしております。まず、課題の渋滞解消につきましては、右折車線を設置して、できるだけ車だまりを長くし、直進者の流れをよくすることで渋滞の緩和をすると共に、渋滞時にありがちな信号の変わり目の無理な運転をする車から、横断者の安全を向上させる、一定向上させることもできるかと思っております。しかし一方で、このために両方の歩道をそれぞれ50センチ程度縮めるというようなことが必要になってまいります。こうしたことから、用地買収は当初は見込んでおりませんでしたけれども、沿道の用地買収の可能性につきましても踏み込んで想定をしたものの、歩道いっぱい建物が建っておるところもございまして、また一方で、走行する車の線形ですね、走る線形についても決して十分であって安全とは言えないものとなっております、こうしたように、ぎりぎりいっぱいの解決策を模索したものでございまして、その結果、渋滞の解消の効果も薄く、また、学校の前での歩行者の安全面からも、先ほど申しましたように、検討を行っております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（立入三千男君） 太田議員。

○8番（太田健一君） 渋滞の解消と歩行者の安全、この両立を考えると、とても難しいこの交差点の問題だと確かに感じます。先ほどもおっしゃられました計画の中で、渋滞解消のために歩道を50センチ縮めると、逆に歩行者にとっては歩道が狭くなって不便で、危険性を増すということになりますから、なかなか矛盾したことになるって難しいのはわかるんですけど、そういったところで今検討を進められているということですが、いつごろ、では、今回先送りになって、いつごろ具体的にこの交差点改良ができるような想定をされておられるか、お聞きしたいと思います。

○議長（立入三千男君） 都市建設部長。

○都市建設部長（山本利夫君） この計画を一からもう1回違う観点で練り直すということをする必要があるかと思えます。これは今現在、私個人の案ですけど、例えば、必要な用地買収をして、現状での交差点を改良するというのも1つの方法であろうし、また、現実あそこの交差点自体が議員もご承知のように、いたって変則な5差路になっております。そういうことで、思い切ってその5差路自体を解消すると、交差しておる道路を可能か可能でないか、これからの話になりますけれど、一定交差している道路の一部を別ルートにもう振ってしまうというのも1つかと思えますし、他にもあそこ、一部交通規制もかかっておるところがございますけれど、交通規制を使った方法、あるいはその交差点だけの交通規制じゃなくして、ネットワークとして車の流れを考えて、関連する道路の全体的な交通規制を考えるというのも1つかと思えますし、それらを組み合わせるような方法もあろうかと思えます。そういった面でいろいろこれから考えていかなければならないという思いでございますので、今具体的にいつという時期までは明確にお答えできる状態ではないというように思います。

○議長（立入三千男君） 太田議員。

○8番（太田健一君） 1つの案として検討されているかもしれませんが、今、野洲新病院の整備に関して今始まっていますよね。早ければ5年、長ければ7年、8年ぐらいかかるということで、当然、野洲病院はそのころにはなくしていくと、新病院ができたなら。となると、野洲病院の用地を、もう実際、市の土地ですよ、あそこの部分を削ることによって右折レーンもできますし、国道8号線からも左折、右左折のレーンもできるということとは可能になるのではないかなと思えますけど、そこら辺も検討はされておられるでしょうか。

○議長（立入三千男君） 都市建設部長。

○都市建設部長（山本利夫君） 今回、先ほども言いましたように、当初は用地買収を見込んでなかったということで、野洲病院の敷地を一部そういう形でできないかなということも考えました。しかし、先ほどお答えさせていただいたように、そこだけで済まないわけですね、車が通るということは。当然、交差点の前後の部分を確認して初めて流れが決まりますので、そういう意味で、手前の方側あるいは反対側も同じことですが、片一方は小学校になりますので、それぞれ対角の部分だけは官地に融通の利く土地であるということでも考えたわけです。しかし、反対側のその対角側については民地であるということで、必ずしもその部分だけでは済まないというのが現実でございます。

○議長（立入三千男君） 太田議員。

○8番（太田健一君） どちらにしろ、かなりまた時間がかかるということだと思んですけど、これはまだまだ年数がかかるとした場合に、現状の中でこの交差点そのものにまださわれないという中で、もう応急的、緊急的に安全対策というのをさらに進めていかなければならないと思えますけど、どのように考えておられるのか、お聞きしたいと思えます。

○議長（立入三千男君） 都市建設部長。

○都市建設部長（山本利夫君） 先ほどから申しておりますように、この交差点の渋滞する一番の原因というのはこの変則な5差路が原因としておりまして、また、守山方面からの車が右折し、国道の方側に向かう市道野洲小篠原線の利用する車がほとんどでございます。そういったことで、その右折の際の停車の位置が停止線で停止していないことで、直進の車が行けなくなって渋滞しておるということでございます。そういったことから、応急的な案としてはその停止の位置をできるだけ後退をして、本来のあるべきところで停止していただくという方法を何とかとれんかという思いでございます。そのために路面の標識や案内板を設置するなどの応急的な対策は実施していきたいというように考えております。当然のことながら、この場合においても歩行者の安全を損なわないということを考えていきたいというように思っております。

○議長（立入三千男君） 太田議員。

○8番（太田健一君） 歩行者の安全、特に朝の通勤、通学時間の安全ということを今、主眼に置いて、3つほど提案をまずさせてもらいたいと思えます。ここの安全を確保するために。

まず1点目として、国道からこの交差点に向かう市道の一方通行というのが歩行者の安全、子どもたちの通学に関しては、1つの案として一方通行をすることによって安全を確保できるのではないかと思います、その点に関してまずお答えをお願いします。

○議長（立入三千男君） 市民部長。

○市民部長（佐敷政紀君） 一方通行化のご質問にお答えいたします。

守山警察署と現場立会いたしました、守山警察署の見解では、国道からこの交差点に向かう市道野洲小篠原線の一方通行規制につきましては、一方通行にすると、対向車が通行しないことから、車の速度が速くなり、大変危険なため、規制はかけられないという見解でございます。

以上、答弁といたします。

○議長（立入三千男君） 太田議員。

○8番（太田健一君） おっしゃるとおり、確かにあの一方通行にすると、車のスピードが上がることは予測されますし、私もいろいろ調べたら、一方通行にするには近隣の地域の方の署名が必要ということで、地域の住民からすると今、生活スタイルがすごく変わって行って、朝に帰って、夜勤明けで帰ってこられる方もいたりすることで、自分たちの道が一方通行しか時間帯だけとしてもできないということはなかなか納得はしてもらえないだろうなということは私も感じました。

2点目として、この交差点信号の今、野洲駅前と市役所との交差点のところは朝の時間帯だけ歩車分離式の信号になっていますが、この今僕が言っています場所にも歩車分離式という信号をつけることで、子どもたちの安全はかなり確保できるのではないかと思います、この点に関してもお答え願います。

○議長（立入三千男君） 市民部長。

○市民部長（佐敷政紀君） 歩車分離信号機のご質問にお答えいたします。

この件につきましても同日、守山警察署と現場立会いたしました、当交差点の歩車分離信号機につきましては地元自治会からも要望がございます。守山警察署では、現時点では変則的な5差路のため、信号周期の設定が大変難しく、当交差点の改良後に現場の状況を踏まえまして検討するという見解でございます。

以上、答弁といたします。

○議長（立入三千男君） 太田議員。

○8番（太田健一君） 地元の要望も出ていますし、かなり有効的ではありますけど、現

状では無理ということですね。改良後ということですね。

3点目ですが、ここの交差点、現状です。これを、写真なんですけど、これは小学校の野洲小学校側から見た、国道の方から見た図です。要するに、ここの部分に絞ってちょっと話をさせてもらいたんですけど、これは国道側から見た写真です。保護者の方々が立ち番して一番心配されておられるのは、もうちょっとこれ拡大しますと、この歩道のところにポールが1つ、2つ、3つついています。そのポールがあるんですけど、この写真にも写っていますが、子どもたちがこの歩道を通るときに横断歩道を通らずに、このポールとポールの間を抜けて通っていくんですね。横着な子らはもっと手前からどーンと行ったり、僕も現地何回も行って見て、朝1回見て下さいということで見に行ったら、確かに駆け抜けていっている子どもたちもいます。要は、もうこの3つのポールは市民の方たち保護者の方からしたら意味あるのかと、何のために置いているんやというような話で、何とかしてほしいという話でした。ここのところが歩道じゃないので、多分、柵をつけるとかというのは厳しいのではないかとは思いますが、まず、もし柵をつけると、要は子どもたちが出ないようにということに関してはどのように、現実可能なかどうか、お願いします。

○議長（立入三千男君） 都市建設部長。

○都市建設部長（山本利夫君） 横断歩道の手前にフェンスとか、あるいはラバーポールの設置の対策について、これにつきましても守山警察署と問い合わせ等を行っておりますけれど、外側線から一番線のところから50センチの間隔をとった上で歩行者への車の衝突を考慮してガードレールとするならば、可能であるというような見解でございました。しかし、このことは同時に、歩行者の滞留する、待っていただくためのスペースが極端に小さくなってしまふという弊害がございます。それともう1個は、国道の方側から来られる自転車、当然、路側のところを通られますけれど、これが衝突をされると、横からぼんと追突される可能性がもう非常に高くなってくるわけでございます。そういうところで、かえって問題をつくってしまうということも考えられます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（立入三千男君） 太田議員。

○8番（太田健一君） 以前いろいろお聞きしたときに、固い柵とか、ネットを張るとかというのは警察がまず許可しないということで、ポールはどうかと、数をふやしてはどうかということ、今50センチの間隔というのは、その今3本あるところを50センチ間隔でもうちょっと差していくということですか。という意味。

○議長（立入三千男君） 都市建設部長。

○都市建設部長（山本利夫君） 路側線がこう、ございますわね、白いラインですね、それから路側帯、今、歩道で通っておられる方側に50センチ下がって、ガードレール言っていますので、ガードレールをつくるということはガードレールの幅と、そしてから路側帯、ガードレールは恐らく20センチぐらい、支柱を入れますとありますので、70センチぐらいの幅は縮まってしまうということになりますので、結構あの部分でかえってマイナスになってしまうというように考えております。

○議長（立入三千男君） 太田議員。

○8番（太田健一君） 要はガードレールそのものの設置は可能だが、もう歩道は極端に狭くなってしまいうということですね。今、ポールがありますよね、先ほども言いましたけど。そのガードレールの設置ではなくて、要は子どもたちがそこを、子どもだけじゃないですけど、歩行者がそのポールの脇を抜けずに、しっかり歩道を通れるように、あの3本のポールの間にもうちょっとポールをふやすということは可能かどうか、お答え願います。

○議長（立入三千男君） 都市建設部長。

○都市建設部長（山本利夫君） こういったことも警察とは協議しますが、恐らく可能ではあると思います。

○議長（立入三千男君） 太田議員。

○8番（太田健一君） そもそもこの交差点は、交差点そのものの改良が一番の根本の解決だとは思いますが、時間もかかる、今後もまだまだ年数もかかるということですし、これは補正予算の中でも出ていましたけど、来年度から野洲小学校の2年生のクラスが1クラスふえて5クラスになると。今後どうなりますかという中でお聞きすると、さらにふえていくということになるので、この交差点の安全確保というのはすごく今後もさらに求められることだと思うので、今のポールを立てるなり、ガードレールをつくるなり、何らかの形で応急的な対策をしていてもらいたいと思うんですね。もう亀岡の事故以来、かなり保護者の方々はシビアになっておられます。職員の方も立ち番を頑張っておられて、この話を聞いたら、正直そこまで危険だとは思わない、学校の先生も思わないということ僕も聞いたんですけど、やっぱり保護者の立場の見方は違うんですね。自分たちの子どもが通っているから、ちょっとしたことがすごく心配で危ない、何が起きるかわからない、いろんな事故が起きていますよね。すごく危機意識を持ってその現場を見られておられる

ので、そうした皆さんのお声にも応えられるような対策を行っていただきたいと思います。

それでは最後、3点目について質問させていただきます。3点目は災害復旧についてですが、9月の15、16にかけて発生した台風18号の被害、多くの議員の方々が今、一般質問されておられますが、この野洲の市内でも多大な被害が起きている。先日の議会報告会懇談会、僕が出席した中でも市民の皆さんからたくさんの対策を、対応を求める意見が相次いでいました。例えば、祇王井川の氾濫や洗堰を全開、全閉したことによる被害、田畑の水没、妙光寺山の山崩れなどさまざまな被害が来ていますけど、まずは全体的な被害状況をお尋ねしたいと思います。

○議長（立入三千男君） 市民部長。

○市民部長（佐敷政紀君） 台風18号の全体的な被害状況についてお答えいたします。

まず、人的被害はございませんでした。物的被害につきましては、建物被害といたしまして家屋損壊が3件、床下浸水が27件、車への浸水は3件となりました。土砂災害といたしましては土砂崩れが14カ所、また、ライフラインである下水道の機能が一部停止いたしました。道路被害といたしましては市道の表面浸食が1カ所、通行どめを行ったのが7カ所、河川被害が2カ所となりました。また、農作物被害面積は44.12ヘクタール、農業用施設被害といたしましてビニールハウス全壊、一部損壊、獣害ネット、果樹ネットの全壊、一部損壊、また、林地等被害面積が1.36ヘクタールの被害が出まして、農林関係の被害総額は全体で約1億4,000万円となりました。

以上、答弁といたします。

○議長（立入三千男君） 太田議員。

○8番（太田健一君） さまざまな分野において多大な被害があったということですが、それぞれの被害に対してどのような対応を行ったのかを具体的に聞いていきたいと思いません。

まず1点目ですが、皆さんもご存知だと思います。市長も地元なので、よく知っておられると思いますが、妙光寺山の山崩れですね、昨日も矢野議員でしたか、質問されておりましたが、2カ所山崩れがありました。これ1カ所目のある民家の裏手です。今これ土砂は搬出されていますが、もうこの民家ぎりぎりまで来ていたということです。これもうちょっと迫ってたところですけど、今現状こういった状態です。もう1カ所、お寺のところですね、お寺のところもこんな感じで、今はもう土砂は取られましたが、このお墓に全

部土砂が埋まっていたといった現状です。もうちょっと上からの写真はこうなりますが、今こういった状況です。この土砂崩れあった後に、ここは国有林ということで、さっきの箇所もここと一緒になんですが、ちょうど真ん中ぐらいのところにネットがあって、イノシシの防護柵があるんですけど、そこの部分までが国の所管している山、その下が民地ということになっていて、その山の崩れから民地に土砂が来たので、当然その土砂を国の責任で搬出してもらったと。今後、ここを保守復旧するのはそれぞれ土地を持っている人がやると、市民がやれというような現状なんですけど、これは単純に考えて、国が管理している山の土砂が崩れて民地に被害が起きていると。当然、土砂をどけたと。でも、その土砂に埋まったところはもう勝手に自分たちで直してくれというのは、ちょっとひどい話ではないのかなと思います。まずその点に関してはどう思われるのか、お聞きしたいと思います。

○議長（立入三千男君） 環境経済部長。

○環境経済部長（竹内睦夫君） 今もう被害状況で今現在進んでおることもおっしゃっていただいたということですが、今回、国有林でございますので、町が土砂取り除き等は対応をしたというふうなことでございます。自然災害というふうなことで、森林管理署といたしましては土砂の取り除きまでというふうなことで、それ以上はできないというふうなことで話を伺っているということでございます。

○議長（立入三千男君） 太田議員。

○8番（太田健一君） この国がここの山の部分そのものの補修をされるのは、解消されるのはいつごろというふうになりますか。

○議長（立入三千男君） 環境経済部長。

○環境経済部長（竹内睦夫君） 今回の復旧工事といえますか、補修といえますか、今おっしゃっていただきました、そのネットフェンスの部分のところより上でございます。これは年明けに滋賀森林管理署の方から工事概要について地元、また私どもにも説明があるというふうなことです。その後に対策工事を進めていただけるというふうには思っております。

○議長（立入三千男君） 太田議員。

○8番（太田健一君） 地元の方からすれば、またいつこの状態からさらなる土砂災害があるかもしれない。その中でやはり、このお墓でもそうですけど、まだ直せないということもありますし、とにかく早く、早目の復旧が必要だと思うんですけど、やはり国の制度



上、自然災害だから、国はもうそこは負担しないということですが、やっぱり地元の人の気持ちとしては、それを何とかしてほしいと思いますよね、もう自分たちの責任ではなく。国の山で、しかも、ここのちょうど2カ所山崩れが起きたちょうどこの上に鉄塔が建っていますよね。鉄塔を建てることによって、山も切り崩されていますよね。それもその証明はできないかもしれないですけど、そういうことによってやっぱり地盤が緩くなってきて崩れてきた可能性もありますし、何か地元の人に聞いていますと、関電はその日のうちに災害があったときにヘリコプターで来て、鉄塔だけ大丈夫と見て、すぐびゅっと帰っていったらしいですけど。何かそういった状況の中でやはりこの地元の、かなりの復旧にもうお金もかかると思うんですけど、国に対してそこら辺もちゃんと補償してもらえないのか。もし無理であったら、市の単費でも何らかしらの補助をするなり、そういったことは考えられないんですかね。

○議長（立入三千男君） 環境経済部長。

○環境経済部長（竹内睦夫君） 今回、先ほども申し上げましたように、自然災害というふうなことで、国としては、森林管理署としてできるのは土砂の取り除きだけというふうなことで聞いていますし、私どもも当然気持ち的にはそういうふうな気持ちにはなるんですけど、それ以上できないというふうなことでございます。ただ、市としていたしましても、数多く山の方が崩れたということもありますし、市としてそうした、もしできるなら、見舞金とかいうようなことだと思っておりますけども、現在そこまでは考えていないというふうなことでございます。

○議長（立入三千男君） 太田議員。

○8番（太田健一君） できる限りの支援というのをぜひやってもらいたいですし、皆さんもご存知だと思いますけど、信楽高原鉄道がこれも同じ台風の被害によって崩れて、本来なら市で全部行わなければならないところが、国からもうほとんど出ると、詳細はまた皆さんご存知だと思いますけど、ちょっと大きな問題ですけど、こういうことも今までにない事例、初めての事例ということであったんですけど、そういったように、国がだめだから仕方ないじゃなくて、できれば強く求めていってもらいたいと思います。もう答弁は。それは要望として。

あと2点目ですが、祇王井川の氾濫ということに関しても多くの、この中でもたくさん出ていました。今回の質疑の中もありましたけど、それに関してもお答え願います。

○議長（立入三千男君） 都市建設部長。

○都市建設部長（山本利夫君） 祇王井川につきましては、ご承知のように氾濫したということで、丸山議員にもお答えをさせていただきましたように、県の方にも要望をさせていただき、対策をとっていただくようお願いをしておるところでございます。河床を掘り下げるとい、掘り下げて30センチほど掘り下げて、コンクリートで可能な範囲内で対応するという回答もいただいております。また一方で、雨水幹線の整備を進めて、この地域への負担を減らすということを対応しておるところでございます。具体的には、そういったことでこの地域の改善を少しでも図ろうということで対応をしておるところでございます。

○議長（立入三千男君） 太田議員。

○8番（太田健一君） 今お答えいただいたとおり、雨水幹線の整備というのがもう根本的には解決だと思うので、これを急いで行ってもらうことと、この雨水排水、童子川への排水計画とか、そういった今は事業はそれないですけど、そういったものも必要だと思います。このことに関してはこの後、野並議員が突っ込んで質問されると思うので、ここはいいですけど、そういった整備をしっかり進めてもらいたいと思います。

3点目ですが、中主地域の田畑にも大きな被害があったと思うんですけど、これに対してはどのような対応をされたか。

○議長（立入三千男君） 環境経済部長。

○環境経済部長（竹内睦夫君） 田畑への被害でございますが、今、中主地域というふうにおっしゃいましたけど、市内全域で被害が出ております。まず、農作物についてでございますが、水稻、大豆、果樹、そして野菜、花きですが、こうしたものに出ております。共済組合で入っていただいている部分につきましては、現在、被害の判定が作物ごとに進められておりまして、来年にかけて審査をされることとなっております。その結果によりまして、補償内容が明らかになっていくというふうなことでございます。また、冠水により刈り取った後の切りわらが、刈り取ったとこと刈り取ってないところがありましたので、まずこの切りわらが水稻の上に堆積し、刈り取り作業に支障を来したり、刈り取った後のほ場の1カ所に集中をしまして、麦の作付けが間近に迫ってございましたので、作付けを行うのに除去する必要がありましたので、こうした対応といたしまして、集落で除去作業をしていただきました。費用については農地・水保全管理支払い交付金事業、これの共同活動を充てていただいております。あと、市といたしましては、集積したわらの取り引き先の紹介等をしたということでございます。さらに、先ほどハウスの倒壊等がありましたの

で、ビニールハウスですね、これは56棟あったというふうなことでございますので、これは国の事業であります被災農業者向けの経営体育成支援事業というものがございまして、これ、事業費の30%の助成を受けられるということでございます。その募集を行っております。6件の応募がいうふうなことでございます。

以上でございます。

○議長（立入三千男君） 太田議員。

○8番（太田健一君） さまざまな対応を行ってもらえたということで、これも速やかに進めてもらえるようお願いしておきます。

4点目の質問になりますが、国の査定前着工の制度がありますが、それは活用されたかどうか、お聞きしたいと思います。

○議長（立入三千男君） 都市建設部長。

○都市建設部長（山本利夫君） 国の査定前着工という制度でございますけれど、そもそも査定前ということは、災害復旧に該当するという事業がこれに当てはまるわけでございますけれど、今回の大雨で市が管理するものとして、例えば、市道の北櫻と、そしてから妙光寺地先で市道の路面があらわれると、表面があらわれるという損壊があったわけです。当然通行には支障があるということでございますけれど、路面の補修で済む程度、日常管理であるというような判断がまずされておりますし、また、あらわれたその深さが浅いということで、今回の損壊については災害復旧の対象とはならないというようなことになってまして、結果として、ご質問の査定前着工制度というものも該当しないということでございます。

○議長（立入三千男君） 太田議員。

○8番（太田健一君） そもそも僕が査定前着工の活用のことをお聞きしたのは、これは日本共産党の議員団で国会、国に対しての要望を行った際に、国の制度としてこの査定前着工というのがあると、これ、パンフレットになるんですけど、いうものがあるので活用して下さいというようなお話でした。この趣旨は「査定前着工は災害査定を待たずに復旧工事を着手できる制度です。復旧を急げば、次の作付けに間に合う農地、農業用施設の復旧や集落排水施設のように生活に直結した施設を早急に復帰する必要がある場合には、積極的に活用して下さい」というものです。これは金額的にはそんな大きなものではなくて、緊急的に応急的な対応として、基本的に安くできるものというように限定されるんですけど、これの効果はその日のうちに即日、もちろん写真を撮るなどして、その現状を

ここだと近畿農政局にファックスするなり、電話するなり、メールするなりして、即日そこで判断があつて、オーケーです、だめですという判断が行われるということで、もう素早い、災害がこれ以上ひどくならないようにというので、かなりこれは災害の多い地域では当たり前のように活用されているらしいですね。

実質、最初、担当官の方にもお聞きしたときに、野洲市としてもこの制度を知らないというふうに聞きましたし、それはそうですね、県も知らないんですね、この制度があることを。なので、もちろん今回の災害に関しては、制度を知らないことは問題だとは思いますが、あらゆる手を尽くして、さまざまなことをすることは必要だと思うんですけど、そういう意味では問題だとは思いますが、もう終わってしまったことなので、さらにこういう制度が今あると、国も使ってくれということなので、ぜひこの制度を活用して、やっぱり農業で困っておられる方とかたくさんおられるので、ぜひ活用してもらいたと思いますが、答弁をお願いします。

○議長（立入三千男君） 環境経済部長。

○環境経済部長（竹内睦夫君） 国の制度でございますので、あらゆる面でそうした制度は活用してまいりたいと、今後は活用してまいりたいと思います。

○議長（立入三千男君） 太田議員。

○8番（太田健一君） 今回のこの台風は50年に1度といわれる災害でしたけど、皆さんもご存知のとおり、今、地球温暖化で今後大型の台風がどんどんまたさらに来ることなので、滋賀県もこれまでのような災害が少ない地域ではなく、こうした大型の災害に対しての備えというのがこれまで以上に求められると思うので、今紹介してもらったこの制度を使うとか、あらゆる手を尽くして市民の皆さんの要望、毎日の暮らしを守るために頑張ってもらいたいと思います。

以上で、質問を終わります。

○議長（立入三千男君） 暫時休憩いたします。

（午前 11時45分 休憩）

（午後 1時00分 再開）

○議長（立入三千男君） それでは、休憩前に引き続きまして会議を開きます。

次に、通告第12号、第9番、野並享子議員。

野並議員。

○9番（野並享子君） 今回は大きく5点にわたって行いますので、よろしくお願いま

す。

第1点目、来年度予算編成についてお尋ねをいたします。平成26年度予算編成方針及び行政改革推進方針に基づいて、来年度予算が策定されていると思いますが、基本的なことについてお尋ねをいたします。予算編成方針では、施策の見直しや再構築を図るとあります。また、行政改革推進方針においては、民間施設整備に係る借入金の元利償還補助の見直しで約400万円の削減であり、27年度は2,347万円の削減計画となっておりますが、どのような基準での見直しなのか、お尋ねをいたします。

○議長（立入三千男君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 野並議員の来年度予算の編成に関するご質問にお答えいたします。

今の見直し方針、これは従来から申し上げていきますように、特に民間の福祉施設、そして、野洲病院もそうだったんですけども、本来はあってはならない元利償還を補填してきております。これをルール化に戻したいということで、具体的に言えば慈恵会ですけれども、これまで4分の4というか、全部持っていたのを4分の3、支援ですから、私、前から言っているように、民間サービスに対して介護保険とか、あるいは保育とかということで支援をするんですけども、前野並議員がおっしゃったように、偽装で市立保育園を民間でつくらせたというのを是認しておられましたけど、これはあってはならない。ですから、ルール化を図るということで。ただ、一気にはしごを外すつもりはありませんので、当該施設が健全に運営される中で、自立型で健全化していったと。

もう一つは、私、民間がいいとは思いませんけども、高齢者の場合も民間型でいこうと思っていますけども、これまで野洲は入りにくいとおっしゃっていました。それは、条件が違うわけです。一方はまちが、市が全額裏打ちをしている、一方は自力でやらないといけない。これではサービスが広がりません。このつけが今、待機児童もそうですし、高齢者の施設が一時は多かったのに、今は近隣から負けている理由だと思います。いずれにしても、やはり健全化することによって、市民サービスをきちっと提供していきたいという観点からの見直しであります。くれぐれも申し上げますけど、はしごを外すつもりはなく、丁寧に当該法人の健全な運営を配慮しながら進めたいと考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（立入三千男君） 野並議員。

○9番（野並享子君） 今、健全な運営というふうなことをおっしゃったんですけども、この集中改革プラン22年、23年のときに、元金のみで利息は削減されましたね。24

年度に復活して、25年度も引き続き補助をしています。野洲のこの特別養護老人ホームというのは、あやめの里やぎおうの里は個室を中心にグループ的にエリアを設けてというふうな形で、悠紀の里は大部屋の感じですね。食堂も1カ所という形になっていますので、このグループ運営になっているというところ辺では、やはり一人ひとり入居されている人の個人というのをすごく大事にしたという形の施設になっていて、やはりコストも全体で、1フロアで昼食を食べるとかいうふうなと違って、やはりコストも高くつくというふうに思うんです。これは削減をしていくことによって、ほとんど福祉施設というのは人件費が8割ぐらい、9割とか占めておりますので、ですから、これは削減していくと、人件費の削減になってくるのではないかという意味では、それが即また入居されている方々に対してのサービスの低下にもなりますので、そういう影響は出ないというふうに思っておられるのか、お尋ねいたします。

○議長（立入三千男君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 野並議員の影響についてのご質問にお答えをいたします。

まず、これは施設整備への補助でして、4分の4やってきている、元利含めて。これはやはり課題でありまして、こういうことをやっているところはないです。これをやるんだったら、もう市立、町立にすべきであると思っています。ですから、補助という本来想定していたところへ戻そうということですし、サービスはこれはまた介護保険なり、本人からの一部負担で回っているわけですし、これは本来、建物とは別でやられているようなものですが、あえて言えば、野並議員がくしくもご指摘になったように、過去のこういうやり方をしているから、ちょっと語弊ありますけど、どんぶり勘定になるみたいな形になっています。もう野洲の場合は野洲病院のときにも出ていましたけど、公設民営、この今当該施設も公設民営という概念です。私は公設民営は否定しませんが、制度がそうならないのに、公設民営をやるんだったら、もうそういうふうにしますというふうにはやらないとだめですし、そうすると、今新しい老健施設、これも一切補助を出していません。いい意味で競争をしていただいて、優良なところで建ててもらおうということですので、やはりそこと合わせていかないといけないので、体力をきちっと見ながら、ですから、影響が出ないように最大限配慮しながら、はしごを外さないでいい方向に持っていこうと。本来、制度的にはできないとおかしいわけですから、そういう対応をしたいというふうと考えております。

○議長（立入三千男君） 野並議員。

○9番（野並享子君） 福祉事業でもうかるとか、どんどん拡張をしていかれるということら辺においては、どこでもうけるか。どこでもうけるかいうたら、やはり人件費がほとんどやと思います。もう電気とか、ガス、水道とか、要るようなもの、お風呂に毎日入ってもらおうとかいうのをやめるわけにもいかないので、そういう意味では、もう最大やはり人件費だというふうに思います。福祉施設で昨日も野洲の方から聞いたんですけども、息子夫婦が24時間対応の福祉施設で働いているけども、本当に給料が安い。もうちょっと給料を上げてもらわないとということで、民間で働いておられるところは本当に給料を下げ、下げて、本当にその人たちの使命だけ、使命感で本当に働いておられる、息子夫婦はとて家も建てることできないわというふうに言うておられたんですけど、これはもう国全体の問題であらうかとも思いますけども、介護保険もどれだけ改正、改正と言うて保険料を上げたら賃金に回せということになっているけども、それが回ってっていないというのが現実ですので、この削減をすることによって、そういった部分で非正規雇用に切り替わっていくとかいうふうなことになる、やはりまた施設に入っておられる方に対しての部分になろうかと思います。野洲のぎおうの里やら、あやめの里に入所されておられる、そして、その家族の方々はすごく丁寧に一人ひとりをちゃんと介護していただいているということで、かなり皆さん、評価は高い。だから、なかなか入れない。殺到しているというふうな現状でもあらうかと思しますので、質の低下にならないことだけを思っております。

次に移ります。予算編成方針では、新規事業や拡充事業について徹底したスクラップアンドビルドを前提とすることになっており、必要な財源は原則として既存事業の見直しとあわせて捻出することになっています。行政改革推進方針の5ページに、重複類似業務の組織の見直しが出されていますが、これまでからも人権施策における職員の人数の多いことを挙げておりました。これらは当然見直すべきであると思います。近江八幡市では総合センターの職員を引き上げ、地元での運営を基本にされています。人権関係の人件費は職員16人、嘱託6人、1億3,000万円ということで、今回、総務に出していただきました人件費の一覧のところを合計したら、そういうことになっております。また、施策というのも特別なものがまだまだたくさんあります。スクラップアンドビルドの考え方でいきますと、人権関係の事業費が聖域化したままになるとと思いますが、この点についての考え方をお尋ねいたします。

○議長（立入三千男君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 聖域化しないように順番にやっています。数十年といいますか、市になってからでも逆に濃厚にしてきたわけです、合併してからでも。旧中主のところはもう一定のところを終えたというのに、今でもはっきり言っておられます。むしろ、押しつけられるぐらいに野洲が身になってきたと。それを今、少なくとも前の旧中主の場合は同じレベルの適正化、野洲についても私は人権を守る、そして、部落差別はまだ存在していると思っています。本当にひどい。ゆえもないのに戸籍を調べられたり、あるいは中傷されたり、差別発言、これは絶対防がないといけないし、就労の問題でもまだ課題があると思っています。ただ、今までのやり方じゃなしに、今、野洲は本当に就労対策、生活相談、職員も頑張ってくれていて、かなり充実してきていると思います。そういう中で統合してやっていこうということでやっていまして、野並議員が思っておられるよりも、中でかなり厳しい議論を私はやっているつもりです。

ですけども、これまでの経緯がある。いきなり全てばさばさとはいけません。もうさっきのこの4分の4と4分の3の話でも、もっと早くから手が付くべきであって。これがあるから、さっき言ったようにどこも参入できない。だから、さっきも岩井議員が質問されたように、私も当初なったときに、待っている人のことを考えて下さいよと。その当時、内数にしなかったら四、五百人だったんですけど、実際、内数にしたら三百から三百数十ですけども、でも、現に濃厚な手当を受けている人と、入りたくても入れない人がいる。それと同じことで、今までのことをいきなりは変えられません。だから、今の人権施策も何回でも聞くんですけどね、いつも言うように、何かわかっているのに、これ、子どもやったら、何か納得しないん違いますかね。もうきちっとやっているのに、まだやれ、やれという話ですので、きちっと問題意識もしながらやろうと思っています。ただ、野並議員が前おっしゃったように、地域がなくなったらいいというようなそういう問題ではないと思っていますので、きちっと問題を見据えながら、今までやってきた人権施策。ですから、就労対策も今、生活相談で、そして、野洲ワークであくまでやっているの、可能であれば、速やかに統合したいということです。ただ、先般も職員がやってきまして、まだまだやりたいということだったので、議論している最中でありまして。ぜひご支援をいただきたいと思います。

○議長（立入三千男君） 野並議員。

○9番（野並享子君） 市長は27年度に向けて一般施策化していくという方針を持っておられますので、その方針どおり引き続き行っていただきたい。来年度は26年、前年に



なりますので、もう来年度で多分いろんなところが見えてくるのではないかというふうに思いますので、予算上、そういうふうに見える予算上にしていただければということで、今回の質問でさせていただきまして、この一般施策化していくということで、来年度はどのぐらいの削減といいたいでしょうか、持っていられるのかなというふうにと思いますが、ご答弁をお願いします。

○議長（立入三千男君） 市長。

○市長（山仲善彰君） まだ私は具体的な予算書まで私の段階で検討していませんので、秘密じゃなしに、私はかなりのことを言っていますけども、なかなか内部的にはそこまでいかないということですので、そこは丁寧にやっていきたいと思っています。あんまり高みの見物されんように、ぜひ一緒に汗をかいていただきたい。現に、第2保育園でもあんなだけ丁寧に地域に議会のお話ししても、あの跡地を残してほしいとおっしゃって、丁寧に今やっているわけで、絵に描いたようには物がつくれるんだったら、簡単です。やはり、当事者そして状況を踏まえながらやろうと思っていますから、私は27年とか掲げていますけども、それだけ捉まえて高みの見物にならないように、ぜひ一緒に汗をかいていただきたいと思います。

○議長（立入三千男君） 野並議員。

○9番（野並享子君） どんどん言うて下さい。汗かきにいきますので。

予算編成方針で国、県等が制度の廃止や変更した場合、事業の中止、縮小を原則として市単独事業の継続は認めないとされていますが、国や県は3年ほど行って廃止するという場合が多々あります。それらは現在の緊急雇用対策で導入されたものもあります。教育現場や就労支援などに配属されている方もおられます。現場としては必要な状況ではないかと考えますが、見解を求めたいと思います。

○議長（立入三千男君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 国とか、県の制度によって取り組んだ事業が制度なり、補助金、交付金の裏打ちがなくなったらやめるということについては、私はもう当初から、やる限りは市独自の判断ですので、やりますと言っています。これは一例で申し上げたら、さっき申し上げた市民生活相談の中にパーソナルサポートサービス、これ1年だけでした。でも、やる限りはずっと続けますということで引き受けています。他もそうです。ものづくり交流センターも、これはもう経産省が頭下げてきて金を使ってくれと言ったけども、5年間約束されたけど、今年度またお金がたくさんあるのに、逆に来なくなったけども、議

会のご理解を得て継続しています。それとあと、妊婦健診とか、ワクチンとか、これについても国は1年間だけとか、2年間だけ全額と。これは野並議員は大反対されましたけども、ずっと制度が継続するよというので、自由診療だった分を保険診療並みにして、一部負担いただくということにして、覚悟を持って続けていますので、むしろお言葉は野並議員に返したいなと思います。

以上でございます。

○議長（立入三千男君） 野並議員。

○9番（野並享子君） そうすると、この11月7日の予算編成方針、全協で出されたところの裏面の（4）なんですけども、「国、県等による制度の廃止、変更等による予算の動向を的確に把握し、代替の財源が担保されない場合、事業の中止、縮小を原則とし、市単独事業の継続は認めない」という、これとちょっと整合しないんですけど、説明を求めます。

○議長（立入三千男君） 市長。

○市長（山仲善彰君） これは政策的に判断したものについては引き受ける。ただ、国からの事業でメインになっていてやらざるを得ないのがあります。だから、全て拒絶するわけにいかないの、そういったものについては当然、裏打ちのある段階で市民のために国の財源が来るからやりますけども、そういったものでなくて、政策的にきちっと位置付けられないのについては当然この方針です。ただ、議論してこれを引き受けるとなったものについては、安易に裏打ち財源がなくなったらやめるというものではないということをし上げています。

○議長（立入三千男君） 野並議員。

○9番（野並享子君） そうすると、この文書は変わってくるんですけどね。代替の財源が確保されない場合でも、必要ならばやる、継続するということをおっしゃっていますよね、事業として必要であるならば。この3行の中では、そういうふうなことは書いてないんですけど。

○議長（立入三千男君） 市長。

○市長（山仲善彰君） その方針は一般的な方針ですから、さっき言うたように、国なりの制度で立ち上がったもので、せっかく3分の1あるいは半分が来るんだったら、市民サービスに窓口を開きましょうということですけども、さっきの野並議員の基本的な方針を聞かれたので、野洲の場合は市民のために引き受けてやる限り、政策的に必要なだと認識し

たものについては財源の裏打ちがあろうが、なかろうが、やりますというのと、現にやっていますということをお答えしたわけで。ただ、一般的に全てを引き受けられないから、のみ込めないとなったら、これは市民にとってはマイナスですから、せっかく国の財源。だから、基本原則をそこで述べておけるわけであって、それ以上の個別方針をそこで書くと、ややこしくなる。それは市長査定だとか、もっと議論の中でやっていくということで、それだけを全てと思ってもらったら困りますということ、私はさっきお答えしたわけで、そういうふうにしてほしいんだったら、そうしますけども。だから、お言葉を返しますと言ったんです、さっき。

はい、そういうことをございます。

○議長（立入三千男君） 野並議員。

○9番（野並享子君） いや、私、これは大変なことやなど。パーソナルサポートセンターの人も引き上げてやめてしまうんかなというふうな、ぱっぱっといろいろ思いましたので、この質問を項目に入れさせていただきました。市長が必要と思ってやるということは、それはもう市民サービスの中でも定着してきていますし、そういう方向でやっていただきたいと思います。

次、雨水幹線整備と排水対策などについて質問をいたします。

台風18号では市内でも大きな被害が出ました。その中で特に排水に関して、これまでもからも指摘はしてきましたが、後回しになり、進んでいないのが現状であります。第1点目は、今回の被害で童子川の水があふれ、床下浸水した家屋がたくさんあり、これまでもからも市街地の排水対策が模索されてきましたが、抜本的な対策は計画倒れになっていたような状況もあります。今後も300ミリを超える雨量もあり得る状況であり、どのような雨水幹線整備をされるのか、来年度予算編成方針で重点事業の取り組みで雨水幹線事業とありますが、具体的にどのような事業を行われるのか、答弁を求めます。

○議長（立入三千男君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 野並議員の雨水幹線あるいは雨水対策についてのご質問にお答えします。

雨水幹線対策は、これももう既に今取りかかっています祇王井川の上流域、これは普通河川領域でありますけれども、四ツ家、あのあたりの水を、線路を越えて雨水幹線で友川へ流すという、まずはこれです。それと、そもそもなんですけど、私、市長になってすぐ申し上げたのは、野洲の水害というのは野洲川があふれる、日野川があふれるということ

すけど、この両川は今はある程度整備できましたけど、野洲地域は、市外の水が川を伝ってあふれるわけであって、市内の水は排水できませんと。ここの観点が物すごく弱かったです。現に祇王井川の改修は市がするという不思議な念書が入っていました。童子川をもう上がってもらわなくていいということで、これもう1回説明したと思いますけど、童子川の本来の本線、流れる線まで変えていました。これをもう1回その文書も撤回して、よりを戻して、本来の1級河川は県にやってほしいというのを就任してすぐやっています。

それと、駅前は300というか、時間雨量30ミリでもう冠水をいたします、交差点が。駅前の都市計画税の議論のときに、駅前と言われても特殊じゃないと言われてたときに、私冗談で、野洲駅前を場所変えて新駅をつくって、もうその方がいいと、駅をなくすわけにいかないけども、というぐらいの判断の上ではそうはいかないと。じゃ、雨水幹線対策をやるという覚悟でやっています。でも、これ今まで全然手がついてない。川の改修というのは土地の問題もあるし、財源もあります。順番に今申し上げたように、まずは上流域のフカを友川へ流そうということで、もうこれ公開で何回もご質問、議会で公開ご説明していますので、ぜひそれを踏まえた上で、今さら問いかけるんじゃないし、その上でどうかということやっていただきたい。これ野洲市にとって全く初めての下水道事業、雨水事業ですので、職員の経験とか、あるいは地域のご理解があって、ある程度順調には進んでいると思いますけども、広報の問題とかいろいろあります。これも皆さん方のご支援もってやっていただきたい。先般も、祇王学区の懇談会でもいわゆるサブゾーンはどうかとおっしゃるので、あそこもまさに雨水対策をやらなければ、せっかくの優良な土地ですけども利用ができないということですので、課題はたくさんある。さっきも昼休みにある方が来られて、言うていたんですけど、山へ登ろうと思うと、少しずつ歩かんとだめですけど、今までは登ろう、登ろうと言いながら、一歩も踏み出していません、道路も川も。今は着実に進んでいますけども、やっぱり300メートル登ろうと思うと、それなりの時間がかかるのと一緒に、思ったら頂上にいるというわけにいきませんので、一緒にこれも取り組んでいただければと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（立入三千男君） 野並議員。

○9番（野並享子君） 雨水幹線、とにかく童子川にどう水を流していくかという、それに1つは尽きるというふうに思います。担当課ともこの間しゃべっていたんですけども、1年ごとにこんだけずつぐらいしかできないというね。普通、下水工事やったら、1期工

事、2期工事、3期工事を各業者に発注して、一遍に両方ばつとやって、そのメーターをやってしまったというふうなこともあるので、できないのかというふうに言うたら、下からきっちりやっていかないと、業者発注してジョイントがなかなかできないから、しかも水を使わない時期の仕事でしかできないということで、1年間のうちで下水工事みたいにいっつでもできるというふうな工事じゃないというふうなこともお聞きしまして、それもそうだなというふうにも思うんですけども、何とか28年度までにというふうには本当に、それからまださらに上流に行ってほしいんです。2点目の質問で出しているんですけども、駅前北の地域はいつも集中豪雨のときは下の方が冠水したり、また、久野部地先も冠水するところがあります。大井川の断面、この大井川というのは京セラの南側、駅前北と京セラの間に流れている川なんですけどね、あの大井川の断面が駅前北のところは結構深く広いんですけども、久野部になると3方向に分かれていまして、それが極端に狭くなってしまいうんです。雨水の逃げ場がないということで、その1つどこか少しでも広げていって、童子川は今、友川の方に流すように上がってきているんですけど、友川だけじゃなくて、この大井川の水も取れるように、もっと上がってきてほしいんです。上がってきてほしいんですけども、担当課に聞くと、まだそれは事業計画を立てていないということですから、ですから、まずとにかく事業計画を立ててもらって、そこを事業認定していく、エリアを事業認定していくということをまず行政としてやっていただきたい。そうでないと、次の上に上がっていくということができませんので。この友川の水というのは丸万さんのところのお寺の横道を通って、第1保育園の方を通って、北口の方に流れている水路です。結構JRの下も大きくというのかな、1メートル以上はあるんじゃないかと思うんです。だから、そういうふうなところも水を取っていけば、大分友川にも取って行ってというふうな形になって、両方いろんなところから水を排水していくというふうな検討をしてもらうためにも、事業計画を立てていただきたいんですけども。

○議長（立入三千男君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 大井川まで至るかどうかわかるか、これについてはもう当然事業計画立てないと、工事できません。それと、さっき下水と雨水幹線のことをおっしゃいましたが、雨水幹線はこれ、事業種目は下水なんですけど、排水対策ですから。川というのは当然下流からしか上がれません。それと、今、野洲市でこの事業でも結構大変なわけですね。作業量の問題と、それと財源の問題があります。私もできるだけ速やかにやりたい。私もずっと経験ありますが、8月31日の午後になってから夏休みの宿題を全部翌日持っていけ

るようにやれというのと一緒に、今まで一切やってないんですよ。私はもう本当に真剣にずっとなつてから取り組んで、ようやくここまで来ています、もう9月に入っていますけども。でも、幾らせかしても、1カ月半の宿題を1日とか、1日半ではできません。これは最大限頑張ろうと思っていますので、これも一緒に、むちをたたくよりは一緒に汗をかいていただけたらありがたいと思います。

○議長（立入三千男君） 野並議員。

○9番（野並享子君） 次の問題に行きます。よろしくお願ひしますね。

市街地だけでなく、農振区域の北自治会では、生まれて初めてと言われるような、雨水が民家に逆流するという状況になりまして、その当時の写真なんですけども、こういうふうな形で、もうすごい、写真を行政も撮られたと思います。もう本当にこんな状況、私はもう初めて見ました。水がつくとは聞いていましたけども、こんな状況になって、しかも民家の方に逆流をしている。ここ、これ、児童公園のフェンスなんです。その奥にずっと水が逆流をしているような、そんな事態になりまして、これはもう床下浸水のうちもありますし、下水があふれて汚水も一緒にあふれているというような、そういう状況にありました。ここは家棟川と童子川の堤防があつて、ちょうど堤防が土手みたいな形で、もう海みたいになってしまうような状況でありまして、新川が土手より童子川よりか下にありませんから、とにかく下を通過して下に流れるということで、大雨になったらもう、童子川の方に新川の水をポンプアップしない限り、これ解消できないということがありますので、ぜひこのポンプを設置していくということについて強力に県に求めていかんとあかんと思うんですけども、されているとは思うんですけども、今どうなっていますでしょうか。

○議長（立入三千男君） 都市建設部長。

○都市建設部長（山本利夫君） この件につきましては、今までご説明させていただいておりますけれど、9月の19日に知事の方にも、新川の駅前の現場を見ていただいた日でございますけれど、このときにも新川の、今、野並議員がお示しされたような写真も提示して、抜本的な対策を要望しております。知事の方からは浸水被害の解消には大規模な内水排除の施設の整備が抜本的な対策と考えられるけれども、放水先の河川の流下能力とか、費用の観点から難しい状況にあるということで、少しでも被害軽減を図るために、排水ポンプの設置と可能な対策を検討しますというような回答をいただいております。この言葉どおりに治水安全の向上のために必要な施策を講じていただくよう、引き続き県に要望しつつ、また具体的な協議をしていきたいと思っております。

○議長（立入三千男君） 野並議員。

○9番（野並享子君） 強力に進めていただきますように。これは60年に一遍ぐらいの話じゃなくて、今後も起こり得る可能性がありますので。

それと4番目、今回、台風で床下浸水した家に消毒を行うということについて、これまでどのようなことをされてきたのか。この間、この対応、今回の台風でどのような対応がされたのか、お尋ねいたします。

○議長（立入三千男君） 市民部長。

○市民部長（佐敷政紀君） 台風18号で床下浸水した家屋の消毒についてお答えいたします。

今回の台風18号で床下浸水した家屋の消毒については、市としては対応できておりません。また、これまでも消毒した実績はございませんでした。今後は浸水等により家屋の消毒の必要が生じた場合には、地域防災計画に基づきまして、自治会を通じて消毒薬剤等を配布していきたいと考えております。なお、下水道機能の一部停止により汚水が流出した家屋につきましては、市の直営や市が業者に委託しまして、無料で消毒作業を実施いたしました。

以上、答弁といたします。

○議長（立入三千男君） 野並議員。

○9番（野並享子君） 私もこれちょっと湖南地域に聞いてみました。草津は申し込みのあった人に消毒液を渡して、30倍の希釈のことを説明してということでした。栗東は広範囲にわたっての土砂崩れ等ありまして業者に委託しているということでした。守山は機器を持っているので申し込みされた方に対しては市として消毒しましたということで、野洲は機器もない、液も渡してない。4市の中で何もしてないということが本当にこれわかりまして、これはやはりまず機器の購入が必要ではないか。また、栗東のように業者委託をしていくというふうなことをしていかななくてはならないんじゃないかというふうに思いますが、今自治会を通じて配布という、これではちょっとだめだというふうに思いますので答弁をお願いします。

○議長（立入三千男君） 市民部長。

○市民部長（佐敷政紀君） 今後につきましては、住居等を勘案しながら検討させていただきます。

○議長（立入三千男君） 野並議員。

○9番（野並享子君） 栗東や守山のような対応をしていただきますようお願いいたします。

消費税増税の影響についてお尋ねいたします。来年4月から消費性が8%になる計画がありますが、野洲市における影響はどのように認識されているのかお尋ねいたします。

○議長（立入三千男君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 野並議員の消費税の増税の影響についてのご質問にお答えいたします。

毎回このご質問いただいているんですが、はっきり言ってきちっとわかりません。当然、消費税分は上がってきますけども、交付税がどうなるかとか、あと事業に絡む交付金がどうなるかということがありますので、全体で税のパイが膨らむということからすると、税財源から供給される市の財源が減ることはないと思いますが、前もご指摘のように市の支出分にも当然消費税がかかってきますし、いろんな状況がありますので具体的にシミュレーションするというのは不可能、これも国も本当に自治体ごとのシミュレーションなんて不可能だと思いますので、特に大きなやっぱり交付税とか交付金の影響、見極められない限りは影響というのを明確にお答えすることはできないと思っています。

以上、お答えといたします。

○議長（立入三千男君） 野並議員。

○9番（野並享子君） 私もちよっと試算をしてみました。24年度決算で地方消費交付税というのが4億3,300万円収入として入っています。行政として消費税を支払ったなどと思うのが需用費、工事請負費、原材料費、物品購入費、これが27億5,900万円の決算となっています。さらに負担金、いろんな負担金も人件費はありますが、やはり物件費やら全部ありますので、こういったものを含めると51億2,200万円になりまして、これの5%の消費税としたら、4億8,780万円。8%にしたら、7億8,000万円という額になるんですけども、これは地方消費税の交付金として担保をしてくれるのかどうかというお尋ねをしたいんですけど。

○議長（立入三千男君） 政策調整部長。

○政策調整部長（富田久和君） まず、地方消費税交付金の制度について説明いたしますと、現行制度では消費税が4%、地方消費税が1%、合わせて5%の税率となっております。この地方消費税1%分の2分の1は都道府県に、それから、残り2分の1が人口と従業者数の割合で市町村に、地方消費税交付金として交付されるわけでございます。26年



度の4月以降はこの地方消費税率が1%から1.7%に引き上げられますので、一定歳入では上昇が見込めると、このように思っております。しかし、一方で歳出におきましては、先ほど議員がおっしゃったように、市の歳出でもいろんなところに消費税がかかってまいります。この影響額というのはその都度、額が、例えば投資的経費が多くなれば、その分の消費税が大きくなるというのは、これはございますので、一概にこれをどのような見込みでという、差し引きできるかという、それはできないものであらうと思っております。したがって、消費税の増税に伴います地方消費税交付金の一定の上昇は見込めますけれども、歳出への影響はその内容にもよりますので、一定の担保機能はありますけれども、歳出の影響額をカバーすると、こういった制度にはなってございませんので、よろしくお願ひしたいと思っております。

○議長（立入三千男君） 野並議員。

○9番（野並享子君） 今後、クリーンセンターの建設とか、いろいろとそういうものがありますので、一応この野洲市にとってはなかなかこの消費税の影響は大きいなというふうに認識しております。

3点目、その地方自治体にとって、税収が落ち込めば減収補填債を発行することができます。返済は交付税算入ということになってはいますが、これも本当に全額交付税で算入をしていただいているのか、今までからも。そこら辺のことをお尋ねします。

○議長（立入三千男君） 政策調整部長。

○政策調整部長（富田久和君） 減収補填債のお尋ねでございますけれども、普通交付税算定における基準財政収入額に対しまして、当該年度の年度途中において実際の収入見込額が下回る場合に、この財源補填措置としてこの減収補填債が発行できるわけですが、その元利償還金の75%が普通交付税に算入されると、こういう制度でございます。

○議長（立入三千男君） 野並議員。

○9番（野並享子君） 結局は25%は市町村持ち出しというふうなことになりますので、やはりこの消費税の導入8%の増税、そしてまた10%になっていくということになれば、本当にこれはまたまたそういう意味での支出がふえていくというふうなことで、消費税のやっぱり引き上げていくというのは、これはもうだめだなということを思っております、その4番目の質問で、市長もこれまでからもそういう消費が落ち込めば経済が落ち込み、税の入ってくるのも少なくなり、逆進性とかいうふうなことが言われておりました。だから、やはり市長として今地方自治体が抱える問題として国にものを言っていくべきではな

いかと考えますが、見解をお願いします。

○議長（立入三千男君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 何を言っているのか、ちょっとご質問の中でわからないんですけど、言うべきものは言いますし、やるべきことはやろうと思っています。

以上、お答えといたします。

○議長（立入三千男君） 野並議員。

○9番（野並享子君） もっと言いたいんですけど、済みません、もう時間ありませんので、次に移ります。

社会保障制度の見直しについてと、国保税引き下げについてお尋ねをいたします。

2018年8月、民主党と自民党と公明党の3党合意で社会保障制度改革推進法が消費税増税法案と一体に可決しました。この社会保障改革推進法は国民生活の基本を自立自助と家族相互の助け合いと規定をしまして、社会保障の公費投入の抑制や医療、介護、年金の抜本的な縮小を掲げました。また、今年8月6日の社会保障改革国民会議が社会保障の4分野として少子化対策、医療、介護、年金の報告書を提出して、これを実行するというスケジュールを定めたプログラム法を8月21日に閣議決定し、それで今回の臨時国会の11月15日に労働委員会で共産党など野党が反対する中で審議が打ち切られ、採決され、19日には本会議で可決というような、そういうふうな状況となっています。この4分野は国民にとって大きな問題でありますので、市としての見解をまずお尋ねしたいと思います。

介護保険の改革については要支援の保険外しが大問題になっています。訪問介護とデイサービスを市町村の地域支援事業に移行させることになっています。2011年の介護保険の改正によって総合事業として創出されました。共産党の国会場内に向けての調査では、2013年度、44自治体しか実施していません。サービスをボランティアやNPO法人が担うことになっていますが、担い手不足で実施できない状況であり、要支援の方が必要な介護が保障されない方が続出するのではないかと思います。見解を求めたいと思います。

○議長（立入三千男君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（川端弘一君） 野並議員の社会保障制度の見直しと国保税引き下げについてのうち、介護保険分野の改革について、最初の要支援者の支援の見直しについてお答えいたします。

現在、要支援者の認定者数が要支援1が226人、要支援2が225人の合計451人です。そのうち予防給付の受給者は要支援1が99人、要支援2が150人、合計249人です。また、249人のうち訪問介護利用者が64人、通所介護の利用者が138人です。平成29年3月末までには、この訪問介護と通所介護が地域支援事業の新しい総合事業に移行される予定でございます。新しい総合事業では、多様なサービスの提供の実現のために、介護予防・生活支援サービス事業といたしまして、これまでどおり訪問型サービス、通所型サービス、生活支援サービスを実施する予定でございます。事業は既存の介護サービス事業所をはじめといたしまして、NPOやボランティア等の地域資源の活用により提供される予定となっております。この事業の実施に向けては、国の要支援事業を円滑に実施するための指針、いわゆるガイドラインが策定されるのを待ち、第6期介護保険事業計画期間中に検討してまいることとなりますが、現在、利用している介護サービス事業者やその事業所において柔軟な人員配置等が可能になりますので、新たな予防給付対象者にも一定対応が可能と考えております。また、第6期介護保険事業計画の策定に向け、ニーズ調査を要支援1、2の認定者全員に実施いたします。その調査結果を新しい総合事業の介護予防・生活支援サービス事業に反映してまいり予定でございます。

以上、ご答弁とさせていただきます。

○議長（立入三千男君） 野並議員。

○9番（野並享子君） 国は保険外して介護保険から外すということになっているんですけども、そうすると、財源的にはこれどういうふうな形になるんですか。

○議長（立入三千男君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（川端弘一君） 財源的には保険事業会計の中で種別するものではございませんが、先ほど申しましたとおり、市町村にその判断がゆだねられることになりまして、柔軟な人員配置等によります効果的な効率的な単価というのを設定するようというふうな、今、厚生労働省が最近、都道府県の介護保険担当部局長会議で説明しておりますので、今後まだこの詳細が明らかになった段階で、その辺は詳細がわかってくるというふうに思っております。

○議長（立入三千男君） 野並議員。

○9番（野並享子君） 介護保険では本人1割負担でいっていますので、今、柔軟なということを言われると、これ、国はボランティアとかNPO法人でやって、要はあんまりお金かけんよという事なんですけども、野洲の有償ボランティアの登録ヘルパーのあ

のときも、ほとんど最後はだめになっていったような状況もありますので、よくこの方向はご存知やというふうに思うんですけども、どうされるのでしょうか。

○議長（立入三千男君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（川端弘一君） 私が申し上げたのは、柔軟な人員配置等というのは、現在の介護保険サービス事業所のことでございます。おっしゃっているとおり、NPOとか、ボランティア、特にボランティアの地域資源の有効活用については今後、市で野洲市においてもこれが中心になるということとはまだ方向は決まってございませんので、今後の方策を、これ、全国でかなりの市町がこれについてはかなり無理やというふうな声も上がっておりますので、今後それが明らかになってくると思いますので、注視してまいりたいと、このように思います。

○議長（立入三千男君） 野並議員。

○9番（野並享子君） 介護保険が導入される前に登録ヘルパーのあれが破綻しましたので、ぜひ声を上げていっていただきたいと思います。

次に、一定所得以上のある利用者の方の負担の引き上げ、食費とか、居住費についての補足給付の支給に資産等を勘案すると。特老の入所は中程度の重点化ということが提案をされています。2010年の通常国会に提出して、来年から、2015年から実施予定というふうになってはいますが、見解を求めたいと思います。

○議長（立入三千男君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（川端弘一君） これにつきましても、国において制度の見直しに関する詳細な部分については今後の検討とされておりまして、まだ具体的な基準が明確に示されておるわけではございません。今後、一定以上の所得の基準や資産等の基準が具体的に示される予定でございます。この基準を検討いたしまして、第6期介護保険事業計画を策定してまいります。また、特別養護老人ホームの入所者の中重度者への重点化につきましても、詳細な部分を含めまして具体的な基準は示されておりません。いずかにいたしましても、国の今後の動向に注意しながら、示される制度改正の詳細を見極めながら、対応してまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（立入三千男君） 野並議員。

○9番（野並享子君） いろんなところに出されているのが、一定所得というのが280万円とか、290万円というふうな額が出されていっておりまして、そうなると、これ、野洲市ではどのぐらいの該当されている方がおられるのか、わかるようでしたらお知らせ

願いたいのと、特老の中程度ということが大体介護3以上というふうなことが言われていますので、そういう方はどのぐらいほどおられますでしょうか。

○議長（立入三千男君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（川端弘一君） 所得、資産の一定基準というのは、今おっしゃっていただいたその数字も確定したものではありませんし、正式に私どもお聞きしておりませんので、シミュレーションはしてございません。それと、介護度3と、要介護度3と仮定したときの施設の利用者でございますが、3以上はおおむね全体の80%弱ですね。介護度1、2で21%ですので、79%、3以上の方は79%というふうになってございます。

○議長（立入三千男君） 野並議員。

○9番（野並享子君） ということは、29%の人は特老やらから出ていかんなんという状況ですよ。重点を基本にするということは、介護1、2は入れないということか、そういう基準になってくるといふふうに思います。この一定所得というのも、医療費の場合の単身の現役並みの所得というのは383万円ということですから、この280万とか、290万というのは余りにも低いということが今言われております。そういう現実がありますので、一番身近に感じておられる市町村から、国の方にもやはりいろんな機会でものを言っていただきたいなというふうに思います。

次に、医療分野の改革についてですが、国民健康保険の運営を都道府県として徴収や保険事業を、そういうのは引き続き市町村が行うということで、現在の市町村の法定繰入の、この運営を都道府県がやった場合、この法定繰入の廃止とか、そうすると、国民健康保険税が大幅に引き上げられるおそれがあると思うんですけども、これは国民健康保険の構造的な財政問題を解決せずに広域化を図っていても、根本的な解決はできないというふうに思いますが、見解を求めたいと思います。

○議長（立入三千男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（井狩重則君） それでは、野並議員の医療分野の改革につきましてお答えをいたします。

国民健康保険の運営の広域化の件でございますが、議員ご指摘のように、都道府県単位で広域化するだけでは変動リスクには強くなるものの、財政状況などのプライマリーといえますか、構造的な課題は何ら解決しないものと考えております。したがって、将来的な医療保険制度の一元化を見据えた制度体系の改革や、短期的には制度間における財政

調整の強化、また、国費による財政対策を同時に実施する必要があると考えております。

○議長（立入三千男君） 野並議員。

○9番（野並享子君） この広域化に関しましてはいろんな意味で検討を、地方自治体としても重大な問題がありますので、やはり検討をしていく、そういうふうなものもつくっていかねばならないと思いますので、メリット、デメリットなどそういった部分のこともやっていただきますようお願いいたします。

そして次、医療給付の重点化ということで、紹介状のない大病院の外来受診について定額自己負担を求めるということになっております。70歳から74歳の医療費窓口負担を2割にしていく、高額医療費の自己負担限度額の見直しということが言われておりますが、見解を求めたいと思います。

○議長（立入三千男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（井狩重則君） 医療給付の重点化について、まず、紹介状なしの大病院の外来受診につきまして、定額自己負担を求める、この件でございます。今回の改正の狙いは、医療機関機能の明確化と医療機関間の連携の促進にございまして、本市の目指します地域完結型の医療の促進という政策とも合致するものと認識をいたしております。また、大病院への患者集中を改善することで、病院勤務医の激務の実体を改善し、ひいては効率的な医療の提供につながるものと考えております。なお、本市においては、診療所数の充実の状況から考えますと、市民の受診機会そのものが極端に奪われるようなことにはならないと思われまます。また、改正後におきましても、公費負担医療対象者でありますとか、救急などの緊急やむを得ない人からは徴収されない仕組みとなっておりますので、この点についても特に問題はないものと考えております。

それから次に、70歳から74歳の医療費の窓口負担、これを本則施行するということでございます。増加を続けます国民医療費の財源を今回の消費増税で賄おうとしている今日の状況を考えた場合、6年前から施行することになっておりましたこの制度でございますが、先送りにされてきた、こういう経緯がございますので、今回、これを本則どおりに求めていくということはやむを得ないということであると考えております。また、通常加齢に伴いまして、医療費は増大いたします。自己負担率の調整措置は必要と考えられますが、この点につきましても後期高齢者の負担が1割、それから、69歳以下の負担が3割ということを勘案いたしますと、70歳から74歳の方が2割負担になるということは一定合理性があると、このように考えております。それから、当該高齢者層の高額療養費の制度

につきましては、現行と変更はございませんので、大きな混乱は生じないものと認識をいたしております。

次に、高額療養費の自己負担限度額の見直しでございます。これはまだ確定の案ではございません。現在、有力視されております案につきましては、70歳未満で年齢約370万以下の非課税世帯でない低所得層の自己負担限度額を現行より安く設定して、負担の緩和を図るかわりに、年収約770万以上の上位所得者層の自己負担限度額を現行より引き上げる方向になっていると承知をいたしております。これらの改正につきましては、低所得者層の受益を充実しようという趣旨でございますが、これが福祉的視点からは評価はできませんものの、保険税の負担の時点で既に所得差に応じた負担格差を設定していることを考えますと、受益と負担のバランスを一層欠いていくような体制には若干の懸念がございます。その辺については適正な対策が講じられるべきではないかと考えております。

以上です。

○議長（立入三千男君） 野並議員。

○9番（野並享子君） 70歳から74歳の窓口負担2割、それは合理性があるというふうにおっしゃいましたけども、どのぐらいの方が該当するんでしょうか。

○議長（立入三千男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（井狩重則君） ちょっと概数でございますけれども、大体2,000人弱。それから、影響額につきましては5,700万から5,800万ということでございます。

○議長（立入三千男君） 野並議員。

○9番（野並享子君） 次に、国保の引き下げの問題についてお尋ねをいたします。

県下で3番目に高く、所得税と住民税合わせた金額よりも高いという状況で、滞納者も滞納額もふえています。このような状況は払い過ぎて払えないというのが現実で、国保税の引き下げが求められています。基金残高も25年度末で2億2,835万円。繰越金もありまして、1世帯1万円引き下げても、会計上十分で可能な状況であります。年金は下がる、消費税は来年4月から8%、市民の懐は小さくなる一方でありまして、少しでも負担を抑えるためには国保税の引き下げをすべきであると思っておりますが、見解を求めます。

○議長（立入三千男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（井狩重則君） 国保税の引き下げについてでございますが、まず、本市の1人当たりの国保税の水準につきましては、平成25年度本算定時の、これは速報値で

ございます。9万7,116円。県の平均が8万5,722円ということで、平均を上回っております。ご指摘のとおり、県下では第3位ということになっております。一方、その対象となる給付の水準でございますけれども、これは平成24年度全体でございます。1人当たりが33万8,743円。県の平均が31万2,924円ということで、これは県下第1位でございます。この要因を分析させていただきますと、市全体の高齢化率とは異なりまして、県内の保険者の中でも高齢化しておるというまちの1つでございます。それと、特定の児童福祉施設入所者の入院医療の影響などが考えられるところであります。いずれにせよ、この給付の水準がこのように高いことが、本市の国保税の水準を高くしている基本的な要因であると考えております。

また、滞納については、現年度の収納率の推移から判断いたしますと、平成22年度に現行の保険税水準に引き上げをさせていただいてから、むしろ上昇の傾向にございまして、平成24年度の収納率は94.84%ということで、引き上げ前の21年度の94.04%、これを0.8ポイントも上回っておりまして、県内の13市中では第2位となっております。確かに国保の加入者構成という構造的な問題によりまして、所得を有する方の場合、社保加入者に比べまして負担が高くなっていることは否定できませんが、幸いなことに国保加入者のご理解とご協力が一定得られるという結果であると認識をいたしております。また、基金残高等から照らしての国保税引き上げの件でございますが、国保税率の改定につきましても、おおむね3年先の決算、この推計結果に基づいて判断する中期的財政運営の考え方により、行っていきたいと考えております。

今後の制度改正でありますとか、診療報酬の改定など不確定な要素が多い中で現時点の推計でございますが、平成27年度末には財政調整基金と決算剰余金の合計額がおおむね2億2,000万円程度にまで下がってくると見込んでおります。本市では平成24年度の国保運営協議会におきまして、本市の国保の基金の適正規模を年間の一般保険給付費予算額の3%の2回分ということで、約2億円を設定しております。それと、平成12年の厚労省の国保課長通知による計算式に基づいても、少なくとも約1億9,000万を保有していくことが適当と、こういうことになってございますので、現段階での保険税の引き下げをする合理性はないものと考えております。

○議長（立入三千男君） 野並議員。

○9番（野並享子君） 財政をやっておられる方は、貯金があれば安心して実務ができると思うんですけども、一般国民にとっては、もう今、年金だけで暮らしておられる方は年



金も下がりということで、貯金を取り崩して生活しているということをおつちこつちから聞きます。1世帯1万円引き下げても6,000万円余りで可能ですから。しかも4月から消費税が上がるということですので、せめて野洲市の市民の生活を応援していくという観点から、国保税の引き下げ、これは財源的には私はこれは可能だというふうに思いますので、ぜひ検討をしていただきたい。3年間の中期的なというふうな問題ではなく、もう来年みんな本当にどういうふうな生活になるかという、そういうような心配、どう切り詰めていくか、3食を2食にするとか、もういろんなことを皆さん言うておられますので、本当に皆さんの懐を何とか補っていただくためにも、行政で、基金でためておくのではなくて、できる範囲であると思いますので、引き下げをしていただきたいというふうに思います。言うておきます。

次に、新病院の建設についてお尋ねいたします。

11月26日に開催されました市立病院整備基本構想検討委員会において、場所の問題について行政が提案したA案で了承されましたが、これは重大な問題があると思います。最後にフロアからの発言で、「景観条例で重点地区になっていることを知っている委員はおられる方、手を挙げてほしい」とおっしゃいましたが、委員の方は誰も手を挙げる方はおられませんでした。知っているという態度表明はありませんでした。市が示したA案は駅のすぐ近くに病院となっており、農協の土地を含めたところが駐車場ということになっております。検討委員会で出された案であります。上がA案で、もうちょっとA案、拡大してもらったらと思いますけど。上がA案で下がB案です。もう少し拡大できませんか。上がJRです。駅のすぐ近くに病院、そして、これが駐車場というふうな、そんな案になっておまして、Bは農協を含めたところが病院ということになっています。下の方、やってもらえますか。この下のここの、これが病院というふうな形になっております。そういうふうな形のA案とB案ということが出されまして、フロアからの発言ではB案の駐車場を文化ホールの現在の駐車場のところに持っていけば、現在の仮ロータリーのところがかなり空間、緑地として確保されるというふうな発言もありました。A案とB案しか選択肢がないというのも判断を狭めます。24日、27日に行った議会報告会においても、病院の位置の問題はたくさんの方から意見がありました。これまで議会で私も何回もこの件については発言をしてきました。駅前ロータリーが縦に長いから、この横幅の部分のその空間が必要やから、景観条例の観点からも、駅ロータリーすぐに病院建設はすべきでないということをお発言してまいりました。市長はいずれ野洲病院がなくなるとすれば、市民の

命と健康を守る総合病院は必要という立場で市立病院の整備を進めるということを決意されたということに対しては、私は評価をし、賛成をするものであります。この野洲市に入院できる総合病院がなくなるということは、多くの市民が反対をされています。高齢者のもとより、小さな赤ちゃん、子どもを持った方々からも、総合病院は入院できる病院が欲しい、なくなったら困るという声をたくさん聞いています。しかし、このA案については、私は再検討が必要と考えております。市民の方から模型を募集するとか、また、A案、B案を含めて市民を巻き込んだ議論が必要であろうかと思っておりますので、見解を求めたいと思います。

○議長（立入三千男君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 野並議員の今構想を検討しています市立病院に関するご質問にお答えいたします。

結論から言いますと、A案と決まっています。この間も馬場学長も暫定的にこの議論の中ではこういうことだという話でしたし、まず、従来から言っていますように、決めつけで言っていない。それと、今触れられました議会報告会、私も人づてにいろいろ聞きましたので、できるだけ早く速記録、暫定ということできさもらいまして、ちょっと議会議中もできるだけ野並議員に反問を行使しないようにと思って、熟読をいたしました。そして、市長が強引にやっているとか、決めつけているとか、いっぱい書いています。議論に引っ張り出せないんかとか、結論ありきとか。そして、ある議員さんなんかは何か駅前で土地保有税の税金を取りましたと言っておられるんですけど、この間、公表して取っていないのに何でこんな議論が出てくるのかとか、あるいは市長は病院経営は針の穴にゾウを通すほど難しいと、私こんなこと言っていない。病院経営は難しいけども、野洲病院という存在があって、そこに多大な貸し付けがしてあって、まだ負債のリスクも負っている。そこに市民病院をつくるということがあると。

前もちょっと申し上げたと思いますけど、今、病院をつくろうと思っていますけども、病院をつなごうと思いますと、なぜ困難かというのを知っていただきたいため、ちょっと言うんですけども、野洲病院を運営しつつ、新しい病院を建てるというのは実際不可能です。職員が悩んでいました。やるんだったら、今の野洲病院を市民病院にして、そしてから、その再建ということで駅前につくる、こんな手間をやったら大変だし、あの病院の負債がどうなっているかもわからないし、借金のカタに入っている財産を1回、市有財産にしないといけない。私はもう一つの案としては、新しい病院に潜在的な許可をもらって、

そして、病院をつくって、できた段階で切り替えると、これしかないんですが、一般的には難しいと言われていたんですが、ようやく今、県、国との交渉で目処が立ってきました。

あと問題はやっぱり起債です、この厳しいときに。これについても私、直接県の部長とか、次長と話したり、総務省でも話してやっています。今、私が苦勞しているのは、むしろそこです。場所は誰かみたいに私、全く決めつけていません。ただ、市民のためにつくるのであれば、要件があります。できるだけ大多数の市民の方に便利にと。それでない方には路線バスとか、あるいは循環の市民のコミュニティーバスおのりやすを今よりもふやせるようにと。そして、あと公共の足であるタクシーとか、電車とか、この間も言いましたように、電車も篠原駅が橋梁化されたら、入町とか、あのあたり、そして、篠原の駅前の方でも今よりは便利になります。だから、鉄道も私は物すごく重要だと思っています。AとかBとかいうのは、これは仮置きがしてあるわけであって、これも野並議員何回も言いましたように、車のデザインをするときに、8人乗りだったら、長さ4メートル80か60か、幅が1.8メートルか1.6メートルか、その中で最大限にルームスペースを取るわけであって、これはもう専門家にゆだねようと思っています。きちっとしているのは市民にとって一番便利、次に経営上一番いい、市民の財源ですから、一番いいというところなんです。当然、景観も安全も重要です。これの一番の最大解の場所につくりたいと思っています。何か市長が勝手に駅前のA地区に引っ張っているみたいな議論、一切私はないです。

そもそも、この針の穴の話が間違っている。こんな理解で思ってもらったら困ります。結構真剣に議論していて2年半やっているわけですね。何か結構ずっと市長が強引にワンマンでやっているみたいですけど、私、ワンマンでやっているのは何かといたら、やはり私は市民の付託を受けて、一番いいものにしたいと思っています。いろんな議論の中やはり集約点だと思っています。さっきもある市民が来られて、ぜひにとおっしゃいました。議会に報告したように、ある地域に高齢者の施設を提案したと。そしたら、結果的にはいきませんでした。誰も頑張らなかつた。でも、個々に聞いていたら、いい施設やのにということです。そういうふうになってしまいます、みんなの多数意見でいけば。引っ張る方の意見ばかり出てきます。だから、私はそういうことです。

それと、消防署の近くがいいとおっしゃいますけど、あの消防署今の久野部の跡に建て替えるようになったわけですよ。私はあの現場へ市長になってすぐに行って、これでは問題があるということがわかったので、たまたま遅れていたもので、客観的に野洲市内で一番いい場所やというふうにして、機能的で一番いい場所ということで選んでもらいました。

もう現にそういうふうに行っているつもりです。野洲中学校、私が就任する10日前に発注されています。本来だったら、やっちはだめなんですけども、レイアウトを変えました。多分半額になっています。でも、それで認められていたんですね。絶対機能で安心で、そして、合理的に安く。私の考え方は、今回の病院はつくる、つくらないがあります。私、当初から言っているように、病院経営に手を染めない方がまちにとっては楽ですけども、なくなったら大変だからと。まだ野洲病院にかわって民間病院を誘致しようと思っている議員さんがいます、ここに。あり得ない。前も言ったように、徳洲会を誘致したらどうかという意見もこの中にまだ現職でおられると思いますけど、言われましたけど、私はそんなことあり得ないと言った。現に今の徳洲会を見られたらわかると思いますけども。結構真剣に議論しているのに、何かこの一部是正されている場でもありますが、何か言いたいほうだいみたいになっていて、本当に心配です、議会報告会が。これ、今度の特別委員会の職員に、これ速記録ですから、もう1回皆さん方の発言をきちっと整理して、分析して、やろうと思っています。

あと、クリーンセンターでも、あのとき言ったと思います、戦略的環境アセスメントと手法ですね、環境がよくて、機能がよくて、効率性があって、合理的で、一番安くいくというところで、市内5カ所を選定して、公開した上で、最終的には今のオリジナルがよかったんですけども、それで持っていったけども、やはり全市に問いかけて下さいというので、もう1回原点に戻って、全自治会長さんをお願いをして、提案してもらいました。結果的には1カ所もなかったから、楽にいったんですけども。何ならもう、やってもいいんですけども、積み木を置いてもらっても構いませんよ。でも、市民が本当に積み木を置かれるかどうか、専門的な観点が必要だと思います。ですから、私が決めているつもりは全くない。ですから、Aがだめだとおっしゃるんだったら、野並さんが一番いいというところを提案していただいたらいいと思います。私は景観も大事ですけども、三上山が見えるか、見えないかよりは、まずはやはり市民の接続のしやすさ。さっき、おたくの同じ会派の太田議員が投票所の段差とか、投票所の近さをおっしゃいました。選挙って1年に1回あるかないかですよ。病院に行く方は高齢者が毎日かもわからない。週に数回かもわからない。その距離がちょっとでもバスを降りて、ちょっとでも遠いとか、ちょっとでも交差点を渡るというのは、私はこれは忍びがたいので、できるだけ公共交通、あるいはタクシーにしても便利な場所にとということです。

けさ、私、仕事に来ようと思ったら、近くの障がい者の人が来ました。自分で歩けるん

ですけど、目が悪いんですけども、「市長は何か病院を駅前につくるんやな」と。「心配やわ」と。反対の声が高いというので、いやいや、これこれで、彼のお母さんが、聞いてみたら、どうも今、野洲病院に入院しているらしいんですけども、言ったらすぐ納得しました。そういう人のところまで何か市長が勝手に駅前に病院をつくろうと思っている話が飛んでいてびっくりしたんですけども、すぐに納得してくれました。全部フラットでやっています。引っ張り出せと書いていますが、私は自治会でも老人クラブでも、言われたら全部行って、お話を丁寧に行っています。逃げも隠れもしていない。

それと、この中に病院経営の専門家が入っていないとおっしゃったんですけども、今の岡田院長が医大にいましたし、今、野洲病院とは密接に連携をとっていますから、あの事務部門とも情報のやりとりをしています。そして、あこにいる川島さんをコンサルタントとしてあれです。それと、どうもこのコンサルの利用の仕方がまた変なあれで、コンサルというといかに何かいかがわしい案をつくっているみたいですけど、野洲市の場合は、専門家は全部外部から入れて、基本的には作業をしていますから、コンサルのそそのかしで案をつくっていません。自慢じゃないですけど、今の医大の学長とか福山教授とか県の角野次長とか、今、野洲市で考えられる、そして、今回は看護協会の会長も入れてもらいました、あの人たちが議論してくれて、それをもう1回市民、私は市民の検証が重要やと思いますけども、幾らでも市民に説明します。何かこれ、1年前に話が戻ったんかなと思って、全く残念であります。

要するに、心配いただかなくて。A案に決め込んでいません。幾らでも案をつくったらいいけども、そんな簡単にいっぱい案ができるものではないし、要するに、市民にとって太田議員と一緒に。ちょっとでも投票に行きやすいどころじゃなしに、ちょっとでも病院に行きやすい、安心して、傘も差さないで、これが原則だと思っております。全て総合的に大いに議論していただいていいけど、残念ですね、A案、私は反対だというこんな話とかをして、これ質問が偏ってきたんですよ。市長が病院をつくるんやったら駅前やと言われたから、それで承知してきたけど、私は反対というのは通告されたご質問でした。職員がびっくりして、何か後で聞いたら、野並議員、大分議論したらしいですね。何か私もそもそも病院反対やってみみたいな論調で。資料を私、持っていますけども。もうここで申し上げておきますけども、全く病院はフラットです。つばを付けていません。市民の方が一番いいものにされたらいいと。

あと、多分、議長にちょっとこの間、本を渡しといたもので。中身は私、触れませんが

も、たまたまですけども、『新建築』という、これ結構しにせの建築雑誌です。2013年12月号ですから、今の号で、たまたま贈呈されたら、まちづくりが特集で、そこにまちの活性化とか、再開発、その冒頭に隈研吾さんって、これもう今一番日本で引っ張りだこの建築家で、実績もあります。新潟県の長岡のアオーレ長岡というのも肝いりで彼が設計していますし、今、実績が一番ある建築家です。彼がやはりまちの中に呼び込む医療、福祉施設というテーマですし、あと、その議論の中で高層ビルというのは、これは隈さんが言ってないんですけど、対談者が言っていますけども、大都市圏しか成立しません。建築コストが高い。リスクが高い。どうも高層建築、高層建築と言っておられるんですけども、高層建築はリスクが高い。また、これ、用が終わったら、コピーなり、あるいは雑誌自体をまた議会の図書館に置かせといていただきますので、専門家をイワシの頭みたいに信奉したらだめですけども、参考意見としていただきたい。もう1回繰り返しますけど、一切A案と決めていません。決めるのは市民、議会だと思っていますので、私はもう全く、皆さん方のご意見で、市長が突っ走っているとかいうことは一切ないです。

以上、お答えといたします。

○議長（立入三千男君） 野並享子議員。

○9番（野並享子君） 私の一番最初からの発言、市長、議事録を見ていただきたいと思っています。この野洲病院を移転するということに、行政は3つの候補地を選定したと。1つはこの市役所の裏、1つは市三宅、1つは駅前、この3つを検討しているというふうな話で、そしたら、この市役所の裏と市三宅の検証はいったいどういうふうになったんだというふうに聞いたことがあると思うんです。そのときに、もう駅前でやるから、そっちの方の検討はしていないという、そういう話やったんです。もうあのときに私。そして、その次に市長が、駅前につくらなければ、病院は建てませんということをおっしゃいました。その時点で、もう病院がなくなるということに対して市民の皆さんにお聞きしましたら、それは困るということで、駅前で賛成をし、この間の予算のものにも賛成をいたしました。その8月議会で賛成をするまでの間に、何回も私、景観条例の部分で、農協を巻き込んで、農協のスペースのところに病院を建てていくべきやということを、私は言うておりました。それも議事録にあるかと思います。今回は農協はB案です。駅の近くがA案です。今、決めていないとおっしゃいましたが、この11月26日に開催された市立病院整備基本構想検討委員会というところにおいて、これ一番最後に、場所をA案ということで、市は提案をするにあたってということで、皆さんにご意見をお伺いされて、そしたら、座長さんが

「A案でいいということですね」という確認の議事録になっていると思いますが。それが決めていないということになりましたら、この11月26日の検討委員会での確認というのは、いったい何なんでしょうか。

○議長（立入三千男君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 私はずっと会議に出ていましたから、馬場学長が「この場では、今回のところではA案ということにしておきましょう」と。決めましたとはっきり言っていない。私、覚えています。ただ、議論としては、どこかに病院を想定しないと、議論がはかどらない。まず、駅前ということになっています。それと、私が駅前でやらないとできないと言ったのは、これはちょうど1年前の基本方針素案のところ初めて確定しています。それまでは私は、幾つかの案があっただけだと思っていました。でも、総合的にはこれ、検討してもらった結果です。2回に検討しています。病院が必要かどうか。つくるんだったら、つくれるかどうかで、どこ。これが最終的にこの検討会の報告が基本方針案になっているわけですけど、その中ではできるだけ駅に近いと。これは、理由は私と同じ考えが基本だったと思います。できるだけ市民の大多数が接点を持ちやすい、アクセスしやすい、そして、人口の一番重い部分、中心の人たちの便利さ。それ以外の方は移動手段を提供するという、そういうことだと思えます。それと、もう一つ、この議論の中にも出ていますが、郊外の方が景色がいいとか、空気がいいということもありますけども、今の病院は、特にこの間も随分議論に出ていますけど、一層短期間の治療を想定していません。回復期の方も一部ありますがね、本来の病院機能としては、短期間の治療で在宅ということ。そういうことからすると、駅前がいいと。それ以外だったら、あえてもうどう手を出さなくても、守山の病院を使ってもらおうとか、八幡の病院がまさに野洲の郊外、これはずっと前から言っています。総合的に考えれば、まさにいい意味の中華思想と一緒に、野洲の郊外は守山です。守山から見たら、守山は中心か知らないけど、野洲から見たら、野洲の郊外です。あえて郊外のどこかを選びに行くよりは、今申し上げた論議で、市民にとって一番アクセスがしやすいところがいいという考えです。

それと、過去には市役所もこちらにも置いていますけども、ある時点ではあそこはもう民間が買いに行っているという話を聞いていますから、そんなところへ手を付けに行くようなものではないです。そして、市三宅にしても当初からはあそこを、場合によっては、市街化区域にきちっとする前からということもあって、あここに公的施設ということも書いてあったからですけども、わざわざ市が汗をかいて市街化区域にしていったところの高いと

こを買うよりは、あれだけの3.5という、JAとの話も入れた3.5、JAじゃなくても3近くありますから、あそこへ立地をした方がいいという検討の経過の中で、あそこに病院をつくろうというところまで絞り込まれてきているのに、残念ながら、1年前まで議論が戻っている議会報告会をちょっと私は残念だなと。

何もAと決めていません。ただ、暫定的にというニュアンスで馬場座長は「この場ではAとときましましょうか」ということだったと思ったので、私はその前提でさっきお答えしていますので、何の齟齬もないと思っております。

以上、お答えいたします。

○議長（立入三千男君） 野並享子議員。

○9番（野並享子君） ということは、この検討委員会でBというふうな結論も、そして、出てくるんでしょうか。私、Bやったらいいと思うんですよ。駅に近い、近いとおっしゃっていたのは、ここの裏のどこよりも、市三宅よりも駅前の方が駅に近いという認識でした。ですから、このここのAとBの近さというのはね、文化ホールに行くのが遠いと思いませんやん。駅から歩いて。雨にぬれへんというのやったら、シェルターを付けたらいいですよ。農協のところやったら、文化ホールに行くのと、あのげすいもん線のところに行くので、これ分かれるだけの話で、全然、文化ホールに行くのと、病院をつくったとしたら、距離的には遠いという感覚ではないと私は思います。AとBの遠い近いなんてのは、本当にもう感覚的な部分だけと違いますか。屋根を付けたら済むことでありますし、高齢者の方が押し車で歩かれる距離、私は行ける距離やというふうに思いますけども。一番近い、一番近いというふうなことをおっしゃいますけども、あのぐらいの距離は私は遠い距離ではないと思いますし、それよりも、建物が建つことによって空間がなくなり、景観が圧迫されるというふうなそういうふうなものは、私は建てるべきではないというふうに思います。A案でも、どんな建物になるかということで、またイメージも変わってくると思うんです。今の段階では何か壁になるみたいな思いを持っていますので、そういう意味で私は模型をつくって、みんなが見て、どうやろう、どっちがいいだろう、こんなもあるね、あんなもあるね、こんなもあるね、どれに、どんながいいかなというぐらいね、市民の皆さんが本当にどんな病院にしていくな、そこにどんなものを入れていくなというふうな部分、ただ病院だけではなくて、私はそこに図書室的なものも置き、市民の皆さんが朝、リクエストを出しておけば、帰りにはその本が届いているぐらいのね、そういう病院の中に図書室的なもので市民が利用できる、そんなものも欲しいし、ずっと言



っている病児・病後児保育のそういうふうなものも欲しい。というふうないろんなものも持っておりますので、そういうふうなものもあわせてできるような、そういう施設に私はしていただきたいと思いますので、A案に固執していないということです、それはそれでB案も含めて検討していただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（立入三千男君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 反問するところがあつたら反問させていただきます。

○議長（立入三千男君） 暫時休憩いたします。

（午後2時36分 休憩）

（午後2時36分 再開）

○議長（立入三千男君） 休憩前に引き続きまして、会議を開きます。

ただいま市長より反問の申し出がありましたので、反問を許可します。反問は1人につき2回までとなっております。

市長。

○市長（山仲善彰君） これ、従来から言っていますように、かなり複雑、まあ、単純なんですけど、複雑なことをしています。病院という事業計画と、駅前南口周辺の整備という、これ2つを動かしています。私は本当に決めていません、どこにも。ただ、市民の皆さんがというのは相対的なニーズが多くて、細かいところまでという、なかなかやっぱり私でもわからない、専門家にゆだねないと。その中では駅前の整備の議論で、今言われた図書館とか、こういったことは病院というのではなしに、私は逆だと思います。病院とか、コミュニティーセンターとか、公園とかいう社会資源があるところに病院を立地するんであって、病院に図書館をと、囲い込む発想は私は余り好ましくないと思っていますけども、今、野並議員は病院のある図書館とかとおっしゃいました。ですから、その原点がね、きちっと緩やかに駅前の南口の検討もしているわけです。私は病院に関しては、今、野洲病院に頼んだけど、実現ができていない病児保育、病後児保育もしたい。そして、先般の質問で、発達障害の人たちとか、山本議員の引きこもりのときに、ちょっと私の答弁じゃなかったのだから答えませんでしたけど、今、ご承知いただいているように、発達支援センターの再検討をしています。発達支援というのは従来は、従来というか、現行もそうですけども、就学時前が発達障害だからということなんですけど、現にもう野洲のセンターには40を超えている方も来ておられます。やはり、人生を通して発達障害に対応できるようなセンターにしたいと思っています。これはサービス。そういった場所についても、もち

ろんプライバシーの問題はあるけれども、できるだけ資源を統合したい。

それと、これも従来から言っていますように、福祉センターに市の保健師等がたくさん働いていますが、高齢者のサービスが、手続はここでやって、包括は向こうという。これも統一したいし、保健士とか、福祉の資源もできるだけ統合して連携したい、もちろん全て1カ所にまとめるわけじゃないです。それと、あと地域包括も今1カ所ですけど、3カ所に分けたいと思っています。その中心は多分そこになると思っていますので。そういった議論をきちっとやっているのに、何か病院に図書館とかいう、えらく矮小化されたことを今おっしゃったので、もう1回、野並議員としては今、野洲市がこれだけオープンに駅前、あるいは地域全体、そして病院という、こういうプロジェクトを動かしていることについて、どういう見解をお持ちなのか、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（立入三千男君） ただいまの市長の反問に対する発言を求めます。

野並享子議員。

○9番（野並享子君） 病院の単独病院というふうな思いを私、持っておりません。名古屋の生協病院に行ったときに、フィットネスクラブもありましたし、物を売っている場所もありましたし、そういった意味で、図書館なんて言っていないよ、私。図書室、言ったんですよ。病院の方々も本が読めるような図書室、図書コーナー。コーナーでいいんですよ。あの生協病院はボランティアの人が本の貸し出しをやっているというて言うてはりました。そんなんでもいいんですよ。図書館なんて要りません。図書室でいいんです。図書フロアでもいいですわ。コーナーでもいいですわ。そういうふうな、市民がそういう形で使えるようなところ。今までも包括支援センターを公立で病院をつくるんやったら、そこに包括支援センターをつくってくれたらいいではないかということ、それも言っていました。議事録を見て下さい。そういうことも言っていました。だから、あっちこちにぽこぽこ建物じゃなくて、その病院というふうな単独、今の野洲病院のイメージじゃなくて、もっと複合施設的な病院としての、複合施設の中に病院もあり、地域包括支援センターもあり、病児、病後保育、あれも1部屋確保してはりました、生協病院のところ。1部屋でいいですよ、1部屋、1部屋でいいので、そういうふうなものをつくれば、病人だけじゃなくて健康な人も来られるし、そういうふうなところをつくっていただきたいなというふうな思いで、私はずっと一貫して発言をしてきたつもりですが。

以上です。

○議長（立入三千男君） 市長、よろしいか。

○市長（山仲善彰君） もちろんオーケー。また特別委員会でご議論下さい。

○議長（立入三千男君） それでは、反問はこれで終了いたします。

（発言する者あり）

○議長（立入三千男君） 野並議員から発言を求められておりますので、これを許します。

野並議員。

○9番（野並享子君） あの道は下水門線ということですので、済みません、訂正します。

○議長（立入三千男君） 暫時休憩いたします。

（午後2時42分 休憩）

（午後3時00分 再開）

○議長（立入三千男君） それでは、休憩前に引き続きまして会議を開きます。

次に、通告第13号、第15番、鈴木市朗議員。

鈴木議員。

○15番（鈴木市朗君） 鈴木でございます。一般質問に入る前に、昨日の参議院の委員会で秘密法案が可決されました。私の思うところでは、私もかれこれ70歳になっておりますので、戦前のことは若干先輩から聞いておりますが、戦前の治安維持法案というようなものが戦前にありました。これはいわゆる今、秘密法案という形で進められております、その内容によく似た法案だということでございます。そして、その治安維持法の中には、警察の中でも特高警察という特別の組織が編成され、秘密漏えいした者にはかなり厳しい処罰があるということ先輩から聞き及んでおります。

それでは、台風18号に対する体制についてお伺いいたします。

まずその前に、台風18号の、協力をいただきました市職員の皆さん、そして、消防職団員の皆さんに大変な協力をいただきましたことを、この場をおかりいたしまして厚く御礼申し上げたいと思います。

地球温暖化が年々進む中、南極の氷の溶解が著しく進み、ここ数十年で海面が50センチ上昇し、それに加えて海水温が1℃高くなっています。また、氷河の後退にも同じことが言えます。我々人間が地球の寿命を考えるとすれば、どのような取り組みをしなければいけないのか、今後しっかりと考えていかなければなりません。環境の悪化で、我が国は言うまでもなく、世界中が異常気象に見舞われています。特に本年は近年に類を見ない数の台風が発生しました。11月に入り、フィリピン、レイテ島を襲った巨大台風30号は風速90メートルに達する猛烈な風と高潮により、多くの尊い命が失われるなど、島は甚

大な被害により、島民の生活も脅かされています。日本も医療チームを速やかに派遣し、レイテ島でのその任務にあたっています。私の記憶では、第2次世界大戦におきまして旧日本軍がレイテ島を占領し、そして、レイテ島の島民の皆さんに大変な迷惑をかけたということもお聞きしております。そのご恩返しで医療チームを派遣し、レイテ島での活躍をお期待するところでございます。

では、野洲市にも大きな被害をもたらした台風18号に関連してお伺いいたします。

まず1点目、台風18号に対する水防体制、災害対策本部の経緯についてお伺いいたします。9月15日18時48分の大雨発令、土砂災害から、9月16日20時30分、水防班解除までの経過をお尋ねいたします。

○議長（立入三千男君） 市民部長。

○市民部長（佐敷政紀君） 鈴木議員の台風18号に対する体制について、お答えいたします。

まず1点目でございます。台風18号における水防体制及び災害対策本部の設置の経緯についてでございますが、9月15日午後6時48分に大雨警報が発令され、水防初動体制として道路河川課の職員による情報収集を行いました。断続的な降雨が予想されたため、午後9時に水防第5班を招集し、その後さらに事態が悪化することが予想されたため、職員の半数にあたる水防奇数班を16日の午前0時に召集し、市内パトロールや土のう積み、市道の通行どめによる交通誘導等の水防活動を実施いたしました。その後、午後4時20分に水防本部会議を開催し、本市において大きな災害が発生するおそれがあると判断したことから、午前4時30分に水防本部を災害対策本部に移行し、同時に全職員召集となる水防偶数班を招集いたしました。午前5時5分には大雨特別警報が発令され、午前5時40分に日野川沿線住民に避難勧告を発令、午前8時32分には避難指示を発令したところでございます。また、午前9時17分には野洲川沿線住民に避難準備情報を発令いたしました。午前11時30分には大雨特別警報及び大雨警報は解除され、午後0時10分に日野川沿線住民への避難指示を解除し、避難勧告にし、野洲川沿線住民に発令しております避難準備情報を解除いたしました。午後1時20分には日野川沿線住民に発令いたしました避難勧告を解除し、同時刻に災害対策本部を解除したところでございます。その後、巡回パトロールを実施し、市内の安全が確保できたことを確認し、午後8時30分に水防班を解除いたしました。今回の災害対応でさまざまな課題や問題点が見えてきたことから、十分検証した上で検証結果と今後の対応方針等を整理し、今月の全員協議会にて報告させ

ていただきます。

以上、答弁といたします。

○議長（立入三千男君） 鈴木議員。

○15番（鈴木市朗君） 9月15日の18時48分から9月16日の20時30分まで、それぞれご苦勞をいただいたということは、もうつぶさに今の報告でよくわかりました。

この中で、どなたやったかな、妙光寺の土砂災害ですね、それがこの中に載って、今の報告の中でね、あの部分についての妙光寺地先での勧告とかそういうことは、あれだけの規模のものが発生しているにもかかわらず、そういうようなものは何ら周知されていなかったんですか。

○議長（立入三千男君） 市民部長。

○市民部長（佐敷政紀君） 妙光寺地先につきましては、消防職員により、お寺またその付近の住民の方に対して自主的に避難をお願いして、妙光寺の公民館に避難していただきました。

○議長（立入三千男君） 鈴木議員。

○15番（鈴木市朗君） この災害対策本部の経緯等を見せていただいて、ご苦勞いただいているのはよくわかるんですが、やはりこうした中で、消防関係の部分もこういう中でどういう消防が体制を組んで、どういうような動きをしたかということ、これは我々も知っとくべきだと思うんですよ、当然ね。消防関係やったら、総務部の方になるかもわかりませんがね。だから、そういうようなものがこの中で出ていないので、ちょっとこの辺がどうかと思ったんです。今後において、そういうようなことについて消防との連携というのはどのように考えておられますか。

○議長（立入三千男君） 市民部長。

○市民部長（佐敷政紀君） 今後、消防署または消防団との連携でございますけれど、今回も十分連絡を密にいたしまして対策等をとらせていただきました。今後につきましてもそのような体制で臨んでいきたいと考えております。

○議長（立入三千男君） 鈴木議員。

○15番（鈴木市朗君） よくわかりました。

それでは、2番目の項に入ります。平成24年9月議会において、私が山林防災に関連して、妙光寺山の関電の線下補償に関わる質問をいたしました。ということは、関電の線下の部分、その部分の流木の伐採ですね、その流木の伐採をすることによって、日本の山

は収縮岩ですので、花崗岩が寄り集まって1つの山になっているというような質問をしたわけですね。花崗岩というのは岩の中でも一番もろい岩だと私は思うんですが、その花崗岩がむき出しになっているというようなことで、災害に関して問題はないのかというようなことを提議したことがあるんですね。その提議した中で、流木を伐採した後に低木を植栽したらどうかというようなことも申し添えたことがあったんですが、残念ながら、今回の台風18号までにそういうような経過が見られなかったということですね。なぜ私はそのようなことを、植栽を申し上げたということは、山ですね、山林の水源涵養能力というのは、その山が持っている水をどんだけためて、どんだけ調整して、ふもとへ落とすということが水源涵養能力という表現で出ていますね。それができていなかったということが非常に私は残念だと思います。そういうことについて担当レベルの方はどのようにお考えなのか、お尋ねいたしたいと思います。

○議長（立入三千男君） 環境経済部長。

○環境経済部長（竹内睦夫君） 昨年の9月にこのご質問をしていただいております。都市建設部長の方で答えていただきました。関西電力の方に強く申し入れていくというふうなことで申し上げます。そうしたことから、今回の関西電力が23年の10月14日に滋賀県の西部、南部森林整備事務所から保安林内の流木伐採許可をいただいて、この伐採を行ったというふうなことでございましたので、私どもも鈴木議員にご質問いただいて、その回答を申し上げた、そのときに11月14日に県の西部、南部森林整備事務所に低木の植林をしてもらってくれというふうなことで依頼をしております。そのときの県の関西電力への申し出をお願いしましたが、植栽についての指示は制度的にも効力はなく、できないというふうな返事で終わっているというふうな状況でございます。

○議長（立入三千男君） 鈴木議員。

○15番（鈴木市朗君） 例えば、国道8号線から妙光寺山を眺めてみますと、2カ所の崩れた部分でブルーシートが張ってあります。非常に醜い姿で妙光寺山が見えているというようなことでございます。なぜ、あの部分でああいうような事象が起こったのか、その辺の検証はされましたか。

○議長（立入三千男君） 環境経済部長。

○環境経済部長（竹内睦夫君） 妙光寺は今、大きくブルーシートがかかっているのが2カ所でございます。そして、もう1カ所崩れている部分がございます。あと小さな部分もあるんですが、その検証についてはやっております。ただ、いろんな地元の方もその影

響はどうかというふうなこともおっしゃっておりますけども、その検証までは行ってないというふうな状況です。

○議長（立入三千男君） 鈴木議員。

○15番（鈴木市朗君） じゃ、ちなみにお伺いいたしますが、関西電力が流木を伐採した、その後の流木の処理はどのようになっていましたか。

○議長（立入三千男君） 環境経済部長。

○環境経済部長（竹内睦夫君） 流木については、その場で存地されてあるというふうなことでございます。

○議長（立入三千男君） 鈴木議員。

○15番（鈴木市朗君） 地元の方によると、流木はその伐採した部分は堰のようにこうずっと並べて、そのままにしていたと。そしたら、その18号のあの雨によって、上部から流れてきた水が落ち葉と共にその流木にたまってしまっただから、その流木に落ち葉が詰まって、その上部に水がたまっただと。ほんで、水の排水がと取れないので、その流木の下をくぐって水がどっと落ちてきたというようなことを地元の方がおっしゃったんです。ですから、私はあの土砂崩れは自然災害じゃなしに、人為的ミスによる災害だと私は思いますが、いかがですか。

○議長（立入三千男君） 環境経済部長。

○環境経済部長（竹内睦夫君） 私どももその土砂崩れが発生した部分の付近に鉄塔敷がございますし、今申されましたように、その付近が伐採してあるというふうなことでもございますので、関西電力にはそのようなことを申し入れしました。原因を、あんたどこ違うか、こういうような形で申し入れをしました。ただ、関西電力からは、送電線の鉄塔敷との位置がずれている、また、その勾配もその方向性が違う、その鉄塔敷周辺にも地割れというふうなものもなかったというふうな回答を受けております。また、土砂崩れの現場からは30メートル以上離れているというふうなことから、関西電力としては、私、まあまあ、自分とこの責任と思っておりますので、原因は不明というふうな回答を得ているということでございます。

○議長（立入三千男君） 鈴木議員。

○15番（鈴木市朗君） そら、関西電力は保身というような形もあります。それはもう電力会社の一方的な言い分ですわね。私が言うているのは、流木を伐採しなかったら、ああいうような事象は起こらないと思います。山に保水能力があるわけですから。そうでし

よう、違いますか。木を切ったら、保水能力って何もないですよ。涵養能力って何もないですよ。ストレートです。関西電力の言い分をそのままあなたたちはのまれますんですか。

○議長（立入三千男君） 環境経済部長。

○環境経済部長（竹内睦夫君） 関西電力の言い分をのんだというふうなことではなく、私どもはその付近が関西電力の鉄塔敷があるというふうなことで、原因としてはそれもあるんじゃないかということで、関西電力に問い合わせをしたというふうなことでございます。ただ、原因が関西電力かどうかというふうなことについては、これはまだ原因も検証をしておりますので、これは今のところ、不明だというふうなことでございます。

○議長（立入三千男君） 鈴木議員。

○15番（鈴木市朗君） 昭和40年ごろでしたかな、あの妙光寺山が、山林火災が起きましたね、山林火災がね。昭和40年ごろだと思いますよ。そのときにね、その後、今の台風18号みたような大雨というのはなかったわけやから、今現在、なかったわけやから、その山がぬれた後の花崗岩がむき出しになったところでも、自然に生えてきたドンダの木やとか、山ツツジやとか、そういうものが繁茂してきて、今のこの台風18号にはそういう低木が茂ってきたがために、土砂崩れなんて起きていないでしょう、その部分は起きていますか。

○議長（立入三千男君） 環境経済部長。

○環境経済部長（竹内睦夫君） 私もたしか中学生ぐらいだったと思いますので、多分40年前後にあの山火事があったと思います。そのころの位置と今の現在の位置はよく似たところだと思うんですけども、ただ、その部分がはっきりした位置が重なりませんので、その部分が土砂崩れしたかどうか。パチンコ屋さんのあの上でもなっています。その部分が火災起きたかというのは、ちょっと私も位置的にはわからないというふうなことでございます。

○議長（立入三千男君） 鈴木議員。

○15番（鈴木市朗君） なぜ私がこの昭和40年に火災が起きたということを申し上げますと、私が高校を卒業して義勇消防団に入ったんですよ。妙光寺の山林火災が起きて、義勇消防団のポンプを持って、いち早く走ったんですよ。だから、その辺の部分が印象にあるわけですよ。あなたたちが言うている部分ところと、今土砂崩れが起きたところと山林火災が発生したところとは場所が違うんですよ。山林火災が起きたところはもう既に低木



が全部茂っているんですよ。ですから、そこでは土砂崩れも何の災害も起きていないということが実証されているわけです。だから、私は人為的ミスによって、ああいうような土砂崩れが発生したんじゃないかというようなことを申し上げているんですよ。わかりますか、私の言うてる意味が。だから、今回もああいうようなブルーシートを張っている部分、あれ、総体面積はどれぐらいの面積で、土砂容量はどれぐらいありましたか。

○議長（立入三千男君） 環境経済部長。

○環境経済部長（竹内睦夫君） 土砂容量まではちょっと、そこまでの計測した資料はないんですけど、大体お寺の方が高さ150メートル、幅20メートルというふうなことを聞いております。そして、民家の方ですね、もう一方の方は高さで200メートル、幅20メートルということです。ただ、私は容量がどんだけ入ったかというふうなことについては、今、資料はございません。

○議長（立入三千男君） 鈴木議員。

○15番（鈴木市朗君） 前段の質問の中でもありましたように、妙光寺のお墓ですね、あれも私も見にいった感じたのは、大変ひどい目に遭っておられると。来年の正月も墓参りはできないですわな、ああいう状況でね。1日も早い復旧を願うわけなんですけど、山というのはやはり一度ああいうような事態になれば、今度回復するのに相当な年月がかかってくる、それだけはやっぱり思っと思ってもらわんなね。例えば、妙光寺山と三上山を比較しますと、勾配の度合いが全然違うんですよ。本当ならば、三上山みたいな、ああいうような勾配のきついところが、ああいう事象が起きるとということも想定できますわね。ところが、妙光寺山みたいな勾配が緩いところでああいう事象が起きるとということは、やはりその流木を伐採した、それが要因だと私は思っております。ですから、そうしたものはやはり今後においても発生する可能性もありますわね。例えば、田中山にしたかて、さまざまな部分があるわけですからね。ですから、そういう部分についてはやはり十分に市としても気をつけていただきたいという思いでございます。

それと、次に、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に対する法律に基づき、土石流や急傾斜地の崩壊箇所を当市は平成24年3月30日現在、土石流60カ所、急傾斜地崩壊27カ所の指定がある。その中の三上山土石流12カ所、急傾斜地3カ所、妙光寺山土石流5カ所、急傾斜地4カ所についての影響はどういうようなことでありましたか。

○議長（立入三千男君） 都市建設部長。

○都市建設部長（山本利夫君）　ご質問の三上山と妙光寺山の指定地における被害の状況でございます。

三上山では実質的には2カ所ということで、指定のダブリがございますので、単純には足してというわけにはいきませんが、指定地の状況でいきますと、急傾斜地で2カ所、土石流のところで1カ所ということでございます。それと、妙光寺山では4カ所ということで、急傾斜地のところでは2カ所、土石流では4カ所、ちょっとダブっておりますので、指定地での被害ということは以上でございます。

○議長（立入三千男君）　鈴木議員。

○15番（鈴木市朗君）　昨年の9月議会での質問の中で、県が急傾斜地対策の一環として、それぞれのところで対策を講じていただいております。そして、砂防関係におきましてもかなりの対策を講じておりますが、県が対策を講じた部分ですね、その部分での災害というのは発生いたしましたか。

○議長（立入三千男君）　都市建設部長。

○都市建設部長（山本利夫君）　今申しましたところにつきましては、それぞれ対策が行われておらない場所でございます。

○議長（立入三千男君）　鈴木議員。

○15番（鈴木市朗君）　例えば、クリーンセンターの裏ですね、稲荷川水系でしたかな、あれはたしか。あそこから堰堤をつくっていただきましたね。あその状況はいかがなものでしたか。

○議長（立入三千男君）　都市建設部長。

○都市建設部長（山本利夫君）　稲荷川の箇所につきましては、土砂崩れ等があったという事は聞いておりません。

○議長（立入三千男君）　鈴木議員。

○15番（鈴木市朗君）　それで、私の記憶では平成13年か平成14年度ですね、淀川水系のハザードマップができましたね。淀川水系のハザードマップ野洲版ができましたね。この中で今、今度は山から川に変わっています、話はね。誤解しないで下さいよ。このハザードマップの中で、この今の一級河川以外の中小河川の冠水というのが、この淀川水系のハザードマップ野洲版の中にはなかったんですよ。だから、今回は想定外の雨量だったということは、これは私も柔軟に思っております。この平成13年か14年度に淀川水系のハザードマップ、誰かわかった人おりますか。竹内君、頭を振っているけど、知って

いるか。これに野洲版ができています。だから、そういうようなものが生かされているのか、生かされていないのか、どうなんですかね。

○議長（立入三千男君） 都市建設部長。

○都市建設部長（山本利夫君） ハザードマップがつくられておりますので、野洲川に。それに日野川、それと琵琶湖の3つができておるといことでございます。生かされるというか、ハザードマップ自体は決壊した場合にどういうところに水がつくか、どういうふうにつくかというような周知のためのマップでございます。今回いろんな箇所でも浸水がしておりますけれど、これは基本的にはそれ以外の被害が出ておりますのは、童子川あるいは新川等々、午前中もございました祇王井川、それぞれに中小の河川の沿線のところで水がはかないために浸水したということで、ハザードマップとはちょっと異質なものであるというように認識しております。

○議長（立入三千男君） 鈴木議員。

○15番（鈴木市朗君） ハザードマップの性質は私も知っています。日野川、野洲川。ところが、一級河川以外の中小河川が今回大変な被害を醸し出した。日野川なんかはその水位を超えて、もう当然、特別警戒に入っている。野洲川も入っていましたが。ところが、その反面、指定、指定というより、生活範囲内の小さな中小河川で今回はその被害が出ているということなんですか。ですから、そういう方の対応については、今後どのような対策を講じられていく考えですか。

○議長（立入三千男君） 都市建設部長。

○都市建設部長（山本利夫君） 今回、浸水等を起こしましたところにつきましては、先ほども若干申しましたように、中小の県が管理していただいている一級河川の沿線が主でございます。それに流入するところの小さな川の普通河川あるいは俗にいう水路と言われるようなところでも浸水はしておりますけど、基本的には一級河川なりの影響を受けて浸水しております。そうしたところの河川改修をまずしていただく、また、未改修のところについては改修をしていただく。また、日々の管理としてしゅんせつ等を確実に、なかなか予算的なことも1つの財布しかございませんけれど、必要などところにつきましてはしゅんせつをしていただく。それと、これは一級河川がかなり増水したという1つの原因としては、あの辺よりこれも琵琶湖の水位が異常に高かったということでございます。これのバックを当然受けておりますので、琵琶湖の水位のあり方というものもやはり根本的に議論をしていただく必要があろうというように考えております。

○議長（立入三千男君） 鈴木議員。

○15番（鈴木市朗君） 私がなぜその中小河川にこだわるかということについて、4時30分ごろに私、妙光寺地先に行きました。妙光寺地先では、その小さい農業用水あるいは普通河川があふれて、もう集落一帯が水浸しになっただけです。当然そのときにはもう土砂崩れも起きていました。我々がとてもじゃないが入れる余地がないというような現状だったんですね。ですから、前のどなたかの質問の中で、祇王井川のしゅんせつ等をおっしゃっていましたが、まず下流から川は進めていかなだめだということは、これは私も認識しています。ああいうような状況を見て、農業排水あるいは一般普通河川ですね、そういうような扱いはどのようにされますか。というのは、山が崩れて水がどんと落ちる、そして、農業排水は全く機能していない、普通河川も機能していない。そういう状況の中で、妙光寺の集落というのは孤立した状況だったんですね。ですから、山と川との関係というのは、これはもうきちんとしとかんことにはいかんから、私、質問しているんですよ。そういう部分についての、一級河川とかはね、何はもう当然、県、国の管轄である程度のことではできますけど、普通河川、農業排水なんかの考え方はどうなんですか。

○議長（立入三千男君） 都市建設部長。

○都市建設部長（山本利夫君） 河川、水路の部分に入ってくると思いますけれど、これらにつきましては下水道の雨水編というか、雨水ということ、下水道事業の雨水の処理ということで、現在、市の方でも鈴木議員ご承知のように取り組んでおります。雨水排水の事業、雨水幹線の事業もやっておりますけれど、こういったところを確実に小さなところまで改修整備をしていくと、これが最終的には必要になってくるというように考えております。

○議長（立入三千男君） 鈴木議員。

○15番（鈴木市朗君） 祇王井川の改修で、下流ですね、駅前の停車場線からJRのアンダーまでですね、30センチほどしゅんせつするというのが、いや、位置はちょっと私わかりませんよ、下流を30センチほどしゅんせつするというようなことが、どなたかの質問の中で答弁されていましてね。私が、あれ何年前だったかな、そうですね、そこ10年ぐらい前でしたかね、停車場線からJRのところまでしゅんせつしてくれということで、しゅんせつをしてもらったことがあるんですよ。ところが、和田地先のところまで行きますとね、護岸の石垣が基礎が甘かったもんやから、浅かったもんやから、まともなしゅんせつができないと。30センチのしゅんせつをしていこうとすれば、石垣の護岸の基礎が

めくれてしまうというような事象が起こるわけなんです。私が思うのには、よく一般的に適用されています、川の中に川をつくるという、そういうようなやっぱり手法で臨まれるのですか。

○議長（立入三千男君） 都市建設部長。

○都市建設部長（山本利夫君） 今、鈴木議員がおっしゃったとおりの影響がございますので、石積みが非常に出ておるということで、単純に掘ってしまいますと、石積みの胴木が出てしまうということで、これはできない話でございます。ですから、今、議員がおっしゃったように、それぞれ川の真ん中に低い部分をつくりまして、水の流れる断面、あるいは流れやすくしてやるということで、箇所等につきましては、特に狭いあの祇王井川の中で狭い箇所2カ所に分けて実施するというところで聞いております。

○議長（立入三千男君） 鈴木議員。

○15番（鈴木市朗君） これは余談になりますけどね、私が10年も前にしゅんせつしてもらって、非常に排水も速やかにいったんですよ。そしたらね、下流の富波地先で、私の先輩議員ですわ、排水がよくなったもんやから、富波地先で結局、ちょっと被害が出たんですよ。それで、先輩議員がこれは鈴木市朗が上流をしゅんせつしよったけに、こういうようなことになんねやないけいうて、だから、わしが言うたっというて、言うてくれはった議員さんもいはったんですよ。だから、そういう下流も含めてやはり総体的に考えていかなければならんと。誰が言うた、かなで言うたかでなしに、やはり下流も含めて、近江商人やないが、三方よしのそういう精神でやっぱり臨んでほしいということだけはちょっとお伝えしときます。

そして、雨水幹線ですがね、私が一番心配するのが、あのJRの下の要するに断面ですね、それ断面が確保できるのか、できないのか、その辺がどうなるんですかね。JRの断面確保するところだと、まずは第一番目に笠作踏切がありますね、あそこの断面。そして、笠作踏切より断面が広いのが、大井川水系のあのJRの下の断面が笠作踏切の約3倍ぐらいの断面があると思うんですね。そういうような部分をどういうようにマッチングされていくのかなという、それをまず心配するんですよ。今、行政の方も笠作踏切もあのJR下の石垣造りの構造物を対象にしておられるということは、私もよく知っています。その断面で果たして雨水幹線が雨水幹線としての機能が持っていけるのか、その辺はまだ流量計算はされていないと思うんですけどね。祇王井川の水を本当に下水門線のところまで持っていけないと想定すれば、かなりの断面が要ると思うわけですね。その辺の見解は

どうなんですか。

○議長（立入三千男君） 都市建設部長。

○都市建設部長（山本利夫君） 手元にその基本計画の図面を持っておりませんので、正確なことは当然申せられませんけれど、鈴木議員おっしゃるように、JRのところをどうして越すかという物理的な制約というのは自ずとあるかと思えます。基本計画でもそういったところは当然検討した上で、基本の計画はつくっておると思えますけれど、いずれにしてもJRとの協議、当然できない協議はできませんので、成る協議しかできませんので、制約のあるような形のところについては臨機応変というか、臨機応変と言うと語弊がありますが、そういったところも加味しながら、基本計画の方はできておるというように考えております。ですから、笠作踏切のところ、あるいは一方その下流、野洲駅側の、おっしゃる大井川のところは非常に断面的にも広がったと記憶しております。ちょっと斜めになっておる箇所でございますけれど、そういったところも十分に考慮した上で、実際の計画は進めていかなければならないというように考えております。

○議長（立入三千男君） 鈴木議員。

○15番（鈴木市朗君） よくわかりました。笠作踏切から今度、市長が市街化区域に指定していただきました。ありがとうございます。御礼申し上げます。市街化区域に指定していただきました下ノ沢、笠作の地権者については、その雨水幹線については、これは協力していると、これはもう地主が一体となって、そういうようなやっぱり思いでもおりますし。私が心配するのは、JR下の断面不足が生じて、せっかく雨水幹線が立派にでき上がったかて、また下水門でそういうような事象が起きると、これまた何しとるやわからんというようなことになっていくといかんから、大井川水系のあのJR下の断面、水系のあの部分も、これはうまく併用して取り組んでいく必要があろうかなと思うんですよ。大井川水系と今の笠作踏切の、今考えていらっしゃるその部分と祇王井川の取水の基点ですね、基点はほぼ変わらないんですよ。基点、わかりますか。取水する基点は変わらないんですよ。というのは、妓王寺神社の鳥居の桂齒科のちょっと上流に、その大井川水系と、今言うてるその笠作踏切の水系というのが、ちょっと基点は同じところにあるわけですから。だから、そういう部分もやはり考慮しながら、大井川水系あるいは笠作踏切水系のやはり取水、幹線ですね、そういうことも考えていくというような考え方はございますか。

○議長（立入三千男君） 都市建設部長。

○都市建設部長（山本利夫君） 先ほども申しましたように、実際の地形というか、制約

のもとで、ものを考えていかなければならないところへどんどんこれから入っていくと思います。JRの下もしかりですし、その上流の方、今、鈴木議員がおっしゃった一番最上流になろうかと思えますけど、JRのところから最上流までの間、当然ここには人家等はりついて、その間のところを川が流れておるという条件のもとでございますので、そういったところも十分考慮しながら、総体的、全体的に、総合的にものを考えていかなければならないというように考えております。

○議長（立入三千男君） 鈴木議員。

○15番（鈴木市朗君） さすが部長ですね。ええ考えしてはりますな。総体的にやっぱり考えて行って事業を進めてもらう、それはありがたいことです。ありがとうございます。まず、私がこの雨水幹線という1つの事業の中で、必要とする雨水幹線に対する断面ですね、概略の断面とかそういうようなものは、今ここで言うてくれ言うたかて、それは無理なことだと思います。また、その本線にもよって変わってくると思えますけど、そういうようなものをまたできるだけ速やかに、やはり断面はきちっとしたもの、きちっとじゃなしに大まかな断面をやっぱり提示してもらわんことには。やはり今度、事業展開する場合もさまざまな問題があるかと思えますので、その辺をひとつよろしくお願いしたいと思います。

次に、今の雨による駅前の冠水ですね。これの駅前の被害はどういうような形で出ていますか。例えば、お菓子屋さんなんか、かなり品物が水につかって大変やという、個人の名前を出したら申しわけないんですが、大変やと。駐車場にもよその駐車場やけども水が入って、これも大変やと。被害はどのような状況になっていましたか、駅前。

○議長（立入三千男君） 市民部長。

○市民部長（佐敷政紀君） 駅前の被害状況でございますけれど、数字的なものはつかんでおりません。ただ、罹災証明等を24の件数で発行しております。

○議長（立入三千男君） 鈴木議員。

○15番（鈴木市朗君） 私はなぜ駅前の浸水対策を申し上げるということは、駅前だけの問題じゃなしに、やはり野洲駅を利用される乗降客が1日に1万人近い方が野洲駅を利用されるわけなんですよ。駅前だけ、近隣の方たちだけの問題じゃない。やはり野洲の顔としての玄関口ですので、南口は。ですから、やはりそういう部分についての早急な対策を望みたいということをもまず申し添えておきます。よろしく願いいたします。

次に、防災無線の運用についてをお尋ねしたいと思います。

市民の間からいろいろな意見がありますが、どうですか、これは防災無線に関して何か集約されたことがありますか。今回の事象に関してですよ。

○議長（立入三千男君） 市民部長。

○市民部長（佐敷政紀君） 防災無線のご質問にお答えします。

今回のように風雨が非常に強い気象状況下で、気密性の高い高層建築などにおきましては十分に聞きとることができず、万全の伝達手段にはなり得んと考えております。今後、声が通りやすい職員により、はっきりとわかりやすく複数回放送するなど、可能な範囲で精度を高めていくよう努めてまいります。また、今後、防災行政無線の放送エリアの確認や伝達機能や運用のあり方等につきましても十分検証していきたいと考えております。

○議長（立入三千男君） 鈴木議員。

○15番（鈴木市朗君） 市民部長がおっしゃるのは、これは本当のことだと思います。直線距離にして100メートル前後の距離にもかかわらず、防災無線が聞こえなかった。そしてまた、男性の声ではやっぱり声が届きにくい。やはり女性の声できちっとした放送をしてほしいというような声が圧倒的にありました。これも風向きによってかなり音も流れることですので。例えば、我が町の、私の在所ですね、四ツ家には防災無線がありません。全く機能していません。そういう部分についての後のフォローというのは、どのような体制で臨まれるんですか。

○議長（立入三千男君） 市民部長。

○市民部長（佐敷政紀君） 今申し上げましたとおり、もう一度エリア、また運用のあり方につきまして検証させていただきます。先月も夕焼け小焼けの鳴る17日に、職員が手分けをして聞き取りにくいという地域につきまして音声の確認もしておりますので、今後その部分につきまして検証させていただきます。改めて必要なところは設置していくとか、そういう形の対応をさせていただきたいと考えております。

○議長（立入三千男君） 鈴木議員。

○15番（鈴木市朗君） せっかくのあれだけの防災無線の装置をしていただきましたので、それが市民全体にやはりきっちりとした伝達ができるように、これ、やっていかなければならんという思いをしております。

さまざまなことを申し上げました。私は通告が雑駁で非常に皆さんにご迷惑をおかけしたかもわかりませんが、おわび申し上げます。そして、祇王井川また下水門線の工事対策にも速やかに解消していただきますことをお願い申し上げます。私の質問を終わらせて



いただきます。ありがとうございました。

○議長（立入三千男君） 次に、通告第14号、第17番、梶山幾世議員。

○17番（梶山幾世君） 17番、梶山幾世でございます。

私は11月度定例会におきまして、次の3件の質問をさせていただきます。

まず初めに、来年度予算編成についてお伺いいたします。昨日からかなり質問が重複するところがあるかと思いますが、また答弁者の皆さん、よろしく願い申し上げます。今年もまた予算編成の季節を迎えました。予算は市長の考え方や政策が反映されたものであり、我がまちのまちづくりの設計士ともいべきものであります。国におきましては、政権交代、ねじれ国会が解消し、長引くデフレからの早期脱却と経済再生に向けて、大胆な金融政策、機動的な財政政策、民間の投資を喚起する成長戦略の3本の矢を一体として、強力に推進しようとしたしました。市場経済もそれに呼応し、内閣府が11月14日発表した2013年7月から9月期の国内総生産速報値では、物価変動の影響を除いた実質で前期比0.5%増、年率換算では1.9%増となり、プラス成長は四半世紀連続で底固い成長を維持いたしております。これらを背景に、政府は来年4月から消費税を3%アップし、8%にすることも決め、あわせて景気の落ち込みを避けるため、企業の設備投資を支援する補助金や公共事業を柱とする5.5兆円規模の経済対策を昨日策定し、デフレ脱却と経済再生の道筋を確かなものとする方針を発表いたしました。しかし、こうした国の再生シナリオに対して、我々地方自治体はどう向き合っていくのか、それはそのまま予算案につながってくると思います。11月7日の全員協議会で平成26年度の予算編成方針の概要が示されましたが、予算編成の考え方について以下の点をお伺いしてまいりたいと思います。

まず1点目、行政評価を十分活用しての編成だと思っておりますが、その取り組みの考えをまず1番にお伺いしたいと思います。

○議長（立入三千男君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 梶山議員の来年度の予算編成に関するご質問にお答えをいたします。

まず、基本的な考え方は従来から申し上げますように、予算編成というと予算編成時期だけの仕事じゃなくて、平常時、通年の仕事だと思っています。市民のニーズを日々の仕事の中できちっと把握するとか、市政の課題を把握するという、まず日常のそういった業務の中でいろんなアイデアとか、見直し点が出てくると思います。それと、もう一つ

は、市の計画を今ロードマップで目標と評価をしています。これが一番大きな材料です。次に、今ご指摘の行政評価によって、その観点を入れて予算編成に向かうというのと、もう一つは、井戸端会議とか、いろんな市民の懇談会をやっています。そういった中で得られる情報も入れると。こういった3つ、4つの要素の中で今作業している来年度の予算の編成になるというふうに思っていますので、単なる行政評価だけじゃなしに、そういう多様な作業の中から出てくると思っています。特に今回の予算編成では、先般、中期財政見通しと、あと行財政改革の基本的な考え方を示しました。あれをお示ししたときに申し上げましたけども、できたものは割合大ざっぱにみたくに見えますけども、昨年度の後半から全職員、全職場にまずきちっと全ての職員にキックオフのミーティングをしまして、可能な限り私、全員に話をしました。その後、市の財政状況とか、課題の研修といますか、意見交換会を、基本的に全ての現場の職員も入れてやっています。その後、いわゆる棚卸し方式ということで、今やっている仕事の必要性あるいは改善ということを個々に行財政改革の職員と各現場の職員がやっています。そういった作業を経た中で、今回、予算編成をしていますので、大なたを振るというよりは、大なたは集中財政改革プランの中で振っていますので、振るっていますので、きめ細かく市民ニーズを見極めながら、無駄を省いて、あるいは財源を機能的に使うという観点からの予算編成になっているというふうに考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（立入三千男君） 梶山議員。

○17番（梶山幾世君） 職員の皆さんとしっかり意見を聞かれて、本当に無駄のない市民ニーズに基づいた予算編成ということですので、その状況をしっかりと確認してもらいたいと思います。

それでは、2点目にまいります。2点目に、来年4月から、先ほども議員が質問がありましたが、来年4月1日からの消費増税によります、地方消費税などによります、我がまちの財政への影響について、私も質問をさせていただきます。よろしくお願いします。

○議長（立入三千男君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 来年4月からのあの消費税の増額による市の財政の影響でございますけど、これは先の議員にもお答えいたしましたように、厳密にどうということはなかなか難しいんですが、大きくは地方消費税がふえますので、その分の交付金がふえます。一方では当然市の支出面では消費税の税率が上がりますから、ふえます。ただ、絶対的に

は収入の方がふえると思いますけれども、その分はまた今度は交付税で調整をされますので、国の方針がどうなるのか。今回、消費税の増税の眼目は社会保障をふやそうということですが、それは市民サービスの分がふえた分が財源として来るということであって、財政が豊かになるというよりは、メニューと裏打ちの金額がどうなるかということも大きな要素ですので、整理しますと、単純に言えば、地方消費税の交付金でふえます。そして、支出の部分で全てに消費税率が上がる、減ってくる。その差額は今度は交付税で調整されるおそれがある。

そして、もう一つは、社会保障がふえる分では表面的には財政規模は膨らむか知りませんが、市の財政運営にとってはプラスになるのか、ならないのか、まだこれ、ちょっと情報が少な過ぎます。先ほどは触れられませんでしたけど、次にまた10%の上昇が出てくるんですが、今回でもちょっと私、これでいいのかなと思ひまして、半年前まで悩んでいるわけですね、総理が。こういう増税の仕方って本当にいいのかなどうか。半年ですよ。普通だったら、1年、2年でやはり設計がされないといけないのに。ですから、半年間悩むということは、まだわからない。そして、また後、問いかけようと思ひますが、先ほど触れましたように、5.5兆円の対策ということも、これもこういうような財政運営でいいのかなというふうに心配してしまひて、いずれにしても情報が少な過ぎる。システムが示されない。情報というよりは仕組みがきちっと示されないというところについて、大いに不安だなというふうに感じております。

以上、お答えといたします。

○議長（立入三千男君） 梶山議員。

○17番（梶山幾世君） ちょっと詳しいことをお伺いしたいと思ひたんですけど、今、余りわからないということなんですけど、単純に考えますと、消費税3%アップということは社会保障制度を持続可能なものにしていこうという目的で、国が今回100%社会保障に持っていくということで、今回上げるということで私は認識しておるんですけども、今、現行、地方分が5%の場合、2.1%。今回4月1日から8%になると、地方の合計が全部で3.1%になるという、少し上がってきますよね。その段階でこれを社会保障分野に、医療、介護、子ども・子育てというところに配分していくということになってきます。それで、今、具体的なことがわからないということで、何も言えないということなんですけども、国はそういう方向で指示も出してくると思うんですけど、そうなった場合の、例えば、この医療、介護、子ども・子育てに社会保障を充てるという中で、山仲市長とし

てはこの分野のどの部分に力を入れていきたいかという、歳入の部分ですけども、その辺をお伺いしたいと思うんですけど。

○議長（立入三千男君） 市長。

○17番（梶山幾世君） わからなければいいですけど。

○市長（山仲善彰君） いやいや。

○議長（立入三千男君） 市長。

○市長（山仲善彰君） まずは、さっき申し上げた、実額でふえるかどうか不安なわけです。去年、10%に上げるという議論の中で言われていたのは、4%分はもう既に足りない部分に埋めるということで、あとの1%だけです、積極部分は。今これ、帳面が合っていないですね。1,000兆とかいう借金があるわけですね、国、地方合わせて。これはもう持続可能な財政運営じゃないわけで、これ今、後世代からの借金で今、日本国は成り立っています。これをすべからず健全化へ持っていくためには、5%上げて、4%分はもう既に借りている部分の穴埋めに回すと。実際、フローというか、余剰分が出てくるのは1%だという議論にされています。これも私も全部調べているわけじゃないですけど、原理はそういうことであって。この1%分もこれからの社会保障のふえる部分に充てられるということなので、そのふえるというのはサービスがふえるというよりは、高齢者の絶対数がふえる。そういったところ、あるいは、障がい者の方でもまだまだ不十分なことがあって、これはある意味でふえるというんですが、本来なら、されるべきサービスが供給されていないところを埋めるということで。私、大ざっぱに、今、日本国というのは帳尻が合っていないよと言っていますので、その帳尻の部分がきちっと示されないで消費税増税が行われている。ましてや、今心配しているのは、5.5兆円、私は必要だと思いますけれども、本当に必要なものが何なのかとか、そこをもう少し現場情報で見極めないと、また総額がふえたというイメージで、5%ふえたら、今3%ですけど、3%ふえたんじゃないに、5分の3の5分の1がふえたわけですね。とにかく、5%ふえても1%しか実に回らないということですので、そういった仕組みを含めてなかなかわからないというのと、市にとって積極的なということはなかなか難しい。

ただ、野洲市の場合は本当に学童保育もいつも申し上げていますように、障がい者、発達障がいの方だけで、今7,700万、これも先払いを私はしていると思っています、いろんなところから工面して。こういうのを健全化に戻す財源ですとか、あと、高齢者の方が、特に団塊の世代が75、80ぐらいになられる今後十数年後を見越して、サービス

の提供を備えないといけない。そういったことにやはり回すべきではないかなど。あるいは、先ほどお問い合わせがあったバリアフリー等もそうですね。現役世代が若ければいいんですけども、今まで問題がなかったところにいっぱい問題が出てきます。そういったところへの財源を充てるとかといったところが主要な、万が一プラス財源が出てくるのであれば、そういうところが課題となるというふうに考えています。

以上、お答えいたします。

○議長（立入三千男君） 梶山議員。

○17番（梶山幾世君） 消費税の件はわかりました。

それでは次に、今ちょっと5.5兆円規模のことも言っていただきましたけども、きのうの夕方、5.5兆円経済対策決定ということで、今日の一面の読売新聞にも出ていたんですけども、ここでは、そこにも質問のところに触れておりますが、この5.5兆円は競争力強化に1.2兆円、ちょっと細かい内容は省きますけども、女性、若者、高齢者向け施策0.3兆円、復興、防災、安全対策の加速に3.1兆円、住宅購入者や低中所得者向けの現金給付に0.6兆円、以上が計5.5兆円というふうになっております。身近にこれから低所得者への現金給付とかも実際、現実に行われていくと思うんですけども、この5.5兆円に対する、これに呼応した野洲市の今後の、出たばかりですので、具体的なことはこれからだと思うんですけども、市長の考え方をお伺いしたいと思います。

○議長（立入三千男君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 今回の激変緩和の5.5兆円の使途ですけども、これもさっき申し上げたように、本来ですと、やはり自治体とか、市民のニーズを聞いて、これに必要なから充てるというのが本来なんですけど、余りにもわか過ぎるんですね。昔はもう少し丁寧に行っていたと思うんです。都道府県通じてでも、どういう施策が必要かとか。今回こういう形で金額は出ていますし、今おっしゃったように分野は出ていますが、本当にどこにお金が回せるような仕組みで出てくるのか、これはやはり懸念がありますので、自治体もそうですし、午前中もご質問あった中小企業の方とか、農業者とか、特に生活が厳しい、たちまち消費税が上がる方に本当にきちっとお金が行くのかどうか。ただ、増税しようとしているわけですから、またごまかしで増税は何かまたお金で返ってくるみたいなイメージだったら、実額は絶対出てこないわけですから、きちっと説明責任を果たすんだったら、どこかはやはり誰かが負担をしないといけませんよということもきちっとやらないと、信用がなくなってくる。取られるのか、ふえるのかわからないようなイメージで5.5兆円

と言われると、いかにもお金が動くみたいに見えますけど、実額としては消費税で取られるわけです。

それとか、いろいろ心配なことがありますて、高校の無償化を所得制限すると。これ、ちょっと考えただけでも大変なことで、現場で聞いていまして大混乱みたいですね。申告制になるわけであって。申告をされなかった場合、どうするかもあるし、申告されたのをどこがやるのかといったら、基本的に当該学校でやるみたいですね。そんな所得調査みたいなことができるのかどうか。どんどん頭でっかちになっています。もう一つ、今、滋賀県と草津市で源泉徴収で課税されるということで。ニュースが出てから私、すぐに検討しているんですけど、あれも変な制度でして、幸い今、野洲市は政務調査が来ていません。あれは税務調査で見解がわかるものですけど、いずれにしても現場感覚、現場状況と国策、国政とのそのリンクが過去よりももう一つ結びつかなくなっています。

それと、もう一つ、この間もちょっと国の幹部としゃべっていたんですけども、彼らにしてみたら、やっぱり補正予算というのはありがたくないというわけですね。これはデメリットが多いです。ずっと補正予算できています。やはり通年予算で、当初予算できちっと計画的に、恒常的に財源が確保されるということでない、いかにも見せかけで財源がついたみたいに見えますけども、にわか予算というのは無駄遣いができる。将来の安定がないので、積極的な恒常的な施策ができない。先ほど野並議員が、国からのプログラムでなくなったらどうされるのかということで、市民にとってみたら、必要なニーズをきちっと安定的に財源確保されないと、信頼ができないし、市、町もサービス強化できません。ですから、今回の5.5兆円を私は否定しませんけれども、すべからず消費税と税の一体価格で安定財源をやるんだったら、ぶち込み予算じゃなしに、きちっと社会設計と財政設計をして、やられるべきだなというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（立入三千男君） 梶山議員。

○17番（梶山幾世君） わかりました。

それでは、4点目にいきたいと思います。国は地方交付税の算定を行革努力と地域経済活性化の2つの観点から行い、頑張る地方を息長く支援するといたしております。これからは自治体自ら切り開く政策力が問われてきます。今後の人材育成策について伺います。

○議長（立入三千男君） 市長。

○市長（山仲善彰君）　ご指摘のように、自治体の運営、もちろん企業でも一緒だと思いますけども、一番肝心なのは人です。人が能力を持っている、そして、前向きに仕事をする、そして、その課題をきちっと認識するといった基本的なことがあって初めてできると思っています。野洲市の場合、職員は前向きですし、使命感もありますけれども、あえて言えば、やはり他流試合ができていない。なかなか、他流試合とは変なんですけど、他の自治体とか、他の政府機関とかの交流が余りやられていません。比較的閉じこもっています。もう一つは、長年、交付税交付団体であったがために、これはある種の弊害が出ています。チェックをされないで事業計画、予算編成を立てています。よそからお金をもらわないから、質についての問いかけがないわけですね。自己資金で何もかもやってしまうと。これはやっぱり質の低下が伴います。そういったことから、できるだけ広く交流ができるようなこと、今年度から職員は国交省と交流して。交流というか、送っていますし、来年度もできればまた別の省庁に送りたいと考えています。それと、さまざまな研修機会を捉えて参加するよというのが1つです。それと、やはり内部ではかなり熱心にいろんな協議をやっていきます。冗談に申し上げているんですけど、議会の質疑より厳しいような内部協議かなと私は思っているんですけど、そのぐらいやはり、職員とやりとりをすることによって、気づきとか、情報収集とか、政策検討をしてもらおうと。これも1つだと思っています。先般、全協に示させていただきました、職員の政策提案の中でアンケートをとってくれまして、これは強制じゃないので、私はかなり正直なところが出ていると思うんですけども、相当数やりがいを持っている、あるいは、悩んでいてもそれを解決しよう、工夫しようという意識を持っている職員が多いというのは、これは健全な状態に職員の姿勢が向かっているのではないかなというふうに考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（立入三千男君）　梶山議員。

○17番（梶山幾世君）　一生懸命、職員の皆さんの声を聞いているということですけど、これから市長と職員の関係というのは非常に大事というふうに思います。お互いに信頼関係がないと、市長も言葉を申すのも遠慮があるだろうし、また、職員の皆さんも十分言いたいことも言えないということになってくると思うんですけど、職員の皆さんとのコミュニケーションで一番最も心がけておられることをもう一点聞きたいのと、あと、私も以前、野洲市版CSRの質問をしたときに、野洲市版をつくるということでお答えいただいておりますが、その後、その点について考えていかれたのか。今、答弁の中に含まれていると

は思うんですけども、答えられる範囲でお答えいただければと思います。

○議長（立入三千男君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 職員との接点は通常レベルでできるだけ普通のコミュニケーションを図るといふのと、仕事に関する協議をできるだけきめ細かく、何もかも一緒に考えるということが大事ななと思っています。ただ、立場の違いがあるので、さっきみたいに勝手に引っ張っていつているとか、聞かないとかいう話が出ているかも知れませんが、やはりビジネスでやっていますから、時間の問題とか、制約があつて。もちろん結論が先というつもりは全くないと思いますが、そういう制約の中で一定のやはりリーダーシップというのには必要かなと思いますが、可能な限り職員の意見を聞くと。

それと、ご指摘のCSRの仕組みを職員育成計画の中で、内部で検討してもらつてという。私も何度か議論したんですが、何かまだ上がつてこないんで、余り無理をしないようにというふうに思つていまして、草案か草草案ぐらいまではできていますけども、お出しができていません。ただ、さっき申し上げた、日々の実践の中でそれが実行されるようなことはしていると思つております。OJTという、オン・ザ・ジョブ・トレーニングという日常レベルでの私と職員、あるいは職員間での研さんのし合いというのが一番重要かなと思つております。

以上、お答えとします。

○議長（立入三千男君） 梶山議員。

○17番（梶山幾世君） わかりました。

じゃ、次の質問にまいりたいと思います。次、2点目ですけども、災害と地方自治体の役割についてお伺いいたします。先日、「災害と地方財政」というテーマでの研修を受けてまいりました。自然の災害、災害素因の多さを改めて知つた状況でございます。例えば、風害、寒風害、風塵、雨害、水害、土砂流、山崩れ、降水害、冠水害、人工水害、埃害、雪害、雪崩、干ばつ、震災、津波、地盤沈下、地滑り、山火事、労働災害、虫害、葉害等々43もあるということその研修で、この災害素因があるということを確認した次第でございます。これにはもちろん災害の地域性があります。地域の自然環境、都市、農村の構造、居住様式、生活様式等、防災への対応様式、これらの地域特性が最も重要になってくると思つています。

そこで、災害対策制度としては、予防対策、応急対策、復旧対策、復興対策を地方自治体に位置付けております。ちょっと詳しくいろいろと勉強してきたんですけども、そうい



う前段の中で、9月15日から16日にかけての大雨は数十年に1度と言われる雨量でした。私も深夜の11時過ぎに電話があり、川の水があふれて家の前が大変という電話がありましたので、すぐに行きましたが、もう既に道は川となっており、初めて見た光景でございました。既に消防車と消防隊員の皆さんが駆けつけていただき、土のうを積んでいただいておりますので、家の浸水は免れました。そして、駅前には既に通行止めとなっております。そこで、帰りに市役所に寄りましたら、部長が表におられまして、今対応しているということで、道路河川課と市民課に顔を出しましたら、皆さんが本当にひっきりなしに電話で対応されておりました。本当にこの状態だと、皆さん徹夜で対応してくださるんだという思いで、感謝して帰宅をした次第でございます。翌朝は大変な被害でありました。行政の皆さんも報告がありますように、全員総出で今回の対応をしてくださったと、心から感謝した次第でございます。

その後、被災者のところに、いろんなどころにお伺いしましたが、やはりその状況によりますと、行政や議員に対応して、議員の、私も含めてですけども、対応につきまして、非常に苦言もたくさんいただいた次第でございます。すぐに駆けつけたところは非常に喜んでいただいたんですけども、行ってないところからはさまざまな声を聞かせていただき、もっと広範囲に気配りが必要だったと私自身も反省させられ、課題があった次第でございます。

そこで、次の点をお伺いいたします。まず1点目。今回の行政が対応された課題はどういうものがあったのか。昨日から出ておりますけれども、再度お答えいただければと思います。よろしく願いいたします。

○議長（立入三千男君） 市民部長。

○市民部長（佐敷政紀君） 梶山議員の今回の行政の課題につきまして、お答えいたします。行政の対応といたしましては、きのうの一般質問の答弁、また、先の鈴木議員のご質問にお答えしたとおりでございます。課題につきましても、昨日答弁いたしましたように、災害対策本部体制の強化、指揮命令系統の一本化、災害情報の市民への情報伝達や庁内の情報共有のあり方、避難所の運営等の課題があると答弁させていただきました。それらの課題の反省点につきましては、これも答弁させていただきましたとおり、今月の全員協議会に報告させていただく予定でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（立入三千男君） 梶山議員。

○17番（梶山幾世君） 昨日から聞いておりますので、わかりました。

次、2点目ですけれども、被災者への対応は十分にできたのかどうか。この点をお伺いいたします。

○議長（立入三千男君） 市民部長。

○市民部長（佐敷政紀君） 2点目でございます。災害によって被害を受けられた市民に対しましては、災害弔慰金等の支給や生活資金の貸し付け、租税等の徴収猶予や減免措置、雇用機会の確保、住宅の復興等によって生活の安定を図ることにより、事実的な生活再建の支援を図っていきたいと考えております。現在、ごみ処理の手数料の免除以外の申請はございません。

以上でございます。

○議長（立入三千男君） 梶山議員。

○17番（梶山幾世君） わかりました。

じゃ、次にいきます。県の補助制度ですね。県も素早く補助体制制度を新聞でも発表されておりましたけれども、この制度の対象があったのかどうか、どういう状況なのか、お伺いしたいと思います。

○議長（立入三千男君） 市民部長。

○市民部長（佐敷政紀君） 3点目の県の補助制度でございますが、被災者生活再建支援制度、税の軽減制度などがありますが、対象は床上浸水以上や、災害により納税不可となったなど、条件のため、本市では対象となっております。また、農業面では、国の被災農業向け経営体育成支援事業があり、ビニールハウスの倒壊などの復旧等で3割の助成支援が受けられ、現在、6名の方が申請されておられます。また、滋賀県台風18号災害義援金の配分基準が定まりまして、本来は床上浸水以上が対象基準でございましたが、県内の床下浸水が約880件あったことから、今回に限り、床下浸水も住み家も対象になるということを知っておりますので、申請をしていきたいと考えております。

○議長（立入三千男君） 梶山議員。

○17番（梶山幾世君） ちょっと1点だけお伺いしたいと思います。この今回の被災状況がホームページで昨日からも数言っていただいているように出ておまして、今回、27棟が床下浸水ということで、ここでは出ておりますが、この床下浸水27棟は正しい数字なのか。また、今、義援金の対象者が27棟全てに義援金が支払われているのか、この点をお伺いしたいと思います。

○議長（立入三千男君） 市民部長。

○市民部長（佐敷政紀君） 27件につきましては最新の数字でございます。それと、県の義援金につきましては、現在、配分基準が定まったところでございます。今後、県の方から通知がございまして、私どもの方からまた被災者の方に申請の通知を探していただくか、そういう形の内容になると思います。まだ詳細な決定は下されておられません。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（立入三千男君） 梶山議員。

○17番（梶山幾世君） それでは、次にまいります。今後の予防対策、予防施策ですね、どのように考えておられるのか、お伺いいたします。

○議長（立入三千男君） 市民部長。

○市民部長（佐敷政紀君） 今後の予防対策につきましては、野洲市の地域防災計画の災害予防計画に基づきまして、市民の皆様方の生命、安全確保等、安心して暮らせる地域づくりを目指して、自助、共助の役割と行政が共に取り組んでいけるよう、推進していきたいと考えております。

また、今回の台風18号を教訓に検証した課題等についても、実践に生かしたいと思っております。

○議長（立入三千男君） 梶山議員。

○17番（梶山幾世君） そうですね、予防対策はやはり自分で自分の身を守ることが一番大事ですね。また、近隣との共助、公助ということで、今言っていたのとおりなんですけども、やはりこの自助、共助というのは、日ごろから自分の地域がどういう状況であるかということをしつかりと把握しながら、いろんな震災があった場合とか、地震があった場合とか、さまざまな災害のときにすぐそういう対応できる体制づくりというのは、やはり日ごろからの自分の意識とか、自治会の訓練ですね、そういうところにあると思うんですけども、私も地元の自治会で、陸訓練も、図上訓練も2回参加させていただいたり、消火訓練も話を聞きながら実際訓練したりとか、避難訓練も実際したりとか、そのたびに気をつけなければいけない、意識しなければいけないということで、少しずつそういう意識が高まっているなということを感じるんですけども。今、そういう各自治会で、きちっとそういう本当にこう、年に何回かというのは全部できているのでしょうか。これ、これからは大事なことだと思うんですけど。予防施策として何かありますか。

○議長（立入三千男君） 市民部長。

○市民部長（佐敷政紀君） 支援単位としましては、防災訓練を年1回、各学区ごとに持ち回りで実施させていただいております。また、各自治会におきましての避難訓練、また、防災訓練等につきましても、全部が全部という形の把握はできておりませんが、大部分で実施させていただいていると思います。また、自主防災組織がございますので、そのリーダー研修を開催させております。これで1日研修を3回程度させていただいておりますので、そこから皆さんの方に伝達していただければと思っております。

○議長（立入三千男君） 梶山議員。

○17番（梶山幾世君） 十分に、各自治体が差がないように、全体が底上げできるように働きかけをぜひしていただきたいと思っております。

それでは、次にまいります。今回の対策への優先順位があったのかどうか。その優先順位をどのように考えておられるのか、お伺いいたします。

○議長（立入三千男君） 市民部長。

○市民部長（佐敷政紀君） 5点目でございますが、人命を最も優先すべきという観点に立ちまして、災害から市民の生命と財産を守るため、行政、市民とが一体となって防災、減災のまちづくりを推進していきたいという形で考えておりまして、その対策をとっております。

○議長（立入三千男君） 梶山議員。

○17番（梶山幾世君） それでは、最後6点目ですね。今までの話の中から、まとめということに、総合的になるんですけども、災害と地方自治体の役割についての考えですね、本市としての考えを災害防災計画はできておりますけども、もう一度お伺いしたいと思います。

○議長（立入三千男君） 市民部長。

○市民部長（佐敷政紀君） 6点目でございます。災害に対する行政の役割ですが、災害に対しましては、本市の地域防災計画の基本方針に基づきまして、市民の生命、財産を保護することを目的としております。また、市といたしましては、きちっと市の責任を果たしていくことが重要でございますが、やはり自助、共助、公助という理念はそれぞれの立場でそれぞれの責務、役割を理解して、共同でもって災害対応にあたっていくのが本来の災害対応の基本となるのではないかと考えております。

以上、答弁いたします。

○議長（立入三千男君） 梶山議員。

○17番（梶山幾世君） 今回のいろんな台風被害の状況の教訓を生かして、また防災計画を充実したものにまた変えていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、最後の質問にまいりたいと思います。3点目、成年後見制度の充実についてお伺いいたします。高齢化は大きな問題であり、市民一人ひとりが地域で安心して暮らしていくためには、成年後見制度そのものを広く市民の方に周知していくことが必要だと思います。本市も平成18年10月16日、野洲市成年後見制度等要支援事業要綱を作成されております。この制度の取り組みを進めていただいておりますが、昨今なんですけれども、知的障がい者の方、高齢者の方々から相続の問題等不安の声を聞かせていただいております。

そこで、さらなる充実が必要と考え、次の点をお伺いいたします。まず1点。成年後見制度に対する本市の取り組みについてお伺いいたします。

○議長（立入三千男君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（川端弘一君） 梶山議員の成年後見制度の充実をについて、1点目の成年後見制度に対する取り組みにつきまして、お答えを申し上げます。認知症の高齢者やひとり暮らしの高齢者の増加に伴いまして、成年後見制度の必要性は一層高まってきております。野洲市でも平成24年度より湖南4市が協定をいたしまして、特定非営利活動法人成年後見センターもだまと業務委託を締結いたしまして、対象者の親族や関係機関からの相談、申し立ての手續の支援を行っております。

また、親族からの申し立て支援が得られない方や、本人申し立てのできない方につきましては、市長申し立てといたしまして、市から家庭裁判所に申し立てを行って対応しておるところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（立入三千男君） 梶山議員。

○17番（梶山幾世君） それでは、2点目にいきます。老人福祉法第32条の2の新設等により、市町村、都道府県に対して法定後見制度の運用基盤、体制の整備を求めているのですが、これについてどのような考えか、お伺いいたします。

○議長（立入三千男君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（川端弘一君） 野洲市におきましては、老人福祉法第32条の2により、人材育成、研修の実施、あるいは家庭裁判所への後見人の推薦等は行っておりません。湖南4市が連携いたしまして、人材の育成や研修の実施のため、まずは成年後見

制度を理解してもらうための事業といたしまして、市民向けの研修会、あるいは講演会をもだまに委託して、実施して、啓発しているのが現状でございます。

○議長（立入三千男君） 梶山議員。

○17番（梶山幾世君） 今、市民向けの研修会をされているということですが、対象者と何回ぐらい研修されているのか、その研修をされた後、どのように研修を受けた方が取り組んでいかれるのか、この件をお伺いさせていただきます。

○議長（立入三千男君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（川端弘一君） 平成24年度に野洲市で行いました、湖南4市がやっているんですが、そのうち野洲市を会場として行いましたのが1回、今年度は2回でございます。受講生は今年度第1回は既にやっておりますので、20名の参加を得ておりまして、対象者は民生委員、児童委員の方々にお聞きいただいております、地域でのお困りの方のご相談に応じていただくことを進めてまいっております。

○議長（立入三千男君） 梶山議員。

○17番（梶山幾世君） それでは、次にまいります。市民後見人候補者の要請、登録バンクの考えはどのようにお持ちか、お伺いいたします。

○議長（立入三千男君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（川端弘一君） 今後、対象者が増加する中で、大事な事項であるという認識はしてございます。しかし、専門職による後見でもなかなか難しいケースが多く、いろんな事件も発生してございます。財産管理や身上監護等、本人にかわっての契約行為が発生することから、的確に対応できる方の知識や力量が求められておりますため、現段階では、専門職の中から家庭裁判所が選任をした方での対応というふうに考えてございます。

○議長（立入三千男君） 梶山議員。

○17番（梶山幾世君） これから、こういう相談されることがふえてくるということをおっしゃいましたけども、その段階で、やはりこれから非常にいろんな事件もありますので、本当に携わる方との信頼関係とか、100%信用しないと、詐欺のようなことが起きることも考えられるんですけども、ニーズが多くなれば、専門職の方だけでは非常に難しい部分があるんではないかと思います。

先日も、行政書士で一般社団法人成年後見サポートセンターをされている方が見えまして、お話ししてくださっていたんですけども、1人が、もう最高10人までしかそうい

う対応ができないので、限界があるので、やはりそういう市民、後見人、候補者という育成というのは、これからは非常に大事ですねというお話があったんですけどね、その辺で、市としてはもう絶対無理という、今後考えていかなければいけないというふうにおっしゃっているのか、方向性としてはどうなんでしょうかね。ちょっとその辺の観点をもう一度お伺いしたいと思います。

○議長（立入三千男君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（川端弘一君） 市民後見制度を導入する場合、国の方は社会福祉協議会、あるいはNPO法人など、適切に業務運営が確保できると認められる団体に委託して、まずは後見実施機関、成年後見センターの設置を検討するというふうになってございまして、県内では大津市が確実な後見センターではないんですが、市民後見制度ではないんですが、後見人を補佐するというので、地域支援員というような制度を設けておられます。まずはそのようなところからの着手になるかと。いわゆる後見人の育成というところが非常に大事なところではございますので、そのようなところからの取り組みになるというふうに考えてございます。

○議長（立入三千男君） 梶山議員。

○17番（梶山幾世君） それでは、次にいきます。4点目、社会福祉協議会との連携についてお伺いいたします。

○議長（立入三千男君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（川端弘一君） 社会福祉協議会との連携でございしますが、市の関係課と社会福祉協議会によりますケース会議を行いまして、その結果、成年後見人を選任するまでは、何か日常的な金銭管理などに不安を持っておられる方の生活を整える必要があると判断いたしました。その場合には本人に確認をとった後に、社会福祉協議会が金銭管理者となり、地域福祉権利擁護事業のサービスを行っております。

○議長（立入三千男君） 梶山議員。

○17番（梶山幾世君） 一部ちょっと私、知っている方とかも、安心して社協には任せているということも聞いておりますので。わかりました。

それでは、最後にお伺いいたします。市民生活相談課で一応、総合相談窓口ということで受けております。この相談体制で十分なのか、また、ちょっと私はもっともこの後見制度については市民に周知する必要があると思います。わからなくて、どこにこういう相談を持っていったいいかわからないという方も、結構聞くところによると、多いですの

で、この辺をもっと考えていかなければいけないというふうに思うんですけども。また、今、現状、今年度ですね、ちょっとこれは質問に入れていないんですけども、人数、どのぐらいの相談があったのか、もしわかれば。わからなければ、いいです。この5点目について、ご回答をお願いします。あ、済みません、いいですか。もう1回言いましょうか。いいですかね。市民生活相談課で相談体制は十分なのか、もっと啓発が必要ではないか、わかりやすくするべきではないかということです。

○議長（立入三千男君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（川端弘一君） 市民生活相談課での成年後見制度の相談は、相談者の承諾を得た上で、対象者の状況によりまして、高齢福祉課、あるいは地域包括支援センター、障がい者自立支援課等、その方の特性に応じまして相談内容を伝達し、個々にそれぞれの課で対応しているところでございます。なお、市民生活相談課での今年度4月から、11月いっぱいまでの受け付けは7件でございます。

○議長（立入三千男君） 梶山議員。

○17番（梶山幾世君） いろいろと流れを聞かせていただきまして、やはり、せんだって野洲市がよそよりも相談体制が、市民への周知が遅れているのではないかと、そういうよそからの、行政書士さんからの話がありまして、月に1回ぐらいですね、成年後見制度を、遺言とか、相続とか、そういう無料相談を行いたいの、ぜひそういうことも行政と一緒に考えていただきたいという、そういうお話がありました。それを聞きながら、やはりこの、私たちはこうして役所に来ておりますので、成年後見制度、国がつくられた制度ですので、周知はされているんですけども、まだまだ身近に感じない状況の中で、知らない方も多いです。こういうことを周知してあげないと、いざというときにどうすればいいんだということで、困ることになってきます。今、民生委員20名の方が受けられて、20名の方はしっかりとこの成年後見制度のことを学ばれたと思うんですけども、これから私は成年後見者の制度の相談支援員という、先ほど大津で地域支援員という方のお話がありましたけども、そういう相談をするための相談支援員さんを養成していくという意味では、今の研修ですね、先ほどの民生委員さんの研修をしっかりといただいて、地域でまた自治会の中で成年後見制度について、また自治会の中で学んでいくという、そういうすそ野を広げていくということがこれからは大事かと思っておりますので、そういう点、これからちょっと考えていただければと思いますけども、この考え、どうでしょうか。

○議長（立入三千男君） 健康福祉部政策監。



○健康福祉部政策監（川端弘一君） 今年度もう1回、研修会を予定しているんですが、ここにつきましては野洲養護学校の保護者の方を考えてございまして、いわゆるいろんな対象者がおられますので、そういったいわゆる成年後見を必要としておられる方の身近なところにおられる方への研修といたしますか、啓発といたしますか、周知というのをいろんな方法を使いまして図ってまいりたいと思います。

○議長（立入三千男君） 梶山議員。

○17番（梶山幾世君） 野洲市に住む皆さんがどんな状況であれ、最後まで安心して住んでいける体制づくりが必要になってくると思いますので、この制度の充実に向けて取り組んでいただきたいことをお願いいたしまして、質問を終わらせていただきます。

以上でございます。

○議長（立入三千男君） お諮りいたします。本日の会議時間は会議規則第9条、第1項の規定により午後5時までとなっておりますが、議事の都合上、会議規則第9条、第2項の規定により本日の会議時間を延長いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（立入三千男君） ご異議なしと認めます。

よって、会議時間を延長することに決定いたしました。

引き続き、一般質問を行います。

次に、通告第15号、第1番、中塚尚憲議員。

中塚議員。

（発言する者あり）

○議長（立入三千男君） 暫時休憩いたします。

（午後4時41分 休憩）

（午後4時48分 再開）

○議長（立入三千男君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、通告第15号、第1番、中塚尚憲議員。

中塚議員。

○1番（中塚尚憲君） 第1番、中塚尚憲です。

今回、野洲市議選に出馬するということという形で質疑応答をさせていただきます。

今回、僕自身が選挙というものに初挑戦させていただきまして、その中でやはり初めて出て、わからないことだらけで、毎回、市役所の総務課に特別に設置された選挙管理委員

会というところに都度連絡して、これはやっていいのか、悪いのかというのを順番に確認しながら、今回、出馬というものをさせていただきました。その中で、やはり、あれっ、うんっというのが大分ありまして、今回、改めてわかりやすいように説明というか、意見、質問をさせていただいて、わかりやすく回答いただけたらなと思って、この場におります。今回、選挙というもの、皆さんは多分知ってはると思いますけれども、選挙があるときにはやっぱり選挙カーが走って、皆さん、ああ、うるさいなとか、また来よったな、選挙の期間やなど、多分、皆さんが思ってはるのが選挙やと思います。僕は今回、それを全くしなかったんです。したくなかったんです。なぜかわかりますか。やっぱり質問じゃないですね。実は、僕自身がやっぱり手を挙げたときに、もしくは出馬の紙をもらいに役場に来たときに、2日後にお父さんから、お前出るのかと。市役所に僕は紙を取りに来ただけです。どこからか見てはって、回って、回って、2日後には家の中まで全部知っている、そういうような地域なんですね、まあ言うたら、どこかに知り合いがいるというような。その中で、こういう若い世代と呼ばれる者が新しいことをしようと思って手を挙げようとしたときに、やはりいろいろ心が折れそうになることももちろんありますし、その中でも自分のまちを大事にしたいという思いもあります。その中で次の4年後、同じように舞台上がってほしい、若い世代に対してわかりやすい選挙の入口がつけられたらなと思って、今回、質問させてもらいます。

今回、市役所の選挙管理委員会のところに書類をもらいにいったところに、通常だと、事前の説明会と呼ばれるものが選挙に出る前にあるらしいです。僕は突然出ようと思ったので、その辺の情報も知らなかったんですけれども。なので、通常他の方はその事前の説明会に行って、名前であったりとか、住所とか、そういうのを紙に記入してその勉強会を受けてはりました。僕はその後に出馬の書類をもらいに選挙管理委員会の方の窓口に行きまして、書類が欲しいと。そしたら、連絡するかもしれんから、住所と名前を教えて下さいという形で記載を求められたんですけれども、そのときに書いたのは普通の紙ですね、A4の普通のコピー用紙、何も個人情報の云々関係ない普通の紙ですわ、そこに名前と住所、連絡先、選挙管理委員会から僕に連絡があるというつもりだったので、僕の携帯番号を書いて出しました。

数日後、とある新聞社さんから僕の携帯に、おまえ出るんかと。おまえ出るんか、出えへんのか、どっちやみたいな電話がかかってきまして、僕はどこから聞かれたんですかと。そしたら、やっぱり選挙管理委員会の方から、掲示されたので、そこを見てかけましたと。

いや、僕は普通のコピー用紙に書きましたと。僕の情報は選挙管理委員さんが使うというので、僕は書いただけです、なので、あなたがかけてくるのはおかしいですよと。その方にも選挙管理委員はこれを許可しはったんですかと確認しました。そしたら、許可された。だから、かけていると。その後に選挙管理委員会の方に連絡させてもらって、全く知らんところから僕の情報が漏れてかかってくるよと、そういう形で連絡があったので、僕はやっぱり今の携帯の契約もそうですし、銀行の契約もそうです、今だと個人情報の承諾書と呼ばれるものは必ず多分1枚余分にサインさせられていると思うんですね。それが総務課という場所で、僕の個人情報という部分を渡した場合に、そういうふうな承諾なく第三者に渡ってしまっていたということがあり、こういうことを例えば、僕は例えば今、書類をもらいに行っただけでした。それというのは、まあ言うたら、出ない可能性もあります。そしたら、出馬する可能性もなくなります。そういう場合においても個人情報というのは守られないのかなという、すごい不安に思い、それが行政が今までとってきて、個人情報というのをそういうふうな形で守ってもらえていないのかなというのがちょっと不安になりまして、そういうふうなことも思い、今回、個人情報の扱いに関して、選挙に選挙管理委員会が立ち上がっている場合において、個人情報の管理に関してどうお考えかなと思ひまして、質問させていただきます。

○議長（立入三千男君） 選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（新庄敏雅君） 中塚議員の野洲市議選に関することについて、お答えを申し上げます。

立候補予定者の個人情報につきましては、立候補の手續の説明を受けられて、立候補届出書類を受けられた時点で、公職の立候補者となるべき準備を開始されたものと解しております。慣行として、公にされる情報としてこれを扱って、従来からマスコミへの情報提供を行うことで、選挙での立候補者情報の新聞掲載等を通じて市民の知る権利の保障、公正で透明な選挙執行に資するものと、このように考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（立入三千男君） 中塚議員。

○1番（中塚尚憲君） 済みません、書面的なものの承諾書というものは今後もつくられない予定ですか。

○議長（立入三千男君） 選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（新庄敏雅君） これにつきましては、事前の説明会には様式を

つくらせていただいて、承諾を得た中でこのような今の考えのもとに公表をさせていただいているというところでございます。

○議長（立入三千男君） 中塚議員。

○1番（中塚尚憲君） 済みません、事前の説明会というのは絶対ではないですよ。それに対して、出ていない人に。僕はその事前説明会には出ていませんので、その後の者に対しては、個人情報の部分というのは承諾の書面はないんですかね。

○議長（立入三千男君） 選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（新庄敏雅君） この点については中塚議員からいろいろと申し出がありましたので、個々に説明をさせていただいたということで了解をしているんですが、私としては。

○議長（立入三千男君） 中塚議員。

○1番（中塚尚憲君） 済みません、今後の対応についてお伺いしたくて。今やと、やっぱり個々の対応ということは不透明な部分が多いんですね。その部分に対して、この人はこうやったとかではなくて、個人情報と呼ばれるものになりますので。僕は大変困った思いがありましたので、しっかりした対応というのを期待してしまして。どうお考えですか。

○議長（立入三千男君） 選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（新庄敏雅君） 説明会時にお配りした様式ですね、これを説明会のときにご出席いただけなかった方には、示して、その個人情報については理解いただいた中で公開していくと、このような手続で進めさせていただきたいと思います。

○議長（立入三千男君） 中塚議員。

○1番（中塚尚憲君） それは今後の対応ですか。

○議長（立入三千男君） 選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（新庄敏雅君） 今後です。

○議長（立入三千男君） 中塚議員、手を挙げて。

○1番（中塚尚憲君） 今後といいますと、次回の4年後の選挙には、事前説明会には必ず出なあかんということになるんですか。

○議長（立入三千男君） 選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（新庄敏雅君） 立候補届出書類を取りに来られて、私どもが説明した段階で、それは事前の説明会であろうと、告示日までに来られる間の方は同じようにさせていただきます。

○議長（立入三千男君） 中塚議員。

○1番（中塚尚憲君） そのときに書く書面はご用意していただけるんですか。書式ですね。僕のとときには、コピー用紙の真っ白な紙を総務課にただ置いていただけなんです。なので、選挙に出る紙とはまた違うかと。勉強会の書式はありましたけど、あれは勉強会と書いてある書式の中で、個人情報を書いてありました。じゃなくて、勉強会が終わった後に対する書式というのは、ご用意していただけるんですか。

○議長（立入三千男君） 選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（新庄敏雅君） 終わった後も前も同じ様式でさせていただきます。

○議長（立入三千男君） 中塚議員。

○1番（中塚尚憲君） 多分、あの文章には事前説明会というような言葉が入っていたと思うので、それを公的文書で、その説明会が終わった後に来た人を、個人情報書くというのは書面的には効力があるんですか。

○議長（立入三千男君） 選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（新庄敏雅君） 効力というよりは、あの中で一定限個人情報の事前の承諾をいただくというものなので、その中には、書いていただくのはお名前なり、連絡先ですね、この情報のみを書いていただいて、マスコミ等に情報の提供をしていくということなんです。

○議長（立入三千男君） 中塚議員。

○1番（中塚尚憲君） そうしましたら、あの書面はご存知ですかね。事前説明会のときに来はった方がお名前を書いてはったというあの書面はご存知ですよ。あそこの下に、ちょっとこれは開示させていただきますみたいな、こう書いたのを僕は知っているんですけども、あれの後に来た、ほんまに出馬様式をもらいに行った立場としては、あそこに個人情報で承諾をしているつもり、承諾の説明もあの一文だけで個人情報が説明できているとは思えないんですけど、いかがですか。

○議長（立入三千男君） 選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（新庄敏雅君） 基本的には口頭で、あこに書いているように、準備、事前説明会もさせていただきましたので、同じような形でさせていただきますということです。

○議長（立入三千男君） 中塚議員。

- 1番(中塚尚憲君) 口頭で個人情報の承諾がとれるんですか。
- 議長(立入三千男君) 選挙管理委員会書記長。
- 選挙管理委員会書記長(新庄敏雅君) ご本人の承諾があれば、結構だと思いますが。
- 議長(立入三千男君) 中塚議員。
- 1番(中塚尚憲君) 承諾していない場合はどうしはりますか。
- 議長(立入三千男君) 選挙管理委員会書記長。
- 選挙管理委員会書記長(新庄敏雅君) 承諾いただけないケースは考えてはおらなかったんです。流れとしては承諾をいただいて、出すというようなことを思っていますので。
- 議長(立入三千男君) 中塚議員。
- 1番(中塚尚憲君) それを4年後にわかりやすくしてほしいなというお願いというか、案としてお伝えしているんですけど、お考えはいただけないんですか。
- 議長(立入三千男君) 選挙管理委員会書記長。
- 選挙管理委員会書記長(新庄敏雅君) わかりやすく説明させていただいているんですが、細かい点はいろんな議員の思いがあるようですので、選管事務局できちっと打ち合わせさせていただいた方が、より今後の扱いには効果的だと思っておりますが。
- 議長(立入三千男君) 中塚議員。
- 1番(中塚尚憲君) 各他社さん、携帯会社さんも含め、文書であんなに細かい字の個人情報承諾書というのをつくられているんですけども、野洲市の選挙管理委員会は口頭だけで個人情報が守れるという形ですか。
- 議長(立入三千男君) 選挙管理委員会書記長。
- 選挙管理委員会書記長(新庄敏雅君) 個人情報はご本人さんの承諾を得て、私どもが情報としてお預かりをしているということですね。その中でどの部分を公にしていくかというようなことで進めておるんですが。
- 議長(立入三千男君) 中塚議員。
- 1番(中塚尚憲君) 今回、不手際と思われるものがあったので、次の4年後にも同じことが起こってほしくないと思って、改めて言わせてもらっています。なので、個々で説明した、説明してないではなくて、そのために書式が1個あれば、それを読んだ人がサインをして初めて承諾になっていると思うんですけども、僕は普通のコピー用紙に名前を書いただけです。それを今は受け取ったみたいな形で言われていますけれども、それはちょっと違うと思いましたので、それを4年後に生かしてほしいという案としてお伝えして

いるんですけども。

○議長（立入三千男君） 選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（新庄敏雅君） 議員の趣旨は理解しているつもりですが。

○議長（立入三千男君） 中塚議員。

○1番（中塚尚憲君） そうしますと、4年後にはどういった形で説明していただけるんですか。

○議長（立入三千男君） 選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（新庄敏雅君） 先ほども申し上げたように、事前の説明会の様式を使わせていただくと。もうそれのみだと思っております。

○議長（立入三千男君） 中塚議員。

○1番（中塚尚憲君） はい、わかりました。

次に進めさせてもらいます。

今回、その出馬の紙を出させてもらった後、出すときか、出馬用紙を、あれは10日ですかね、10日の朝8時半から5時半の間の受け付けというような形で、僕は多分9時半ごろに持っていかせていただいたんですけども、そのときに、あちらの3階で受け付けを書いたときに、事前受け付けがもう21というような形で書かせていただいたんですけども、書きに来た段階で、周りの取材に来てはった方とかも含めて、ざわざわし、僕は全くわからなかったもので、何でざわざわしてはるんかなと思っていたんですけども。中に入って、21番目というもので選挙になったという部分になっていると思うんですけども。今回、21という数字の割り当てが、まあ言うたら、先着順なんですね、おかしいことに。さっき、公平性という部分で置いたら、くじ引き、この議会の議長の所信表明のときとかもそうなんですけれども、全部くじ引きで公平性をとられていると思っていたんですけども、この番号割り振りという部分のところだけ何で先着順なのかなと、すごい疑問が残っていたんですけども、いかがですか。

○議長（立入三千男君） 選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（新庄敏雅君） ポスターの掲示順ということですが、これは立候補届が受理されたときから、まずは選挙活動ができると。ポスター張るのも選挙活動ということですので、実は調整するということは5時まで待たないとできないと。だから、選挙活動を、選挙運動の一部を制限するということになりますので、当然のことながら届出順に張っていただくと、このようなことで定められておるところなんです。

○議長（立入三千男君） 中塚議員。

○1番（中塚尚憲君） 僕は選挙管理委員会の方に細かく、わからなかったの、順番に聞かせていただいていたんですね。やっぱり選挙違反という部分も厳しいと聞いていますし、捕まるというの聞いていますし。なので、その分でちょっとずつ慎重に、慎重に進めさせてもらっていたんです。その中で、この21番という数字に当たっただけで、すごく不利益と呼ばれるのかな、普通に選挙に出馬しましたというのと、21番目ですよというのが公平じゃなかった気がしたんです。まあ言うたら、出た段階で、あいつで選挙になった、あいつ売名行為じゃないかというのが、すごくすぐ回ってきたりとかしていたんですけれども、そういうのというのは選挙という部分、みんなが公平に選挙活動を行えるという部分において、僕は公平じゃなかった気がしたんですけれども、そういうのとかはどう思われますか。

○議長（立入三千男君） 選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（新庄敏雅君） 今お答えしていますように、選挙制度のもとに定めておりますので、私が公平とか、公平でない判断できるようなものではないんですが。

○議長（立入三千男君） 中塚議員。

○1番（中塚尚憲君） はい、わかりました。ありがとうございます。

続きまして、そのポスターというものを、今回でいうと207カ所張り回るというのがあったんですけれども、そのときに地図をいただいていたんです。僕もやっぱり野洲が長いので、もらえる地図で回れる自信があったんです。僕自身が張って回っていましたので。その中で、今回いただいた地図をちょっと拡大したのが手元にも皆さんあると思うんですけれども。このような形の地図なんです。文章で書かれているような地図と、あと、本当に詳細の地図のみがたくさん部数に分かれて渡されたんですけれども、普通やったら、交差点の信号機の名称があったりとか、目印になるポイントが描いてあったら、そこにざっくりとでも向かえていけるんですけれども、広域地図すら付けていただけなくて、これで行って下さい的な形。今回もそれで広域地図ないんですかという、もう問い合わせさせていただいたんですけど、今回これで行って下さいと言われて、その後やっぱり違う地図で、ここはどこやというのを調べて回らせてもらったんです。なので、この地図というのは今後変わる予定がないんでしょうか。

○議長（立入三千男君） 選挙管理委員会書記長。



○選挙管理委員会書記長（新庄敏雅君） この地図につきましては、これまで従来使っているものですので。もちろんご意見をちょうだいして、改善できるものは改善していきたいと考えております。

○議長（立入三千男君） 中塚議員。

○1番（中塚尚憲君） はい、わかりました。ありがとうございます。

済みません、あと1点だけ。こちらは住所が、住所すら書いていないと書いてあるんですけれども、地番すら書いていないに訂正して下さい。

今、そういう形で、ポスターを張るときに結局3日ぐらいかかったんですね。やっぱりこう、僕1人で配っていて、協力したいと言って来てくれはって、四、五人で結局回っていて、3日ぐらい。そのときに地図もわかりづらくて、僕も案内ができなくて。そのときに、今、地図で言うと、済みません、皆さん多分聞いたことはあると思うんですけど、グーグルのマップと呼ばれるものがあるんですね。多分、今、スマートフォンとかが普及してきていまして、パソコン寄りな携帯であれば、どこでも見られるよというようなサービスなんですけれども、僕はある程度残っていた地図のポイントをマップ上にばーっと打ち込んで、その地図情報をシェア、まあ言うたら、アドレスをメールで添付させてもらって、各スマートフォンでそのページを共有して見られるというような形を使わせてもらいました。これというのは多分、小一時間ぐらいでワンポイント、二、三十カ所のポイントを打たせてもらっているんですけれども、これでこう、まあ言うたら、皆さんに今配っているような紙、わかりにくいと呼ばれるような紙プラスこういうふうなものもあるというので、お金がかかりませんし、紙媒体も印刷しなくてもいい、使えないと思われている、わかりにくいという地図よりは、こういう新しいサービスで気軽に使える、今後も同じようなポイント、もし設置場所が変わらないのであれば、それもまた通年利用できますので、こういうようなサービスもあって、僕は友達とシェアしながら、こういうのを活用させてポスターを張らせていただいたというような事例だけお知らせさせていただきます。ごめんなさい。

続きまして、ごめんなさいね。ポスターに関してもう1点、疑問に思っていたことがあります。ポスター207カ所、ポスター張りだけでも先ほど言いましたけど、3日ほどかかっていました。もちろん、車で行っている場所もあれば、自転車の方もいはったと思うんですけれども。僕の選挙は選挙をしないという選挙をしていたので、少数で回っていました。中主エリアに関しては僕1人で張って回ったぐらいです。そのときに思ったのが、

あ、みんなは来てはるんやなと思ったんです。ここには1回誰かが来てはんねんなど。ポスターが張ったるわけですから。これをこう僕が張って回ったのは多分最後やったと思うので、21番だけずっとあいているのを、僕がずっと張って回っていたので。そのときにふと疑問に思ったんです。これは、まあ言うたら、最低でも21人ぐらいの方が個別に交通、車であったり、近くの自転車の方もいるかもしれませんがもという、あと、人も使って、それをこう、張って回ってはる方がいるんやなと思ったんです。でも、これは看板を立てるときに、業者さんが多分207カ所、立てて回ってはると思うんですね、その場所に。多分、その場所に立てる前にはどこか1カ所に集まっているはずなんですね、その看板というものが。急に立っていないと思いますので。そこの集まっている場所でポスターを事前に張っていただいて、業者さんに持っていただけたら、同時に開示ができて、車も要らん。何かそういうのとかができひんかなと、ふと思っていたんですけれども、いかがですか。

○議長（立入三千男君） 選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（新庄敏雅君） ポスター掲示場は何枚も張り合わせて1つのものにしていますので、業者としては10日から2週間かけたら、順番に207カ所立てています。それと、そもそも今言っていますように、ポスターを張ることが選挙活動ということですので、候補者自らが張っていただくということでございます。

○議長（立入三千男君） 中塚議員。

○1番（中塚尚憲君） ありがとうございます。

これで、今回出馬のときにいろんな疑問とかがあって、選挙に出させていただいたんですけれども、いざ結果発表の日が、20日ですよ、にあったと思うんですけれども、多分ここにははる議員さん全員、何かしらを気にしてはったと思うんです。ホームページなのか、テレビなのか、開票結果ですよ。僕もやっぱり携帯を使いながら、市のホームページを何回もチェックしましたし、逆に、え、どうなん、どうなんというのがかかってきても、いや、わからへんとかしか答えられなくて。いざ12時を多分回っていたと思うんですけれども、それまで何回その市役所のホームページを見させていただいても、自分が通っているかすらわからなくて。そしたら、友達からおめでとうというメールが。多分テレビが先に来たのかな、だったと思うんですけれども、ああいうのというのは、まあ言うたら、21人の議員、今回やと21人が出馬してはったと思うんですけれども、それまで選挙管理委員という方は、一人ひとり手厚くサポートしてくれはったんですけれども

も、開票の日だけ音信不通というか、ぱっと何もなかった感じになってしまって、例えば、多分現場にはるかと思うので、投票結果というのが多分一番早く確実な数字でわかっはるかと思うんですけども、その後に各議員さんに対して、通っていましたよとか、1本何かアクションとかを起こせないのかなと今回思ったんですけども、いかがですか。

○議長（立入三千男君） 選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（新庄敏雅君） 立候補された方は当然、当落は関心が高いということですので、ほとんどの方が開票場で結果をいち早く知っていただいていると。あとは確定のみのホームページをやめましたので、同時にマスコミに出しておりますので、この段取り、手法をもって確認をいただくということで進めておりますが。

○議長（立入三千男君） 中塚議員。

○1番（中塚尚憲君） 例えば、僕自身はやっぱりわかりにくかったんですね。その日をまたいでも、わからへんかったぐらいなんです。今回の多分ホームページ、12時ぐらいままでとまっていたと思います、今回で言えば。今、開票結果と言ってはりますけど、次の日には多分、授与式みたいなのもあったと思いますし、そういうのも踏まえると、事前に連絡していただくというのは、何か不手際というか、そういうできない理由とかがあるんでしょうか。

○議長（立入三千男君） 選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（新庄敏雅君） 理由もなければ、ある意味では、これまで連絡せずして、選挙では候補者には現場で見ただければ、答えも出ますし、選管も開票、勘定、12時まで開票場におりましたので、その方は連絡つくので、何らかの形で候補者が連絡をとっていただいて確認いただくと、こういうように考えておりますが。

○議長（立入三千男君） 中塚議員。

○1番（中塚尚憲君） 僕は今回やっぱりわかりにくく感じたので、今回こういう形で質問させていただきました。もし4年後、まだ時間がありますので、ご検討いただければ幸いです。

今回、こういう形で初めて議会というものに立たせていただきまして、わからないことだらけというのもおかしいですけども、やっぱり誰もが通ってこれる、誰もがまちに対して変えたいと思ったときに手を挙げられる、そういうような議会にしていきたいと思っていますので、今後ともよろしくお願いします。

質問を終わります。

○議長（立入三千男君） 次に、通告第16号、第2番、稲垣誠亮議員。

○2番（稲垣誠亮君） 2番、稲垣誠亮です。よろしくお願いします。新人初質問ですので、お見苦しい点、質問の流れによっては失礼な言動があるかもしれませんが、よろしくお願いします。

ナンバー1、野洲市内における小中学校の教職員の実態勤務について質問します。本質問は、労働環境をよくするためには実態の把握が不可欠という点から、行わせていただきます。日本における教職員組合の全国連合組織の1つである全日本教職員組合により、勤務実態調査2012のまとめが公表され、それによると、全国6,879人の教職員から深刻な事態が寄せられています。教職員の1カ月の校内平均時間外勤務時間は69時間32分、家に持ち帰った仕事を加えると、時間外労働は月平均91時間13分にもなり、厚生労働省の過労死ライン月80時間を10時間以上超過するレベルとのことでした。中でも、部活動顧問をしている教諭の時間外労働は長く、月平均95時間56分にのぼることです。部活動指導や平日にこなし切れない仕事を土日に回すことにより、土日の時間外労働が急増しているとのことでした。この調査結果はあくまでも1組織のものであり、教職員の実態を必ずしも絶対的に反映しているものではないことは承知していますが、野洲市内において、もし仮に総体的に同様レベルだと仮定すると、勤務自体は過酷だと言わざるを得ません。教職員の心身の健康を確保することが、ゆとりある子どもへの教育充実につながると考えますので、改善に対して一刻の猶予もなく、切迫した状況であると考えます。以上の点を踏まえ、以下の点について管理者にお聞かせ願います。

教職員間での役割分担と協力関係をつくりつつ、学校の組織的運営を行っていく上で、校長や副校長、教頭などが教職員の勤務の状況を把握することは必要不可欠であり、公立学校の教員を含む地方公務員には労働基準法第32条などの労働時間に関わる規制が適用されている以上、校長などは部下である教職員の勤務時間外における業務の内容やその時間数を適正に把握するなど、適切に管理する責務を有しているものと考えますが、いかがお考えでしょうか。

さらに、労働時間の適正な把握については、厚生労働省が使用者（使用者から労働時間を管理する）。

○議長（立入三千男君） ちょっと稲垣君、1問1答やろ。

○2番（稲垣誠亮君） あ、はい。

○議長（立入三千男君） 暫時休憩します。

(午後 5 時 2 2 分 休憩)

(午後 5 時 2 3 分 再開)

○議長 (立入三千男君) 休憩前に引き続きまして会議を開きます。

今は 1 問 1 答さけ、そこで、いかがお考えでしょうかのところでとめて下さい。

○2 番 (稲垣誠亮君) はい、失礼しました。

○議長 (立入三千男君) 教育長。

○教育長 (川端敏男君) 小中学校の教職員の勤務実態について、校長の責務についてのお尋ねでございますが、公立学校の教員も地方公務員であります。したがって、労働基準法が適用されております。よって、校長や教頭は所属する教職員の勤務時間などを把握する責務を有しております。

以上でございます。

○議長 (立入三千男君) 稲垣議員。

○2 番 (稲垣誠亮君) ありがとうございます。

今後は議長の問いかけに対して異議があるときは、1 人であってもきちんと発言したいと思っております。

さらに、労働時間の適正な把握については、厚生労働省が使用者（使用者から労働時間を管理する権限を、委譲を受けた者を含む。以下同じ）に労働者の労働時間を適正に把握する責務があることを明確にしており、労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置を示した、労働時間の適切な把握のために使用者が講ずべき措置に関する基準を策定しています。これは公立学校にも適用されるものであり、この中で始業、終業時刻を確認し、記録することなどが示されています。そこで、野洲市内における教職員の休日を含めた校内における平均時間外勤務時間、家に持ち帰って仕事をしている平均時間外勤務時間の 2 点は管理者として把握すべき基本的事項と考えますので、小学校、中学校別にお知らせ下さい。

○議長 (立入三千男君) 教育長。

○教育長 (川端敏男君) 教職員の時間外の勤務時間でございますけれども、終業時刻を終了してから勤務した時間を集計しておりまして、その集計は自己申告による時間外労働等申告書によって集計しております。その時間外申告書によって管理職は個々の教員の時間外勤務時間を把握しているところでございます。校内における 10 月の教員の平均時間外勤務時間でございますけれども、これは学校あるいは個々の教職員によって時間の長

短はございますけれども、小学校では約35時間となっております。中学校におきましては、管理職による教員の退勤時間の調査によりまして、小学校とほぼ同等となっておりますのでございます。なお、持ち帰っての仕事をしている時間につきましては、正確に把握はできておりません。

以上でございます。

○議長（立入三千男君） 稲垣議員。

○2番（稲垣誠亮君） それでは、各学校に提出された、今おっしゃられた自己申告書の提出率はいったいどのぐらいでしょうか。お尋ね申し上げます。

○議長（立入三千男君） 教育長。

○教育長（川端敏男君） 詳しい提出率につきましては把握をしておりますけれども、先ほども申しましたように、これは自己申告でございますので、自分が出そうということであれば、出しているところがございます。

以上です。

○議長（立入三千男君） 稲垣議員。

○2番（稲垣誠亮君） 僕自身も人を雇用しているんですけども、今おっしゃられることを解釈すると、勤務時間を学校長としては把握されていないということで受け取ってよろしいでしょうか。

○議長（立入三千男君） 教育長。

○教育長（川端敏男君） 自己申告書といいたいでしょうか、報告書を、提出を必ずしも求めておりませんが、教職員が時間外で勤務をしている場合は、校長もしくは教頭が学校に残っております、個々の先生方の時間外勤務の状況については把握をしているところがございます。

○議長（立入三千男君） 稲垣議員。

○2番（稲垣誠亮君） 中学校の自己申告書は北村次長に先日確認させていただきましたところ、回収していないという返事をいただきまして、小学校に関しては例えば10月度、野洲小学校に関しては提出率が28%、祇王小学校に関しては80%というふうに数字を計算したんですけども。では、校長先生が現場にいるということなんですけども、時間管理の1人の管理職さんがそんな何十人も管理できるものではないと思っはいるんですけど、正確な勤務時間を提示できないということによろしいでしょうか。

○議長（立入三千男君） 教育長。

○教育長（川端敏男君）　ちょっと質問の意味がわかりかねるんですが、先ほども申しましたように、管理職がそれぞれの教員の時間外勤務の時間については把握をしているということしか、今お答えができないんですが、ちょっと質問の意味がわかりかねたものですけども。

○議長（立入三千男君）　稲垣議員。

○2番（稲垣誠亮君）　つまり、何時間、勤務時間と勤務時間外勤務があるか、把握をされていらっしゃるかということです。

○議長（立入三千男君）　教育長。

○教育長（川端敏男君）　個々の先生方が申告書というか、報告書を出してくだされば、それは何時間勤務しているかということはわかりますけれども、一々管理職がA先生は何時に帰ったとか、B先生は何時に帰ったとか、また、終業時刻が終わった後、家庭訪問に行っておられて、そのまま直接家に帰られる先生もございますので、そこら辺の細かいといていまいしょうか、確かな数字は把握はできておりません。

○議長（立入三千男君）　稲垣議員。

○2番（稲垣誠亮君）　結局のところ、時間として書面なり、記録なりで残っていないということで、実際上残っていないということよろしいでしょうか。

○議長（立入三千男君）　教育長。

○教育長（川端敏男君）　勤務時間、時間外勤務につきましてはきちっとした報告書を、提出を求めているところでございますが、先ほども申し上げましたように、これは自己申告になっておりまして、例えば、もう1時間ぐらいやったらいわとか、そういう先生もおいでになりますので、確かな把握といていまいしょうか、そういったことはできておらない状況でございます。

○議長（立入三千男君）　稲垣議員。

○2番（稲垣誠亮君）　そもそも教職員の時間管理がどうしてもなおざりになりがちかという、やはり教職員に対しては一般行政職員と違って、残業代の方が調整手当で結局は4%で済まされてしまうということで、どうしても過剰労働に陥りやすい環境下にあると思うんですね。だからこそ、より注意を払って労働管理を行う必要があると思うんです。例えば、先ほど台風の件で急な出勤を強いられた市職員さんもいると思うんですけど、そちらの方なんかはやはり別途報酬が発生していることだと思えます。教職員の先生には、例えば、突然深夜に出ていったとしても報酬が発生しないものだと思うんですね。なので、そ

ういうふうに労務管理が不手際になりがちになりやすい傾向があると思うんですが、教育長の見解としてはいかがでしょうか。

○議長（立入三千男君） 教育長。

○教育長（川端敏男君） 教職員の場合は教職調整額というのが支給されておりました、これは給料の月額の4%が支給をされております。校長もしくは教頭が時間外勤務を命ずる場合は4つの限定された項目がございまして、1つは実習に関する事とか、修学旅行などの学校行事、それから職員会議、それから、今の非常災害とか、非常災害の場合の出勤を命じたとき、そのときは時間外勤務としてきちっとした手当は支給されているところですよ。

○議長（立入三千男君） 稲垣議員。

○2番（稲垣誠亮君） 先ほどから繰り返し、書類が出ていないのでわからないというふうに聞こえたんですけど、管理者がそもそも把握する責務を負っているということ、先ほど一番の最初に教育長が認められたと思うんですよ。今この質問の過程の中で正確な数字はわからないということは、僕個人的には、責務を今現在抱えていた、完全に果たし得ないのかなと思うのですが、その見解はいかがですか。

○議長（立入三千男君） 教育長。

○教育長（川端敏男君） 報告書を出す、出さないに関わらず、日ごろから管理職は個々の先生方の健康管理も含めましてきちっとした把握をしておりますので、私はそれで十分ではないかなというふうには考えております。

○議長（立入三千男君） 稲垣議員。

○2番（稲垣誠亮君） 僕は難しいことを何も言っているつもりはないんですよ。学校に来た時間と帰った時間、それだけを記録する必要があるんじゃないかなとは思っているんですが、把握する方法を考えていただいて、すぐにでも出勤時間と退勤時間を管理していただきたいと思うのですが、その点はいかがですか。

○議長（立入三千男君） 教育長。

○教育長（川端敏男君） 出勤時間それから退勤の時刻ですけれども、なかなか教師は仕事特殊なものでございまして、先ほども申し上げましたように、家庭訪問に行ってから帰宅するとか、あるいは土曜日曜に、自分の授業がこういう授業をしたいからといって、自分で自ら研修に行ったりすることもございます。それを校長に一々時間外勤務を認めてくれというようなことで申請をしないでやっている場合も多々ございますので。あるいは、



ちょっと気になる子どもさんがおりましたら、声をかけに日曜日でも行く場合もございませので、ちょっとそこら辺のことにつきましては難しいかなと、そのように考えております。

○議長（立入三千男君） 稲垣議員。

○2番（稲垣誠亮君） 普通の会社でも、直帰したり、家から出て現場に行くこともあると思うんですよ。なので、僕はそこまで細かいことは別に申し上げているつもりはないんです。学校に来た時間と帰る時間を記録することで、例えば、今報告書を出されているということなんですけど、ペーパーにこだわるのであれば、その報告書の提出率を、例えばこれ、祇王小は80%ですごく高いと思うんです。野洲小はでもそれに比べて28%の数字になっていますけど、この数字を、提出する人がよりたくさん集まれば、時間管理ができると思いますので、その提出率を上げる努力なり、啓蒙なりをしていただくことは可能でしょうか。

○議長（立入三千男君） 教育長。

○教育長（川端敏男君） 提出率を上げるためには、毎年この報告書を提出するということ、4月の時点で恐らく各学校長は自分が管理をしなければなりませんので、各職員に求めていると思います。出勤時刻、それから終業時刻をもうきちっと伝えた上で、これはこういう理由で求めているんだということを職員会議等で話をしているはずですので、今後、今申し上げましたようなことをさらに徹底するように、校長会等ではお願いしようというふうに思います。

○議長（立入三千男君） 稲垣議員。

○2番（稲垣誠亮君） ありがとうございます。

あと、先ほどから産業医という言葉をやっぱり僕、今回、教育委員会さんへの質問をいってもよく聞くんですが、野洲小学校に関しては提出率が28%ということで、例えば、祇王小学校に比べて把握がやっぱり難しい環境下にあるのかなと思うんですが、その報告書のこの28%という状況で、この産業医の受診の、この報告書で同時にこの産業医の受診の希望の確認をとっておられるみたいなんですけども、この低い提出率の中で、産業医の受診の確認というのは十分果たしているというふうに教育長はお考えでしょうか。

○議長（立入三千男君） 教育長。

○教育長（川端敏男君） 産業医の受診につきましてですけれども、年間、学校では一、二回、産業医の先生方に学校訪問をしていただいて、受診を受けてくれるように指示をし

ているところでございます。学校長あるいは教頭が個々の先生方の勤務状況を見て、一度受診をされたらどうだというふうなことを指示しているというふうに思います。

○議長（立入三千男君） 稲垣議員。

○2番（稲垣誠亮君） 実際、労働環境を考える上でも現状が把握できないと、それよりも前にやっぱりその議論を進めようがないと思いますので、今、教育長とお話をさせていただいた結果、自ら学校長の方が労働時間の把握に動かれることに関しては、やはり消極的に自ら行っていこうという姿勢に、消極的にやっぱり僕には今映ったんですよ。今、質問のやりとりをさせていただいて、学校長に正確な、大体のアバウトな感覚ではなくて具体的な数字として把握するように啓蒙していただくことと、啓蒙していただくことをお願いいたします。

次の質問に移らせていただきます。

中学校の教諭が部活動指導に従事する時間は、勤務日の場合は最も多くの時間が費やされている授業に次いで多く、また、週休日の場合は最も多くの時間が費やされており、勤務負担の増大に大きな要因となり、特に週休日の振り替えが行われずに週休日の部活動指導に従事する場合は、さらにその勤務負担が大きくなるように思われます。中学校などの教諭の勤務時間を減らし、勤務負担を軽減していくためには、部活動のあり方について見直していくことが不可欠であると考えます。まずは、部活動指導について、教員以外の専門的な指導者の活用促進をすると共に、部活動における時間外勤務が可能な限り生じることがないように、校長が適切に管理監督するよう指導を行うことが必要であると考えますが、野洲市内の中学校において、部活動指導に従事する中学校の教諭の時間外勤務が少なくなる管理・監督はされておられるのでしょうか。もし、されているのであれば、管理・監督の具体的な内容をお知らせ下さい。

○議長（立入三千男君） 教育長。

○教育長（川端敏男君） 中学校の教員にとりまして、部活動の指導に費やす時間は決して少なくはありません。そのような中、各中学校におきましては、それぞれの部活動に複数の顧問を配置し、1人の教員に負担が偏らないように配慮をしております。また、技術指導につきましても、外部の指導者を活用している部活動もございます。きのうも少し話が出ておりましたが、野洲中で栢木議員が柔道を教えているというような話もございます。さらに、土曜、日曜の活動でございますけれども、例えば、その両日共に練習に費やすことのないように配慮をしておりますし、配慮をして、そのように教員の時間外勤務時

間の縮減に努めているところでございます。なお、週休日とか、休日の部活動につきましては、事前に校長に活動予定表や許可願が提出をされますので、それによって活動状況の把握はできております。

以上でございます。

○議長（立入三千男君） 稲垣議員。

○2番（稲垣誠亮君） ありがとうございます。先生によって差が出ないと、出にくくなるような対応をされているというふうに受けとったんですが、担当する例えば部活によって、負担割合というのはかなりの差があることが僕は考えられるんですが、例えば、野球部とサッカー部と、逆に文科系の、僕は何部があるまで正確に把握していませんけど、例えば、理科部があったとするじゃないですか、その理科部と野球部の先生でやっぱり費やす時間というのはかなり差が出てくると思うんですが、その辺を平均化するような具体的な措置というのは、たとえていいんですけど、どのようなことを講じられていらっしゃいますでしょうか。どんな部活の比較でも構いません。よろしくをお願いします。

○議長（立入三千男君） 教育長。

○教育長（川端敏男君） 確かに部活動は時間の差が出てくるのは当然だと思います。例えば、部活動でも熱心に指導される先生方は2時間、3時間、土曜、日曜でもそういう時間を使われる場合もございますし、野球部のように長時間練習をするとすると、先ほど申しましたように、複数の先生で何とか軽減を図るような、そんな工夫をしているというふうに思います。

○議長（立入三千男君） 稲垣議員。

○2番（稲垣誠亮君） じゃ、引き続きよろしくお願いします。特に若い先生はなかなかやっぱり年配の先生にはそういった部分で言えないと思いますので、学校長の方から、平均化するように、少しでも荷重が偏っている方に配慮をしていただくようなことで、よろしくをお願いします。

では、3点目に移らせていただきます。野洲市内の小中学校には退勤の管理は印鑑を押す出勤簿があるのみで、正確に時間管理までを行えるタイムカードがありません。タイムカードの設置は自治体によって異なると思いますが、自己申告による労働時間の把握についてはあいまいな労働時間管理となりがちであることから、野洲市においても正確な勤務時間を把握するためにも、タイムカードの設置は急務であり、社会通念上、良識のある職場には置いてあるものと考えます。実際、市役所及び市関連施設には当然のことながらタ

タイムカードがあります。小中学校のみそれを排除するのに正当な理由はなく、多額の予算計上を必要とするものではないと考えますので、早急に設置をお願いできないでしょうか。もし設置が難しいのであれば、理由をお聞かせ下さい。

○議長（立入三千男君） 教育長。

○教育長（川端敏男君） 学校は学校教育法施行規則によりまして、出勤簿を備えなければならないことになっております。この定めによりまして、野洲市立学校職員の服務に関する規定によりまして、教職員は勤務開始時刻までに出勤し、直ちに出勤簿に自ら押印しなければならないこととなっております。なお、勤務時間終了後は随時退出することができます。こういったことから、タイムカードの導入は教職員に二度手間を強いることとなりますので、合理性に欠けるものと考えております。

以上でございます。

○議長（立入三千男君） 稲垣議員。

○2番（稲垣誠亮君） 出勤簿を置くことと、タイムカードを置くということは、また別の次元の話だと思うのですが、例えば先ほど、申告書を先生の方から提出していただいていますけども、タイムカードを置けば、そもそもその申告書が、その必要性がかなり薄れまして、僕はもうタイムカードを押せば、申告書は必要ないんじゃないかなと思うのですが、申告書の手間も省くこともできますし、学校に来たときと帰るときにカードを入れるだけの作業ですので、そんなに実行困難な作業ではないと思いますし、現に市役所の職員さんは毎日それをされているわけですから、難しい労力を要する作業ではないのですが、設置について前向きにご検討いただくことはできないでしょうか。

○議長（立入三千男君） 教育長。

○教育長（川端敏男君） 一般の事業所におきましては、タイムカードの設置の目的というのは、超過勤務手当の支給ということが挙げられると思います。ただ、先ほど質問の中でございましたけれども、教職員は超過勤務の手当が出ておりませんので、そういった必要がないんじゃないかなというふうに思っております。

○議長（立入三千男君） 稲垣議員。

○2番（稲垣誠亮君） 私、超過勤務のことでその設置をお願いしているのではなくて、労働時間の適正な把握がやはり校長先生にあることを、教育長が認められたわけですよ。あ、今、認められたと。今、1番の質問で最初に認められたと思うんですけども、認められている以上、認められているんですから、タイムカードを設置するというのには合理的

な理由があると思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（立入三千男君） 教育長。

○教育長（川端敏男君） 確かに、おっしゃるように、出勤時刻、退勤時刻をはっきりとすることはできると思うんですが、先ほど教職員の仕事の特殊性ということをもう少し話をさせていただきますけれども、研修やら、あるいは出張でよそへ出かけたときに、直帰する場合がございますね。もう勤務時間、5時とか、5時半になっても、まだ会議が続いていると、今日のようにね、あれば、もうそのままお帰りになる場合。と、もうわざわざまた学校まで来て、それを押さなければならないというような、そういうことも起こり得るのではないかなど。ですから、それよりも4月当初ですね、しっかりとした出勤時刻、退勤時刻をきちっと職員に周知をしております。その時間の中で仕事をして下さいと。

ただ、現実的には非常に仕事がこなせない場合もございますので、少し時間が延びる場合もございますので、それは仕方がないにしましても、今のようにタイムカードできちっと管理をするとすると、ちょっといろんな問題がまた逆に派生してくる場合もあるんじゃないかな。例えば、持ち帰って仕事をしなければならない先生もおいでになります。家庭の事情で介護しないといけない、あるいは育児をしないといけない。その先生につきましては、何かいつも5時半には帰るんや、あの先生は遅くまで残っている、何かそういう職員間の中でいろんな問題がまた派生するとか、発生するような場合も考えられますので、今のところ、タイムカードの設置につきましては考えておらないという状況でございます。

○議長（立入三千男君） 稲垣議員。

○2番（稲垣誠亮君） ということでしたら、今までの話を解釈すると、やはり申告書に頼るしか方法がないように僕は思いましたので、タイムカードがなじまないと言われるのであれば、申告書の正確な記述に努めていただきたいと思うんですが、あの申告書を私、見てみますと、1カ月に、毎日書いているのではなくて、月にまとめて書いているような、僕の勝手な個人的な心証ですけど、受けたのですが、あの報告書については毎日各先生が、例えば、勤務日なり、翌日なりにつけられて、精度の高いものということで解釈してよろしいでしょうか。

○議長（立入三千男君） 教育長。

○教育長（川端敏男君） 時間外勤務の報告書につきましては、きちっとして毎日書いておられるものと私は考えております。

○議長（立入三千男君） 稲垣議員。

○2番（稲垣誠亮君） 今後、やはり労働環境をよくしていきたいという観点から、僕は申告書もこれからもう見させていただこうかなと思っているんですが、実際、その学校を見ていると、例えば、野洲小学校なんかであれば、僕、よく見ているんですけど、夜中でも割と2時3時でもたまに時間が、明かりがついているときがあるんですよ。そういうことであれば、例えば、申告書の内容というのは、時間外勤務の数字がある程度大きな数字になっていると思いますので、そういった点も含めて正確にご記入いただきたいなと思うんですが。

あと、済みません、朝早く来てお仕事されていることがあると思うんですが、法定の始業時間前にお仕事されている時間ですね、その時間はあの申告書の内容にきちんと記載されているかどうかという教育長の認識について、ちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（立入三千男君） 教育長。

○教育長（川端敏男君） 出勤時刻よりも随分前から出勤されている先生もおいでになります。その分については、私の経験では余り書いておられないんじゃないかなと。先ほど2つ目の質問でしたでしょうか、時間外勤務の報告書につきましては、いわゆる退勤時刻からどれだけ勤務したかということについて書いていただいていることが中心だろうと思いますので、出勤前の超過勤務の時間については書いておらないというように思います。

○議長（立入三千男君） 稲垣議員。

○2番（稲垣誠亮君） ありがとうございます。では、次の質問に移らせていただきます。野洲市内の小中学校においては、なすべき労働に法定労働時間内に終わる仕事量に応じた人員配置がなされているかをお聞かせ下さい。

○議長（立入三千男君） 教育長。

○教育長（川端敏男君） 人員配置の件でございますけれども、学校の教員は県費の教職員でございます。したがって、国及び県の基準により、その配置の人数は決められておりまして、その規定に沿って現在、配置をされているということでございます。

○議長（立入三千男君） 稲垣議員。

○2番（稲垣誠亮君） それはもちろん県職員ということで理解しているんですけども、教育長の認識として、なすべき労働に応じた人員配置がなされているのか、見解をお聞きしたいのですが。

○議長（立入三千男君） 教育長。

○教育長（川端敏男君） 確かに最近のいろんな情勢から考えまして、教職員の仕事というのは非常に過重になっていることは事実でございます。そういった点からしますと、本当に適正な配置ができていないかと問われますと、ちょっと首をかしげたくなくるところでございます。ですから、先生方の仕事の軽減をするためにも、私費で学校教育支援員とか、あるいはオアシス相談員とかいったような先生方、支援員といいたほうが、それを配置しているところがございます。

○議長（立入三千男君） 稲垣議員。

○2番（稲垣誠亮君） それでは、野洲市内の教職員の時間外勤務を減らすために、現在、実行されている政策及び時間外勤務の目標値などがもしあるようでしたら、お知らせ下さい。

○議長（立入三千男君） 教育長。

○教育長（川端敏男君） 時間外勤務の目標値につきましては、これは設定しておりません。各学校ではやっぱり時間外勤務を減らすために、例えば、ノー残業デーとか、あるいは、今日は部活をやめましょうといったような、そういった超過勤務縮減のための取り組みは行っております。

○議長（立入三千男君） 稲垣議員。

○2番（稲垣誠亮君） このまま各学校の方で具体的に今おっしゃったノー残業デーや部活をしない日ですね、そういったものを、施策を拡充して取り組んでいただけたらと思います。

それでは、次に移らせていただきます。教職員が多忙過ぎる環境は、いじめの兆候に気づかなかつたり、気づいても、なかったことにしてくれという心理を誘発しやすい可能性があると考えますが、管理者としてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（立入三千男君） 教育長。

○教育長（川端敏男君） 確かに教職員が忙しくなりますと、子どもと向き合う時間が大変少のうなまってまいります。そういったところで、いろんな問題が生じることは承知をしております。いじめとかいったような問題も起こり得るというふうには思っております。

○議長（立入三千男君） 稲垣議員。

○2番（稲垣誠亮君） ありがとうございます。また、野洲市内の小中学校において、本年度のいじめの発生の件数についてお聞かせ下さい。その内容及び対策についてもお知らせ下さい。

○議長（立入三千男君） 教育長。

○教育長（川端敏男君） 本市における本年度のいじめの発生件数でございますけれども、4月から11月までで37件でございます。その内容につきましてですが、冷やかしかからかい、悪口や嫌なことを言われるが最も多く、遊ぶふりをしてたたかれるとか、軽くぶつかられると、あるいはスマートフォンのLINEを使って悪口を書き込むといったような報告がなされております。こういったいじめの問題への対応策でございますけれども、教育委員会としましては、あらゆる研修会とか、あるいは連絡会で3つ指示をしておるところでございます。まず1つ目でございますが、どの子にも、どの学校にもいじめは起こり得るものという認識のもとに、全教職員が共有した上で一致協力して教育活動を展開すること。2つ目は、いじめ防止対策推進法を受けまして、これから各学校で作成します学校いじめ防止基本方針の策定に取り組み、いじめの未然防止と早期発見、早期対応に向けてアンケートとか、あるいは実態調査、教育相談活動の充実を図りたいと考えております。3つ目でございますが、いじめやあるいはトラブルが発覚すれば、被害者を守り切るということを最優先に考えまして、迅速かつ丁寧な初期対応をしていくと共に、組織的な対応をしながら問題解決に向けて取り組むと。以上、3つの点を踏まえまして、いじめは絶対に許されないことを全校に啓発し、いじめ根絶に向けた取り組みを推進してまいりたいと考えております。

○議長（立入三千男君） 稲垣議員。

○2番（稲垣誠亮君） よろしくお願いたします。

次の質問に移らせていただきます。

野洲市内の同じく小中学校において、今年度の学級崩壊の件数及びその内容、対応策についてお知らせ下さい。

○議長（立入三千男君） 教育長。

○教育長（川端敏男君） 本年度の学級がうまく機能しないクラス、一般的には学級崩壊と言われておりますけれども、その件数でございますが、4件でございます。内容としましては、授業中の私語が目立ち始め、授業中に立ち歩くという児童がふえるなど、学級規律が保てない状況があります。ふだんの給食とか、あるいは掃除ですね、そういったことを怠ったりする児童が出てくるなど、学級集団としてうまく機能しないという状況も見受けられるようになりました。このような状況を改善するために、管理職あるいは支援員による補助を行ってきております。また、臨時の学級懇談会も開催をする中で保護者の方々



の協力も得るようにしまして、現在のところは保護者の協力もありまして改善されていると、そのように思っております。

○議長（立入三千男君） 稲垣議員。

○2番（稲垣誠亮君） 僕などが口を出すことでは本来はないのかもしれませんが、先生の能力もある程度差があり、学級運営の能力に差があると思うんですね。実際に学級崩壊が起こったときに、他のクラスの先生ですね、やっぱりそういう先生たちの補助なり、応援というのは大きいとは思いますが、先生によっても考え方も人それぞれですし、自分のクラスだけを精いっぱいなので、他クラスには干渉しないというような考えの先生も、もしかしたら、いらっしゃるかもしれませんが、学校長として他のクラスに働きかけて応援するというような働きかけというのは、現場の先生に実際されていらっしゃるんでしょうか。

○議長（立入三千男君） 教育長。

○教育長（川端敏男君） 学級崩壊に限らず、いじめとかいろんな問題行動が起こったときには、やはりケース会議というのを開いております、学校長を中心にしながら、生徒指導の担当とか、あるいは教育相談の担当の先生、もちろん学級担任も入りまして、どのような対応をしていけばいいのかと、そういう研修といたしましうか、学習をしているところです。そこで出たようなことをもとにしながら、次の日から学級に対応するというような形で、同僚性を発揮しながら取り組んでいるところでございます。

○議長（立入三千男君） 稲垣議員。

○2番（稲垣誠亮君） じゃ、ここも引き続きよろしく申し上げます。

7番目に、野洲市の小中学校において、本年度の不登校の件数についてお聞かせ下さい。内容、対応策についても同じくお知らせ下さい。

○議長（立入三千男君） 教育長。

○教育長（川端敏男君） 市内の月7日以上欠席児童生徒数でございますが、30名前後で毎月推移をしているところでございます。その要因としましては、自我の目覚めが起こり、情緒的な混乱とか無気力、意図的な拒否、人間関係がうまくつukれないといったようなさまざまな要因が複合しているというふうに考えております。不登校の対策としましては、各学校とも教育相談主任を中心にしたケース会議を、先ほども申し上げましたけれども、不登校の場合もケース会議を開催しまして、市の適応指導教室や市費によるオアシス相談員との連携をしながら、組織的に子どもを取り巻く環境を整え、課題解決を図る取

り組みを行っております。

以上でございます。

○議長（立入三千男君） 稲垣議員。

○2番（稲垣誠亮君） ナンバー1の質問をと思うんですが、やはり僕自身、校長先生が先生の勤務実態を把握できていないのに、子どもの実態を把握できるとは個人的には思えないのですが、実際に教育長のお話では、校長先生が現場で遅くまでいらっしゃるので、把握されているというふうに今解釈できたんですが、校長先生の勤務実態を把握することが、できないように、子どもの勤務実態を把握、済みません、子どもを勤務実態を把握することができないというふうに考えていますが、その見解をお伺いできますか。ちょっとわかりづらくて済みません。

○議長（立入三千男君） 教育長。

○教育長（川端敏男君） 教師はやはり子どもといつも向き合っておりますので、子どもの実態というのは必ず把握はしなければならないというふうに思っておりますし、子どもの実態が把握できていて、教職員の実態が把握できていないのはいかがなものかというお尋ねだろうと思うんですが、書面できちとしたものが、数字が出ないから、把握できていないということでは決してございません。日ごろ、いろんな先生方の様子、管理職を含めまして周りの同僚もよく見ておりますので、きちっと私は把握ができているというふうに思います。

○議長（立入三千男君） 稲垣議員。

○2番（稲垣誠亮君） ありがとうございます。それでは、学校現場で働いていらっしゃる教職員の方々には大変頭の下がる思いがありまして、勤労感謝の思いを込めてナンバー1の質問を終了したいと思います。

続きまして、次にナンバー2の市職員の通勤手当の監査について、質問したいと思います。

本質問は市職員さんの過失等を防ぐために行うことが趣旨で行うものです。市職員に対して、自宅から通勤費に応じて通勤手当を支給されているかと思っております。ただ、現住所が本当の現住所なのかどうかを調べるには膨大な手間がかかり、一般的には職員の申告を信じる他ないのが現状かと思っております。一般的に想定される不正受給としては、当初の旧居住地から市役所に近い場所へ引っ越したにもかかわらず、その事実を申告せず、旧住所地に応じた通勤手当を不正に受給し続けていることが可能性としてあると思っております。上記の他

には以下の例が考えられるかと思います。複数の駅から通勤可能である場合、実際に利用している駅ではなく、通勤手当が高くなる駅を届け出ている。高額となる公共交通機関を利用すると届け出て、実際は低額の公共交通機関を利用している。乗り継ぎがなくてもオーケーなのに、乗り継ぎするように届け出ている。バス等の公共交通機関を利用すると届け出ているが、実際は一部の区間あるいは全部の区間をバイク、自転車、徒歩で通勤している。届け出た住所には居住しておらず、そこより距離の近い場所、例えば、同棲先などから毎日出勤しているなどです。他自治体の例ではありますが、本年10月に三重県伊賀市の職員が通勤手当の不正受給で懲戒処分されています。伊賀市の10月16日の発表によると、人権生活部の女性職員が住居地を偽り、10年余りにわたって通勤手当約127万円を不正受給しており、停職1カ月の懲戒処分としたとのことです。不正受給の内容は平成15年の4月、伊賀市内の実家に住居を変更したのに、今年7月まで持ち家のある名張市から通勤していると届け出ていたとのことです。最大通勤距離を15.7キロごまかし、月額1万4,800円を不正に受け取っていたとのことです。市では今年6月の調査で、生活実態が伊賀市内にあることを確認したそうです。先日、総務部に確認したところ、定期購入時には写しを提出することになっているとのことでしたが、通勤定期は購入後即日売却が可能となっており、写しの提出では確認が不十分かと思われます。市職員からすれば、比較的簡単にできる行為であり、気軽な気持ちでやってしまう場合もあるかもしれません。そこで、以下の2点の内容について質問します。市職員のうち通勤手当における通勤定期相当額を受領している職員、写しの提出者は何人になりますでしょうか、お尋ねします。

○議長（立入三千男君） 総務部長。

○総務部長（新庄敏雅君） 稲垣議員の市職員の通勤手当についてお答えを申し上げます。  
対象職員は59名でございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（立入三千男君） 稲垣議員。

○2番（稲垣誠亮君） それでは、定期的な監査の実施の有無、内容についてももしあれば、お知らせ下さい。

○議長（立入三千男君） 総務部長。

○総務部長（新庄敏雅君） 監査につきましては、6カ月ごとの定期更新時に写しの提出を求めています。また、人事異動によりまして職場が変わるときにも提出を求めている

という状況でございます。

○議長（立入三千男君） 稲垣議員。

○2番（稲垣誠亮君） それでは、過去の不正受給等は過去にあったのでしょうか。もしあるようでしたら、お知らせ下さい。

○議長（立入三千男君） 総務部長。

○総務部長（新庄敏雅君） 合併後もないですし、それ以前も聞いてはおりません。

○議長（立入三千男君） 稲垣議員。

○2番（稲垣誠亮君） ありがとうございます。

通勤経路の変更等の届出が遅れることのないように、常日ごろから市職員に周知徹底し、過失等を未然に防ぐように努めるという側面もあることから、以下の2点に実施をお願いできないでしょうか。不正受給が発覚した場合の返還請求期間、懲戒処分に該当することを告知すること。お願いします。

○議長（立入三千男君） 総務部長。

○総務部長（新庄敏雅君） 不正受給につきましては誰もが想定できることですので、事前の告知は必要でないと考えています。

○議長（立入三千男君） 稲垣議員。

○2番（稲垣誠亮君） わかりました。

では、次に移らせていただきます。購入時の定期券の写しの提出の他に、現物確認をすると、監査を少なくとも年1回は実施することが必要なのではないかなど、他市の例を見ても思ったのですが、見解いかがでしょうか。

○議長（立入三千男君） 総務部長。

○総務部長（新庄敏雅君） 事後確認としましては、これまで扶養手当等の確認などいろんな手当調査をしていますので、これと兼ねましてチェック機能を働かせればと考えております。

○議長（立入三千男君） 稲垣議員。

○2番（稲垣誠亮君） ということは、事前告知なしの監査をされるおつもりはないということ解釈してよろしいでしょうか。

○議長（立入三千男君） 総務部長。

○総務部長（新庄敏雅君） そのように解釈いただいて結構です。

○議長（立入三千男君） 稲垣議員。

○2番（稲垣誠亮君） わかりました。ありがとうございました。

それでは、最後の質問に移らせていただきます。

質問の前に、私ちょっと一般質問の内容の趣旨に、制度についてちょっと理解が不足して、当初、答弁要求者のほうは校長先生のほうお願いしていたんですが、権限がないということを知りまして、執行部の方に大変失礼なことをしました。申しわけありませんでした。

それでは、質問に移らせていただきます。祇王小学校等の時間外労働の申告書についてお尋ねします。

北村教育次長に野洲市内の小中学校の教職員の勤務時間の一覧に該当するたぐいの書類の写しを求めたところ、祇王小学校の25人の教職員の平成25年10月の時間外労働の申告書等の写しをいただきました。他の小学校についても通告書を作成、現在、請求させていただいています。

○議長（立入三千男君） 入ったるで。

○2番（稲垣誠亮君） 入っていますか、はい。

先ほどと、質問がナンバー1と重複する点はあると思いますが、こちらの申告書の内容について、校長先生が実際全ての枚数において、確認されていらっしゃるのでしょうか。ぜひ直接、ぜひお聞かせ下さい。

○議長（立入三千男君） 教育長。

○教育長（川端敏男君） 申告書につきまして、校長は全て確認をしているのかというお尋ねでございますけれども、自己申告書のあった教職員の勤務時間の状況につきましては、全員分を確認し、勤務の状況を把握しているというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（立入三千男君） 稲垣議員。

○2番（稲垣誠亮君） 祇王小学校はこれ提出率が80%という数字なんですけど、大変高いなと個人的に思っていて、校長先生の運営能力がとてもお高いんだろうなと思ったのですが、教育長の見解はいかがでしょうか。

○議長（立入三千男君） 教育長。

○教育長（川端敏男君） そのとおりだと思います。

○議長（立入三千男君） 稲垣議員。

○2番（稲垣誠亮君） 僕、他の野洲市内の他の学校の提出率を全て、僕もまだ野洲小学

校しか見ていませんので、提出率がわからないのですが、恐らく祇王小学校が一番提出率に関しては80%ということで、祇王小が一番高いということによろしいでしょうか。

○議長（立入三千男君） 教育長。

○教育長（川端敏男君） 提出率につきましては、各校の提出率を私ちょっと把握はしておりませんので、高い低いは当然あるかと思っております。ちょっと先ほどの答弁の中で少し言葉が足りなかったのではないかと。確かに祇王小学校はしっかりと運営してくださっておりますけれども、提出率が低いから管理職は怠けているんだという、そういうことは決して思わないでいただきたいと思います。

○議長（立入三千男君） 稲垣議員。

○2番（稲垣誠亮君） あくまでも局地的な提出という部分だけで、僕はそこだけを聞いたつもりなので、誤解があったら大変申しわけありませんでした。ただ、恐らくなんですけど、他校と比べて格段と高い数字だと思いますので、他の学校さんも祇王小学校の提出率を目標じゃないですけども、そこに近付けていただければ、全体として、より正確なデータが出てくるのかなと思いますので、その辺もお願いしたいところではあるのですが、いかがでしょうか。

○議長（立入三千男君） 教育長。

○教育長（川端敏男君） 提出率を高めるために、校長を通して職員に周知をさせていただきたい、そのように思っております。

○議長（立入三千男君） 稲垣議員。

○2番（稲垣誠亮君） 長い時間ありがとうございました。大変ちょっと、初めての質問なので不適切な言動等が特にありましたら、謝罪いたします。ありがとうございました。

○議長（立入三千男君） 以上で、通告による一般質問は終了いたしました。

本日の日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。明7日から12月18日までの12日間は休会といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（立入三千男君） ご異議なしと認めます。

よって、明7日から12月18日までの12日間は休会することに決定いたしました。

なお、念のため申し上げます。来る12月19日は午後1時から本会議を再開いたします。

本日は、これにて散会いたします。ご苦労さんでした。(午後6時14分散会)

野洲市議会会議規則第127条の規定により下記に署名する。

平成25年12月6日

野洲市議会議長                    立 入 三千男

署 名 議 員                    東 郷 正 明

署 名 議 員                    太 田 健 一